



平成 29 年度文化庁文化芸術振興費補助金  
(文化遺産総合活用推進事業)

# 十日町市歴史文化基本構想



平成 30 年 1 月

新潟県十日町市



## はじめに

十日町市は、多様な文化財を数多く有しています。これらの文化財は、先人たちが厳しくも豊かな自然環境の下で、この地で暮らし、培ってきた歴史文化の証であり、ふるさとを理解する上で欠かすことのできない貴重な財産です。

国宝・火焰型土器を始めとする縄文時代の出土品や遺跡群、豪雪に耐えてきた建造物、雪国の生活様式を伝える民具、雄大な河岸段丘や美しい峡谷と清流が生み出す自然景観だけでなく、農業や織物などの生業から生まれた風景や技術、身近にある生活空間、言い伝えや風習、郷土料理などもまた、私たちの心のよりどころとなる、かけがえのない宝です。

今、私たちが見たり触れたりすることのできる文化財や、現代の生活にも息づく知恵は、先人たちのたゆまぬ努力によってこれまで受け継がれてきました。私たちは、これらの貴重な財産を守り、次世代へと確実に手渡さなければなりません。文化財を適切に保存し、活用することは、地域の魅力を高めるとともに、地域に誇りをもつことにもつながるものと確信しています。

このたびの「十日町市歴史文化基本構想」策定にあたっては、策定委員並びに専門委員の皆さまから多大なるご尽力を賜りました。また、調査や地域説明会において、地域自治組織の皆さまや多くの市民の皆さまにご協力いただきました。心からお礼を申し上げます。

本構想においては、社会情勢の変化に対応しながら、文化財の確実な保存と活用を図るための方針を定めました。また、市民はもとより、国内外からの来訪者からもこの地域の歴史文化に関心をもち、より深く理解していただくために「関連文化財群」や「歴史文化保存活用区域」を設定いたしました。平成 32 年春に開館予定の「新十日町市博物館」の運営や企画展示にも活用し、地域の魅力の発信に取り組んで参ります。

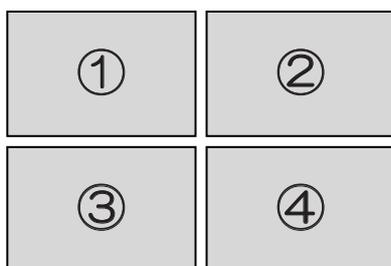
本構想が、市が目指すまちの姿として掲げる「選ばれて住み継がれるとおかまち」の実現の一助となることを期待します。

平成 30 年 1 月



十日町市長 関口 芳史

表紙の写真



①清津峡【国指定名勝・天然記念物】

②婿投げ【市指定無形民俗文化財】

③節季市で売られるチンコロ  
（縁起物のしん粉細工）

④蒲生の棚田

# 十日町市歴史文化基本構想 目次

## 第1章 歴史文化基本構想策定の背景と目的

1. 歴史文化基本構想策定の背景と目的 ————— 1
  - (1) 背景と目的
  - (2) 歴史文化基本構想の位置付け
2. 十日町市歴史文化基本構想策定にあたっての調査・検討の進め方 ——— 3
  - (1) 調査・検討の流れ
  - (2) 調査・検討の実施体制
  - (3) 十日町市歴史文化基本構想策定委員会の経緯
  - (4) 講演会・シンポジウム・地域説明会の開催
  - (5) パブリックコメント

## 第2章 十日町市の歴史文化の特徴と関連文化財群

1. 十日町市の文化財の把握 ————— 11
  - (1) 文化財の捉え方
  - (2) 指定文化財等の状況
  - (3) 未指定文化財等の調査
2. 十日町市の歴史文化の特徴 ————— 17
  - (1) 自然環境
  - (2) 社会環境
  - (3) 人文環境
  - (4) 地域別の特徴
  - (5) 十日町市の歴史文化の特徴
3. 十日町市の関連文化財群 ————— 50
  - (1) 関連文化財群の設定の考え方
  - (2) 関連文化財群の設定
  - (3) 関連文化財群の概要

## 第3章 十日町市の文化財等の保存・活用

1. 文化財等の保存・活用の現状と課題 ————— 64
  - (1) 保存に関する現状と課題
  - (2) 活用に関する現状と課題
  - (3) 保存・活用体制の現状と課題

2. 文化財等の保存・活用の方針	70
(1) 文化財等の保存・活用の目標と基本方針	
(2) 文化財等の保存・活用に向けた方策	
3. 関連文化財群の保存・活用	74
(1) 関連文化財群の保存・活用の考え方	
(2) 関連文化財群の保存・活用方針	
4. 歴史文化保存活用区域	75
(1) 歴史文化保存活用区域の考え方	
(2) 歴史文化保存活用区域の設定	
(3) 歴史文化保存活用区域の保存・活用方針	
5. 保存・活用の体制整備	87
(1) 保存・活用の体制整備の考え方	
(2) 保存・活用の体制整備方針	
6. 保存活用（管理）計画について	89
7. 今後の課題	90

## 資料編

1. 十日町市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱	92
2. 十日町市文化財一覧	93
3. 上位・関連計画の概要	97

# 第1章 歴史文化基本構想策定の背景と目的

## 1. 歴史文化基本構想策定の背景と目的

### (1) 背景と目的

#### ① 十日町市のまちづくりの方向性

十日町市では、市が目指すまちの姿を「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」として、これまで地域に脈々と受け継がれてきた自然、文化、知恵、絆などの価値をさらに高め、また新たな価値や魅力を育てて、愛着と誇りをもって住んでいくことができるまちづくりを目指している。

そのまちの姿の実現には、市民や国内外の人たちから、十日町市が住みたいまち、訪れたいまちとして選ばれることが重要であり、誰からも選ばれるまちを目指して、地域の魅力をよりいっそう磨き上げていく必要がある。そして、市民には学校教育や生涯学習を通じて、十日町市を訪れる国内外の人たちには観光等を通じて、十日町市の歴史や文化、風土を知り、理解し、地域に誇りと愛着を持っていただくことが重要であると考えます。

そのため、文化財行政においても、十日町市の総合計画等の上位・関連計画と整合を図りつつ、地域資源を戦略的に学校教育や生涯学習、観光振興等のまちづくりに生かして地域活性化を図るとともに、文化財と周辺環境等の保全につなげていくことが求められている。

#### ② 十日町市の歴史文化に関するマスタープランとしての歴史文化基本構想の策定

平成17年(2005)4月に旧十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町の5つの市町村の新設合併により誕生した十日町市は、国内有数の豪雪地帯という自然環境の下、縄文時代から受け継がれてきた地域特有の歴史や文化を有し、市内の各地域には、それらの物証として多種多様な文化財が分布している。平成30年1月現在、158件が国・県・市の文化財に指定され、9件が国の登録文化財、1件が県の選定文化財となっている。

十日町市では、これまで個々の文化財について保存の取組が進められ、概ねそれぞれの文化財単体での点としての保存整備等が実施されてきた。また、新たな指定・登録や、保存・活用など文化財保護の上で生じた問題に対しては、十日町市の文化財を総合的に網羅した方針や方向性がなかったことから、個別的な対応にとどまってきた。

さらに、近年は十日町市の歴史や文化に関わる文化財を取り巻く環境も変化しつつあり、少子高齢化による担い手不足によって、地域に伝わる祭り等の行事の継承が困難になるという問題が生じつつある。建造物についても、古くから残されてきた由緒ある建築物や古民家などが、所有者の市外転出、積雪期の維持管理上の問題などから、滅失してしまうという状況も発生している。

一方で、平成12年(2000)から3年に1度開催されている国際芸術祭「大地の芸術祭」の影響もあり、多くの地域外の人々が集落を訪れ、地域文化に触れることで多くの称賛を得た。併せて地域の人たちは、地域の素晴らしさを語りだし、もっと地域の良さを知ってもらおうと活動し始め「各地域のアイデンティティを確立し地域の良さを発信したい」という機運が高まってきている。

このような状況から、市域に分布する文化財に関して、各々の関連性や周辺環境も含めて総合的に把握し、市の歴史や風土の特徴を踏まえた方針の下、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な財産である文化財を、長期的かつ計画的に保存・継承・活用していく。そして、まちづくりに関連する市の他部局や市民と連携して各地域の個性あふれる魅力的なまちづくりを推進することを目的に、そのマスタープランとして、文化庁の策定指針に基づき文化財に関する基本的・総括的な構想となる「十日町市歴史文化基本構想」を策定する。

## (2) 歴史文化基本構想の位置付け

十日町市歴史文化基本構想は、第二次十日町市総合計画で策定が位置付けられているほか、文化財を核とした地域の魅力の増進や地域の活性化にも資する計画であることから、まちづくりに関する計画が上位・関連計画となる。

上位計画となる、総合計画については、十日町市全体に共通する総合的な計画であるため、まちづくりの将来像やその実現のための方向性に準拠する。

関連計画については、その他のまちづくりに関する各計画の内容を考慮しつつ、必要に応じて相互調整を図る。

上位・関連計画の概要については、巻末の資料編に掲載した。

表1-1：上位・関連計画

区分	計画名称		策定・改正年	対象期間	策定者
上位	ア	第二次十日町市総合計画	平成28年3月	平成28～37年度	十日町市
関連	イ	十日町市都市計画マスタープラン	平成20年3月	平成20～37年度	十日町市
	ウ	十日町市農村環境計画	平成22年3月	平成22年度～	十日町市
	エ	十日町市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成27年10月	平成27～31年度	十日町市
	オ	第3次十日町市生涯学習推進基本計画	平成28年10月	平成28～32年度	十日町市教育委員会
	カ	第二次十日町市環境基本計画	平成29年3月	平成28～37年度	十日町市
	キ	十日町市中心市街地活性化基本計画	平成29年3月 (変更)	平成25～29年度	十日町市

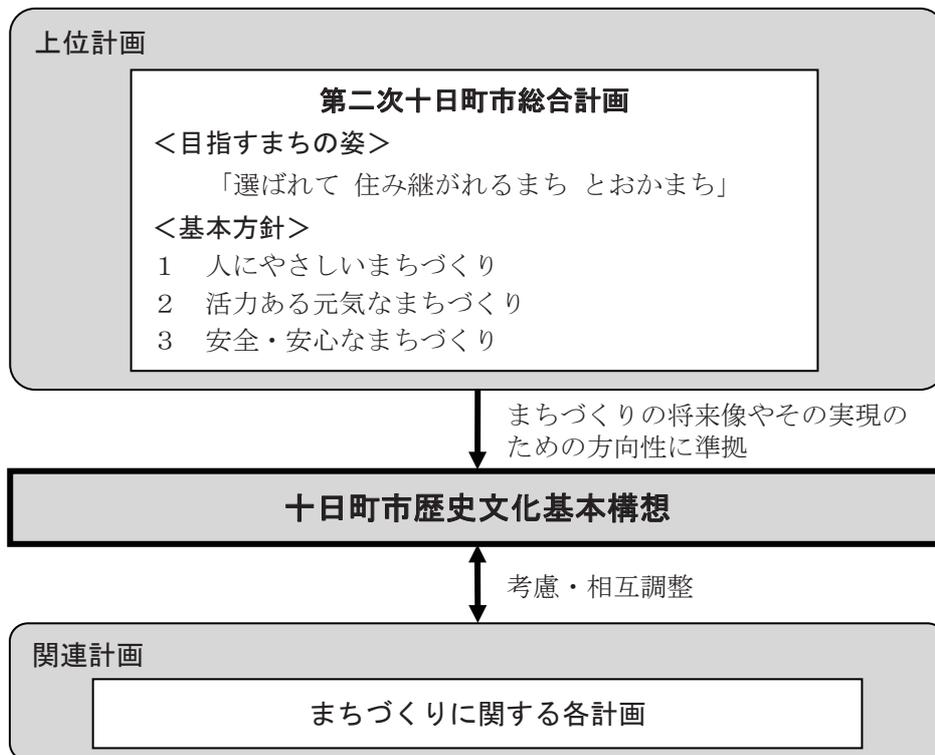


図 1-1：歴史文化基本構想の位置付け

## 2. 十日町市歴史文化基本構想策定にあたっての調査・検討の進め方

### (1) 調査・検討の流れ

文化庁文化財部が策定した『「歴史文化基本構想」策定技術指針』に示された定める事項について、平成27年度から29年度の3ヵ年で以下の流れで検討を進めた。

#### <平成27～28年度>

##### 文化財の把握

- ・既刊文献調査
- ・アンケート調査
- ・「雪と人々の暮らし」についての聞き取り調査
- ・校歌と校章・名札の収集、現地調査 等

#### <平成29年度>

##### 「歴史文化基本構想」策定の目的、行政上の位置付け

- ・「十日町市総合計画」等の市全体の計画を踏まえた構想の位置付け等

平成27～28年度の調査結果に基づき、以下の内容を検討

##### 地域の歴史文化の特徴

- ・十日町市の自然環境、社会環境、人文環境等の地域環境や歴史の変遷及び文化財の状況を踏まえて、十日町市の歴史文化の特徴を整理

##### 関連文化財群

- ・関連文化財群の設定に関する基準や方針等の考え方を整理し、テーマの設定及び構成する文化財を抽出

必要に応じて  
フィードバック

##### 文化財の保存・活用の方針

- ・文化財の保存・活用上の課題を抽出し、十日町市の文化財の保存・活用について、目指すべき目標像の設定とこれに則した基本方針の設定

##### 歴史文化保存活用区域

- ・十日町市の歴史や文化に関わる現状を踏まえ、歴史文化保存活用区域の設定の考え方を整理し、保存活用区域を設定

##### 文化財の保存・活用を推進するための体制整備

- ・文化財の保存活用を推進する上での体制整備の方針を設定

##### 保存活用（管理）計画

- ・歴史文化基本構想に基づき、十日町市の文化財の保存・活用を実施していくために今後策定する保存活用（管理）計画の考え方を整理

図 1-2 : 十日町市歴史文化基本構想検討の流れ

## (2) 調査・検討の実施体制

本構想の策定にあたっては、「十日町市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱」（資料編参照）を定め、学識経験者・関係団体代表・関係部局職員等により構成される「十日町市歴史文化基本構想策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置した。

要綱に基づき、構想策定に必要な事項については、文化財の分野別の専門家により構成される「十日町市歴史文化基本構想策定委員会 専門部会」（以下「専門部会」という。）で調査・検討を行い、策定委員会で構想に関する審議・とりまとめを行った。また、行政内での検討体制として、関係課職員による「庁内ワーキンググループ」を設置して庁内調整を図った。策定に関わる事務は、十日町市教育委員会事務局文化スポーツ部文化財課が担当した。なお、策定に係る補助・支援業務を外部業者に委託した。

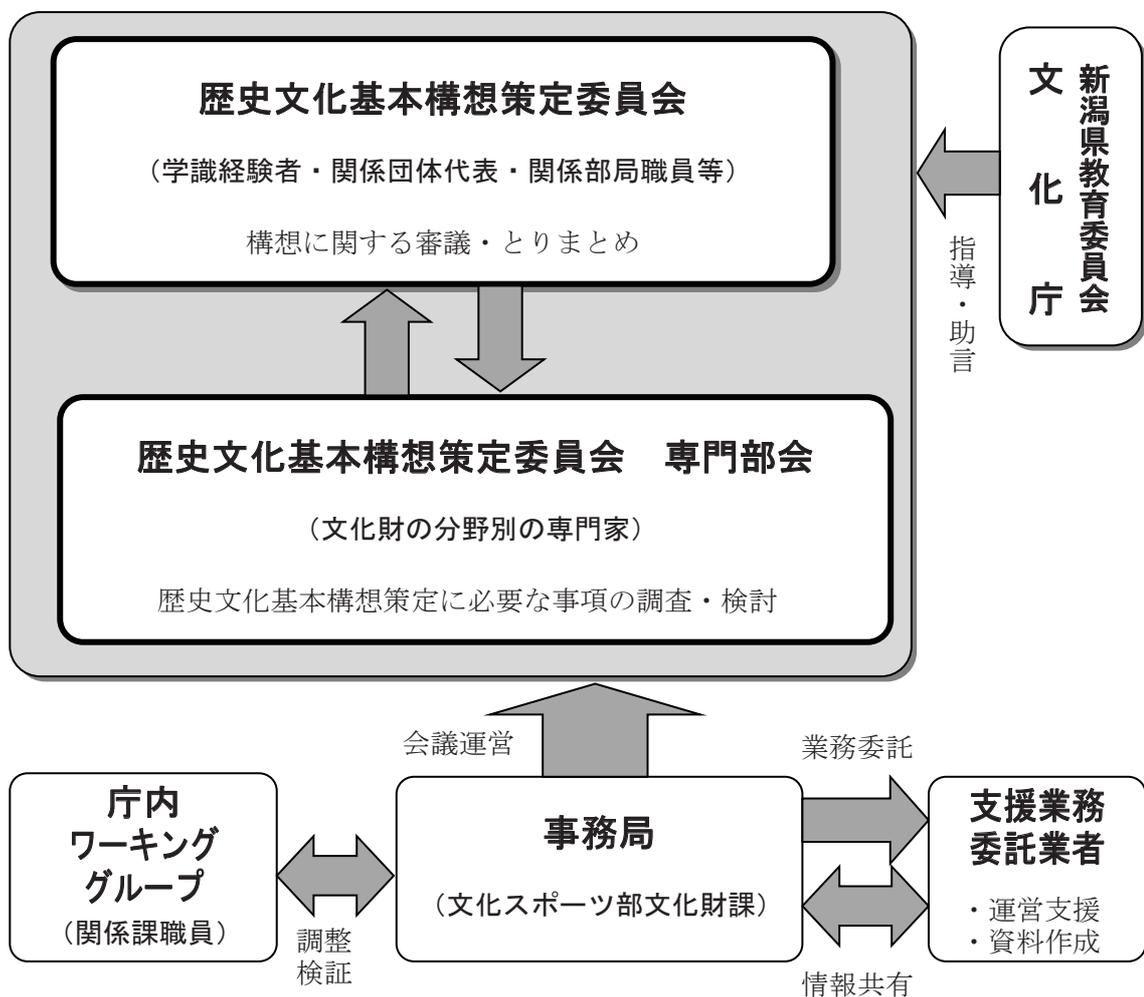


図 1-3 : 十日町市歴史文化基本構想策定体制

表 1-2：十日町市歴史文化基本構想策定委員会 委員名簿

(敬称略)

要綱上の分類	役職	氏名	所属等	備考
学識経験を有する者	委員長	池田 哲夫	新潟大学名誉教授	
教育委員会委員		庭野 三省	教育委員会委員	
公共団体又は公共的団体等の役員・職員		庭野 芳樹	新潟県十日町地域振興局長	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
		高橋 和巳		※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
		村山 義政	十日町市観光協会会長	※在任期間 平成 28 年 6 月 26 日まで
		青柳 安彦		※在任期間 平成 28 年 6 月 27 日から
		武田 正史	十日町市文化財保護審議会会長	
		村山 薫	下条地区振興会長	※在任期間 平成 28 年 6 月 27 日から
		柄澤 和久	川西地域振興会長	
		石澤 正道	中里地域まちづくり協議会長	
		中村 昭次	まつだい地域振興会長	
		樋口 一次	松之山自治振興会長	
	副委員長	村山 潤	副市長	
		中村 亨	総務部長	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
		笠原 実		※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
		渡辺 正範	産業観光部長	
		池田 克也	建設部長	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
		神田 真太郎		※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
	富井 敏	文化スポーツ部長		

任期：平成 28 年 6 月 1 日から構想策定の日まで

表 1-3：十日町市歴史文化基本構想策定委員会 専門部会 委員名簿

(敬称略)

専門分野	役職	氏名	所属等	備考
民俗		池田 哲夫	新潟大学名誉教授	
記念物(史跡)、 歴史資料	部会長	武田 正史	十日町市文化財保護審議会会長	
絵画、工芸品		庭野 政義	文化財保護審議会委員	
建造物	副部会長	宮澤 孝美	文化財保護審議会委員	
民俗、歴史資料		竹内 俊道	文化財保護審議会委員	
動物、植物		井上 信夫	文化財保護審議会委員	
仏教美術		川村 知行	文化財保護審議会委員	
文化財一般(川西)		星名 寔	文化財保護審議会委員	
文化財一般(中里)		井之川 勝一	文化財保護審議会委員	※在任期間 平成 28 年 8 月 1 日から
文化財一般(松代)、 古文書		山本 善平	文化財保護審議会委員	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
文化財一般(松代)		富澤 政和	文化財保護審議会委員	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
文化財一般(松之山)		相沢 一郎	文化財保護審議会委員	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
文化財一般(松之山)		佐藤 至	文化財保護審議会委員	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
考古		石原 正敏	文化財課参事・課長補佐	

任期：平成 28 年 6 月 1 日から構想策定の日まで

表 1-4：十日町市歴史文化基本構想 庁内ワーキンググループメンバー

所属	職名	氏名	備考
総務部企画政策課	参事・課長補佐	富井 陽介	
産業観光部農林課	課長補佐	庭野 日出貴	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
産業観光部農林課	課長補佐	小林 充	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
産業観光部観光交流課	課長補佐	樋口 正彰	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
産業観光部観光交流課	課長補佐	樋口 具範	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
建設部建設課	参事・課長補佐	蔵品 徹	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
建設部建設課	参事・課長補佐	山田 一彦	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
建設部都市計画課	参事・課長補佐	岩田 政行	

市民福祉部環境衛生課	参事・課長補佐	村山 敦尚	※在任期間 平成 29 年 3 月 31 日まで
環境エネルギー部環境衛生課	課長補佐	尾身 益美	※在任期間 平成 29 年 4 月 1 日から
川西支所地域振興課	課長補佐	高橋 松由	
中里支所地域振興課	課長補佐	滝沢 直子	
松代支所地域振興課	課長補佐	鈴木 幸春	
松之山支所地域振興課	課長補佐	久保田 雅夫	
教育委員会事務局 文化スポーツ部生涯学習課	課長補佐	須藤 剛浩	

任期：平成 28 年 6 月 1 日から構想策定の日まで

表 1-5：事務局

所属	職名	氏名	備考
	教育長	蔵品 泰治	
教育委員会事務局 文化スポーツ部	部長	富井 敏	
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課	課長	佐野 誠市	
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課	参事・課長補佐	石原 正敏	
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課埋蔵文化財係	係長	菅沼 亘	
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	係長	南雲 勝巳	平成 28 年度
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	係長	村山 歩	平成 28 年度は主査
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	主査 (博物館業務係長)	山田 和志	平成 29 年度
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	嘱託職員	佐野 芳隆	
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	臨時職員	高橋 真弓	平成 28 年度
教育委員会事務局 文化スポーツ部文化財課文化財保護係	臨時職員	春川 奈嘉子	平成 29 年度

表 1-6：策定補助・支援業務の委託

年度	委託先	策定支援業務の内容
平成 28 年度	株式会社みらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財に関するアンケート調査のとりまとめ</li> <li>未指定文化財等の調査結果のとりまとめ</li> <li>策定委員会等に関わる用務</li> </ul>
平成 29 年度	株式会社プレック研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の総合把握のための調査</li> <li>構想の策定支援</li> <li>策定委員会等に関わる用務</li> </ul>

### (3) 十日町市歴史文化基本構想策定委員会の経緯

策定委員会及び専門部会は以下のとおり開催し、本構想について検討を行った。

表 1-7：十日町市歴史文化基本構想策定委員会の開催状況

回	日時	議題
第1回 策定委員会	平成28年8月2日(火) 13:30～	(1) 構想策定の趣旨について (2) 構想策定の概要について (3) 文化財の把握について
第2回 策定委員会	平成29年2月8日(水) 13:30～	(1) 平成28年度事業の実施状況について (2) 今後の事業計画について
第3回 策定委員会	平成29年7月27日(木) 13:30～	(1) 平成29年度の進め方について (2) 十日町市の歴史文化の特徴について
第4回 策定委員会	平成29年10月13日(金) 13:30～	(1) 第4回策定委員会の議事について (2) 歴史文化の特徴と関連文化財群について (3) 歴史文化保存活用区域について
第5回 策定委員会	平成29年12月13日(水) 13:30～	(1) 第5回策定委員会の議事について (2) 文化財等の保存・活用の方針等について (3) 歴史文化基本構想(案)について (4) 構想策定の今後の流れについて

表 1-8：十日町市歴史文化基本構想策定委員会 専門部会の開催状況

回	日時	議題
第1回 専門部会	平成28年10月18日(火) 14:30～	(1) 平成28年度事業について (2) 文化財の把握について
第2回 専門部会	平成29年1月18日(水) 15:30～	(1) 文化財の把握の進捗状況について (2) 調査結果の中間報告及び検討
第3回 専門部会	平成29年3月10日(金) 15:00～	(1) 地域説明会の開催状況について (2) 「地域の歴史文化の特徴」について (3) 来年度の事業予定について
第4回 専門部会	平成29年7月3日(月) 15:00～	(1) 平成29年度構想策定事業の進め方について (2) 「地域の歴史文化の特徴」等について
第5回 専門部会	平成29年9月26日(火) 15:00～	(1) 第5回専門部会の議事について (2) 歴史文化の特徴と関連文化財群について (3) 歴史文化保存活用区域について
第6回 専門部会	平成29年11月28日(火) 15:00～	(1) 第6回専門部会の議事について (2) 文化財等の保存・活用の方針等について (3) 歴史文化基本構想(素案)について

#### (4) 講演会・シンポジウム・地域説明会の開催

歴史文化基本構想の策定期間中に、市民に向けた普及啓発や策定に向けて実施した文化財に関する調査結果の報告等を目的に、講演会やシンポジウム及び地域説明会を実施した。

##### ① 講演会

歴史文化基本構想の策定事業の市民への周知・理解を目的に、歴史文化を生かしたまちづくりについての講演会を平成 29 年 3 月に開催した。

名称	十日町市歴史文化基本構想策定事業 歴史文化講演会 真の豊かさとは～歴史と文化のもつ意味～
開催日時	平成 29 年 3 月 17 日（金）18：30～
会場	クロステン 大ホール
内容	■講演 演題「真の豊かさとは～歴史と文化のもつ意味～」 講師：近藤誠一（近藤文化・外交研究所代表、元文化庁長官）
参加人数	150 人（入場無料）

また、歴史文化基本構想の策定を受け、地域の歴史・文化への市民の関心を深めるとともに、構想の周知を図ることを目的とした講演会を平成 30 年 3 月に開催予定である。

名称	十日町市歴史文化基本構想策定記念講演会 私が見た地域活性化～小さな旅から見えたもの～
開催日時	平成 30 年 3 月 14 日（水）18：00～（予定）
会場	越後妻有文化ホール 段十ろう
内容	■講演 演題「私が見た地域活性化 ～小さな旅から見えたもの～」 講師：国井雅比古（元 NHK エグゼクティブアナウンサー）

##### ② シンポジウム

平成 28 年度に実施した「雪と人々の暮らし」についての聞き取り調査の結果の報告とパネルディスカッションを行い、雪国の民俗について考えるシンポジウムを平成 29 年 7 月に開催した。

名称	十日町市歴史文化基本構想策定事業 歴史文化シンポジウム 「雪と人々の暮らし」～民俗からわかることとは～
開催日時	平成 29 年 7 月 15 日（土）14：00～
会場	クロステン 2 階 中ホール
内容	■基調講演 演題「民俗から何がわかるのか」 講師：福田アジオ（民俗学者、国立歴史民俗博物館名誉教授、柳田國男記念伊那民俗学研究所所長） ■『「雪と人々の暮らし」』についての聞き取り調査」報告 報告者：池田哲夫、飯島康夫、小野博史 ■パネルディスカッション
参加人数	100 人（入場無料）

### ③ 地域説明会

構想策定事業の市民への周知とともに、実施してきた調査の結果等を地域住民に提示して意見聴取し、文化財に関する情報の充実を図るために地域説明会を平成 29 年 2 月から 3 月に開催した。

表 1-9 : 地域説明会の開催状況

開催日	会場	対象地域	参加人数
平成 29 年 2 月 22 日	中条公民館	中条・飛渡地域	17
平成 29 年 2 月 23 日	水沢公民館	水沢地域	9
平成 29 年 2 月 24 日	川治公民館	高山地域、川治・六箇地域	20
平成 29 年 2 月 25 日	下条公民館	下条地域	18
平成 29 年 2 月 26 日	中里支所	中里地域	13
平成 29 年 2 月 27 日	大井田コミュニティセンター	大井田地域	28
平成 29 年 2 月 28 日	中央公民館	十日町地域、西部地域	18
平成 29 年 3 月 1 日	吉田公民館	吉田地域	17
平成 29 年 3 月 9 日	松之山自然休養村センター	松之山地域	13
平成 29 年 3 月 13 日	川西支所	川西地域	15
平成 29 年 3 月 14 日	松代支所	松代地域	12
合計			180

### (5) パブリックコメント

構想の策定にあたり、パブリックコメントを実施して広く市民の意見を募集し、寄せられた意見を反映してとりまとめを行った。

意見の受付期間：平成 30 年 1 月 4 日（木）から 1 月 24 日（水）まで

## 第2章 十日町市の歴史文化の特徴と関連文化財群

### 1. 十日町市の文化財の把握

#### (1) 文化財の捉え方

一般に、文化財という用語を用いる場合、それが国や地方公共団体により指定等を受け、保護の措置が図られているものを指すものとして捉えられる傾向にある。しかし、文化財保護法に規定されている本来の文化財とは、指定等の措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な全ての文化的所産を指すものとして「文化審議会文化財分科会企画調査会 報告書」（平成19年10月30日、文化審議会文化財分科会企画調査会）では取り扱われている。

このことから、本構想において取り扱う文化財についても、指定文化財・選定文化財・登録文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地のみならず、未指定のものであっても、地域の自然環境、生活空間、伝統文化や、住民が大切に思っているもの、後世に伝えていくことが求められるものなど、十日町市の歴史文化に関わるもの全てを指すものと捉える。そして、それら有形・無形、指定・未指定に関わらず、歴史的・文化的に価値を有するものを幅広く捉えた言葉として、「文化財等」と表現する。

<本構想が対象とする文化財の捉え方>

**十日町市全域を対象に、市内に存在する全ての文化財等**

#### (2) 指定文化財等の状況

十日町市では、平成30年1月現在、159件が国・県・市の文化財に指定・選定され、9件が国の登録有形文化財に登録されている（表2-1参照）。十日町市文化財一覧については、巻末の資料編に掲載した。

国指定は、国宝1件、重要文化財（建造物）2件、重要有形民俗文化財2件、名勝・天然記念物2件、特別天然記念物1件の計8件が指定されている。国登録は、有形文化財（建造物）9件が登録されている。

県指定は、有形文化財6件（建造物1件、絵画1件、彫刻2件、考古資料2件）、有形民俗文化財1件、史跡1件、天然記念物3件の計11件が指定され、新潟県選定保存技術1件が選定されている。

市指定は、有形文化財60件（建造物5件、絵画3件、彫刻11件、工芸品8件、古文書5件、考古資料24件、歴史資料4件）、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財13件、史跡9件、名勝3件、天然記念物27件が指定されている。

また、十日町市文化財保護条例では、市指定文化財以外の文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「十日町市指定地域文化財」として指定する独自の指定制度を定めており（条例第6章第31条）、十日町市指定地域文化財26件が指定されている。

＜十日町市文化財保護条例 第6章抜粋＞

第6章 市指定地域文化財

(平20条例58・追加)

(指定)

第31条 教育委員会は、市指定文化財以外の文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを十日町市指定地域文化財(以下「市指定地域文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定をしようとする文化財の所有者(無形文化財の場合は保持者又は保持団体。以下この条において同じ。)及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ十日町市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日から効力を生ずる。

6 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定地域文化財の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。

(平20条例58・追加)

(準用規定)

第32条 市指定地域文化財のうち、第5条から第15条までの規定は有形文化財について、第17条から第20条までの規定は無形文化財について、第22条から第26条までの規定は民俗文化財について、第28条から第30条までの規定は記念物について準用する。

(平20条例58・追加)

表2-1：十日町市の指定・登録等の文化財一覧（平成30年1月現在）

区分	有形文化財		無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群保存地区	保存技術	指定地域文化財	計
	建造物	美術工芸品		有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物					
国指定	重要文化財 2	国宝 1	0	重要有形民俗文化財 2	0	0	2※1	特別天然記念物 1	0	0	-	-	8
・県指定	1	5	0	1	0	1	0	3	0	-	1	-	12
市指定	5	55	0	1	13	9	3	27	0	-	-	26	139
計	8	61	0	4	13	10	5	31	0	0	1	26	159
国登録	9	0	-	0	-	0	0	0	-	-	-	-	9

※1：「田代の七ツ釜」「清津峡」は名勝・天然記念物の二重指定であるが名勝にのみ計上している。

### (3) 未指定文化財等の調査

大正時代には「中魚沼郡誌」<sup>なかうおぬまぐんし</sup>「東頸城郡誌」<sup>ひがしくびきぐんし</sup>が刊行されており、また合併した5市町村もそれぞれの市町村史を昭和60年代以降に刊行済みであったことから、これらの既刊文献から歴史文化に関する基礎的情報の抽出を行った。また、基礎的情報の充実を図るために、アンケート調査、「雪と人々の暮らし」についての聞き取り調査、校歌と校章・名札の収集などを実施した。これらの調査結果の一部は、文化財課が「十日町市歴史文化基本構想策定事業 資料集」としてとりまとめた。資料集に掲載していない調査結果については、データベース化等を行い文化財課で管理している。

#### ① 既刊文献調査（平成27年度～平成29年度）

「中魚沼郡誌」「東頸城郡誌」及び旧5市町村の各市町村史から、歴史文化に関する基礎的情報2,881件を収集し、データベース化を行った。その中から、地域の特徴的な情報1,945件を抽出し、「自然環境に関連するもの」「生活空間に関連するもの」「伝統文化に関連するもの」「その他の事柄」に分類した（表2-3参照）。そのほか、郷土の歴史文化に関する既刊資料799件をリストアップした。

表2-2：歴史文化に関する基礎的情報の収集に使用した既刊文献

	既存資料	発行	発行者
1	中魚沼郡誌	大正8年(1919)	中魚沼郡教育会
2	東頸城郡誌	大正12年(1923)	東頸城郡教育会
3	十日町市史 通史編 1 自然・原始・古代・中世	平成9年(1997)	十日町市役所
4	十日町市史 通史編 2 近世1世	平成7年(1995)	十日町市役所
5	十日町市史 通史編 3 近世2	平成8年(1996)	十日町市役所
6	十日町市史 通史編 4 近・現代1	平成8年(1996)	十日町市役所
7	十日町市史 通史編 5 近・現代2	平成9年(1997)	十日町市役所
8	十日町市史 通史編 6 織物	平成9年(1997)	十日町市役所
9	十日町市史 資料編 1 自然	平成4年(1992)	十日町市役所
10	十日町市史 資料編 2 考古	平成8年(1996)	十日町市役所
11	十日町市史 資料編 3 古代・中世	平成4年(1992)	十日町市役所
12	十日町市史 資料編 4 近世1	平成4年(1992)	十日町市役所
13	十日町市史 資料編 5 近世2	平成5年(1993)	十日町市役所
14	十日町市史 資料編 6 近・現代1	平成5年(1993)	十日町市役所
15	十日町市史 資料編 7 近・現代2	平成7年(1995)	十日町市役所
16	十日町市史 資料編 8 民俗	平成7年(1995)	十日町市役所
17	川西町史 通史編 上	昭和62年(1987)	川西町
18	川西町史 通史編 下	昭和62年(1987)	川西町
19	川西町史 資料編 上	昭和61年(1986)	川西町
20	川西町史 資料編 下	昭和61年(1986)	川西町
21	中里村史 通史編 上 自然・原始・古代・中世・近世	昭和63年(1988)	中里村史編さん委員会
22	中里村史 通史編 下 近代・現代・民俗	平成元年(1989)	中里村史編さん委員会
23	中里村史 資料編 上 原始・古代・中世	昭和60年(1985)	中里村史編さん委員会
24	中里村史 資料編 下 近世・近代・現代	昭和62年(1987)	中里村史編さん委員会
25	松代町史 上	平成元年(1989)	松代町
26	松代町史 下	平成元年(1989)	松代町
27	松之山町史	平成3年(1991)	松之山町

表 2-3：既刊文献調査による文化財等の収集結果

分類	内容（件数）
自然環境関連(197)	眺望(1)、景観(5)、河川(8)、峡谷(2)、滝(5)、池(2)、清水(17)、樹木(126)、石(5)、植生(3)、山(4)、温泉(8)、化石(2)、地すべり(9)
生活空間関連(558)	遺跡(247)、城跡・館跡(75)、用水(5)、石碑(73)、塚(7)、街道・舟運(16)、私塾(34)、小学校(59)、中学校(26)、庭園(3)、地名(13)
伝統文化関連(975)	神社(394)、寺院・仏堂(309)、仏像(16)、石仏(2)、工芸品(2)、彫刻(1)、織物(44)、紙漉き(3)、芸能(69)、年中行事(118)、信仰(15)、古文書(2)
その他の事柄(215)	人物(100)、伝説(83)、昔話(29)、異聞(3)
計	1,945 件

## ② アンケート調査（平成 28 年度）

国・県・市の指定文化財以外で、地域の自然環境・生活空間・伝統文化等について地域の人が大切に思っている事柄を把握し、既刊文献調査と併せて歴史文化基本構想の基礎資料にするとともに、今後の文化財保護行政に活用することを目的に市民を対象としたアンケート調査を実施した（表 2-4 参照）。

- ・アンケート発送日：平成 28 年 9 月 21 日
- ・依頼数：137 人（市内 13 の地域自治組織から推薦された方に依頼）
- ・回答数：90 人（回答率 65.7%）
- ・アンケートの設問：大切に思う「地域の自然環境」「地域の生活空間」「地域の伝統文化」、後世に伝えたいと思う事柄 など

表 2-4：アンケート調査による文化財等の調査結果

分類	内容（件数）
自然環境関連(145)	眺望(28)、景観(22)、河川(17)、河岸段丘(4)、峡谷(5)、滝(3)、池(2)、清水(7)、樹木(13)、植生(31)、耕作地(4)、山(2)、温泉(1)、雪(1)、緑地(1)、地質(1)、野鳥(1)、山菜(1)、四季(1)
生活空間関連(112)	道(28)、遺跡(6)、城跡・館跡(13)、用水(16)、工作物(11)、石碑(16)、公園(9)、学校(5)、町並み(4)、建造物(2)、災害復旧(1)、地名(1)
伝統文化関連(147)	神社(28)、寺院(5)、仏堂(12)、仏像(4)、石仏(19)、墓地(1)、信仰(4)、芸能(20)、年中行事(38)、美術工芸(10)、衣食住(4)、伝統技術(1)、伝統産業(1)
後世に伝えたい事柄(70)	人物(17)、伝説(16)、昔話(5)、方言(5)、記録(2)、言い伝え(2)、その他(23)
計	474 件

### ③ 聞き取り調査（平成 28 年度）

十日町市は豪雪地であり、例年 12 月から 4 月まで雪の中での生活を余儀なくされる。冬をつつがなく越すために、人々は食料の保存方法や家の雪囲いなど様々な知恵を生み出し、豪雪地ならではの歴史文化を育んできた。そこで、豪雪地十日町市に住み継いできた人々の雪との関わり方や雪に対する思いを把握することを目的に、「雪と人々の暮らし」について聞き取り調査を実施した（表 2-5 参照）。

- ・ 調査員：池田哲夫（新潟大学名誉教授）、飯島康夫（新潟大学人文学部准教授）、小野博史（新潟大学人文学部非常勤講師）
- ・ 調査方法：市内の 5 地域で各 2 集落を選定し、老人クラブの会員を中心とした話者から聞き取りを行った。

表 2-5：聞き取り調査実施状況

調査集落	仁田	浦田	天水越 天水島	小白倉	蓬平	室野	名ヶ山	倉俣 芋川	小出	新水	合計
話者人数	12 人	8 人	8 人	6 人	14 人	10 人	10 人	10 人	8 人	8 人	94 人

### ④ 校歌と校章・名札の収集（平成 28・29 年度）

「半年雪の銀世界…」と十日町中学校校歌に歌われているように、雪は十日町市に住む人々にとって身近な存在である。また、小中学校の校章にも雪の結晶をデザインしたものが多く見られる。そこで、地域住民の心のよりどころであった小中学校の校歌と校章・名札を収集し、校歌の歌詞から雪に関する事柄やその地域が大切に思っている事柄（山・川・城跡等）を把握するための調査を実施した（表 2-6 参照）。

- ・ 校長会において各小中学校に調査を依頼。
- ・ 閉校した学校については文献（記念誌など）で収集した。

また、校歌と校章・名札の収集と並行して、既刊文献調査を基に小中学校の変遷を整理した。かつて市内には小学校が 56 校、中学校が 23 校あったが、平成 29 年 4 月 1 日には小学校が 18 校、中学校が 10 校となっている。この間の変遷を図にしたものを前述の「十日町市歴史文化基本構想策定事業 資料集」に掲載したが、その概要は表 2-7 のとおりである。

表 2-6：校歌と校章・名札の収集状況

地域	小学校					中学校				
	校数	うち閉校	校歌	校章	名札	校数	うち閉校	校歌	校章	名札
十日町	25	14	22	23	11	8	2	8	8	5
川西	10	7	8	7	2	6	5	5	4	1
中里	6	4	6	6	2	4	3	4	3	1
松代	12	11	12	12	1	6	5	6	5	1
松之山	6	5	6	6	1	2	1	2	2	1
合計	59	41	54	54	17	26	16	25	22	9

表 2-7：小中学校の変遷（概要）

地域名	平成 29 年 4 月 現在の学校名	統合した学校
十日町地域	十日町小学校	大池小学校、赤倉小学校
	中条小学校	飛渡第二小学校
	飛渡第一小学校	
	東小学校	新座小学校と大井田小学校が統合して東小学校になる
	下条小学校	東下組小学校
	川治小学校	河内小学校、八箇小学校、六箇小学校（麻畑小学校と二ッ屋小学校が統合して六箇小学校になる）
	吉田小学校	
	鑑島小学校	名ヶ山小学校、真田小学校
	馬場小学校	
	水沢小学校	野中小学校
	西小学校	十日町小学校と川治小学校の一部を分離して創立
	十日町中学校	
	中条中学校	
	下条中学校	
	吉田中学校	
	南中学校	川治中学校と六箇中学校が統合して南中学校になる
水沢中学校		
川西地域	千手小学校	中野小学校
	上野小学校	赤岩小学校、中仙田小学校、田戸小学校、高倉小学校、仙田小学校
	橘小学校	白倉小学校
	川西中学校	千手中学校・上野中学校・橘中学校・中仙田中学校・白倉中学校が統合して川西中学校になる
地域 中里	貝野小学校	
	田沢小学校	高道山小学校、清津峡小学校、倉俣小学校、田所小学校
	中里中学校	田沢中学校・倉俣中学校・貝野中学校が統合して中里中学校になる
地域 松代	松代小学校	蓬平小学校、清水小学校、桐山小学校、孟地小学校、北山小学校、筋平小学校、蒲生小学校、儀明小学校、奴奈川小学校（室野小学校と峠小学校が統合して奴奈川小学校になる）
	松代中学校	清水中学校、孟地中学校、山平中学校、奴奈川中学校、桐山中学校
地域 松之山	松之山小学校	東川小学校、坪野小学校、三省小学校、浦田小学校、松里小学校
	松之山中学校	浦田中学校

### ⑤ 現地調査（平成 28・29 年度）

平成 28 年度は雪囲いの様子や小正月行事、節季市など冬季の現地調査を行い、平成 29 年度は既刊文献調査をもとに城跡の踏査、屋外にある文化財等の所在確認調査を行った。

## 2. 十日町市の歴史文化の特徴

### (1) 自然環境

#### ① 位置・地勢

十日町市は新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市・湯沢町、北は長岡市・小千谷市・魚沼市、西は柏崎市・上越市、南は津南町・長野県と接している（図 2-1 参照）。

総面積は 590.39km<sup>2</sup> で、土地利用をみると市域面積に占める割合は林野が最も多く 66.7% に達し、農地（田・畑）が 14.4%、宅地を含むその他が 18.9% となっており、典型的な中山間地域に位置付けられる（図 2-2 参照）。

中央部を信濃川、渋海川がほぼ平行に南北に貫流し、信濃川へは清津川などが流入している。信濃川流域では川の東西にある丘陵の隆起と川の浸食により、雄大な河岸段丘が形成されている。また、市の南東部は上信越高原国立公園に、南西部は直峰松之山大池県立自然公園に指定されている（図 2-1 参照）。

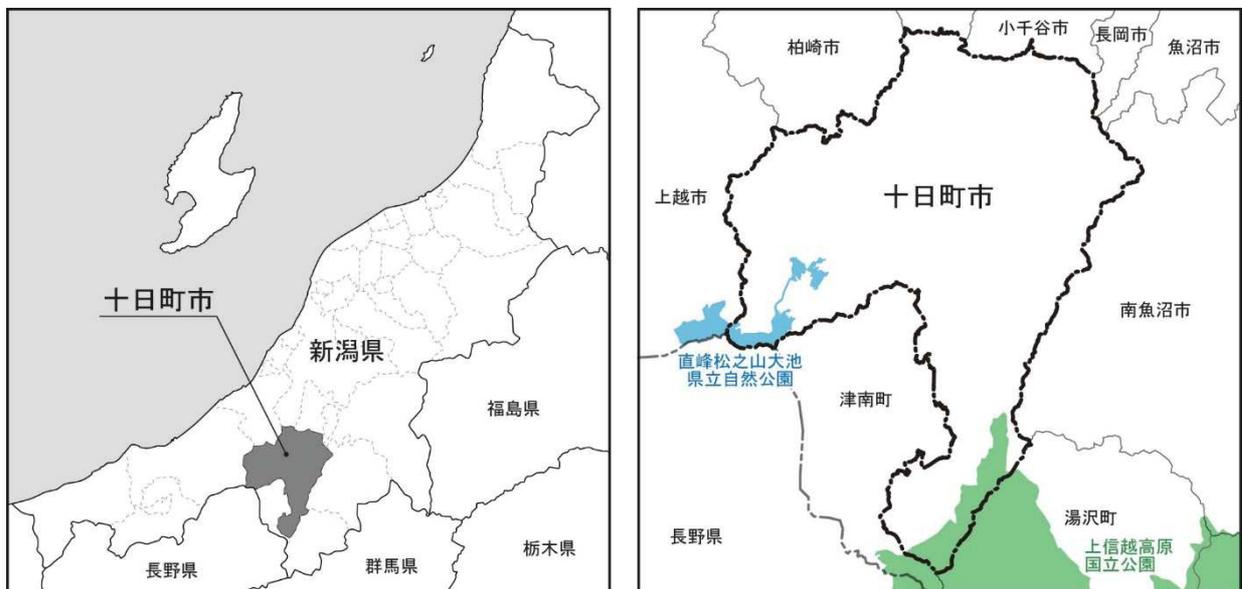
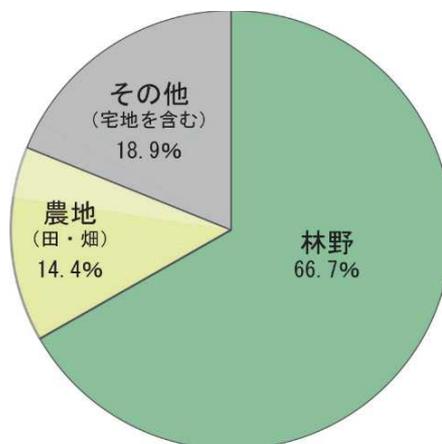


図 2-1：十日町市の位置



資料：平成 28 年度新潟県地域森林計画書（参考資料）

図 2-2：十日町市の土地利用の現状

## ② 気象

### ア. 日本有数の豪雪地

気候は、冬は雪が多く夏は晴天が多い日本海型気象区分に属し、四季折々に季節感があふれ、降水量は11月から2月に多くなる（図2-3参照）。

十日町市は、国内有数の豪雪地帯で、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく「特別豪雪地帯」に指定されている。1年の3分の1が積雪状態の続く根雪期間となり、最高積雪は毎年2m近くになり、近年は3mを超える年も見られる（図2-4参照）。

長期間の積雪は市民の日常生活、経済活動だけでなく、文化財等の保存に与える影響も大きい。十日町市では、屋外管理文化財を対象に積雪期の雪囲い・除雪等に必要な管理手数料を助成するなどの市独自の制度を取り入れながら、豪雪の環境の中で文化財等を確実に保存していくための対応を図っている。

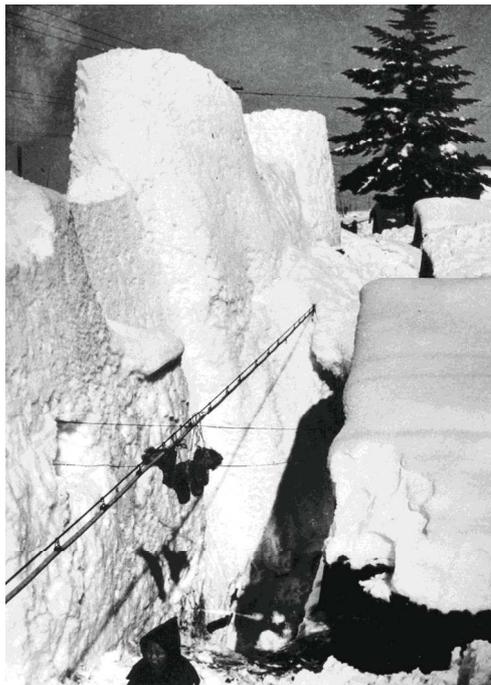
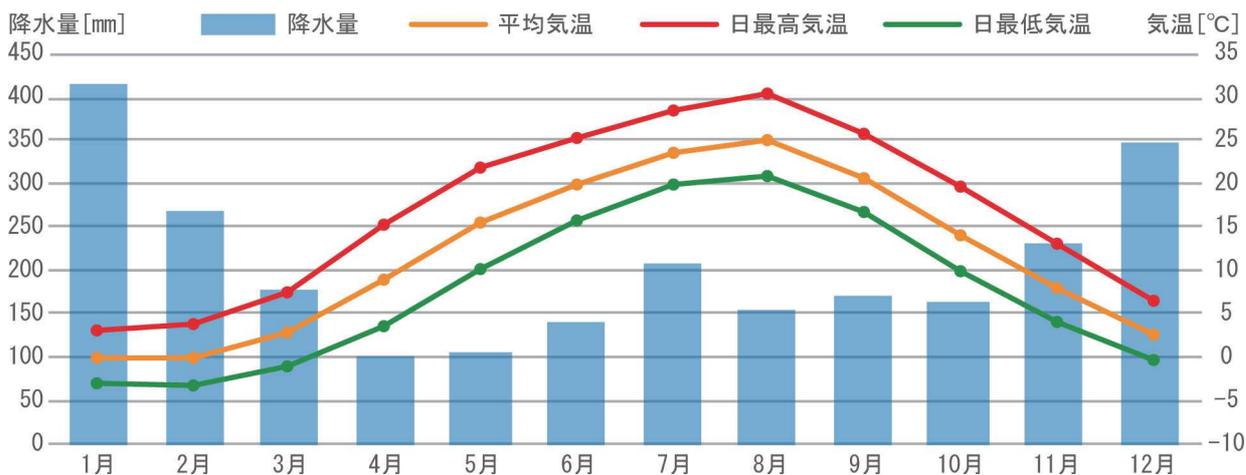
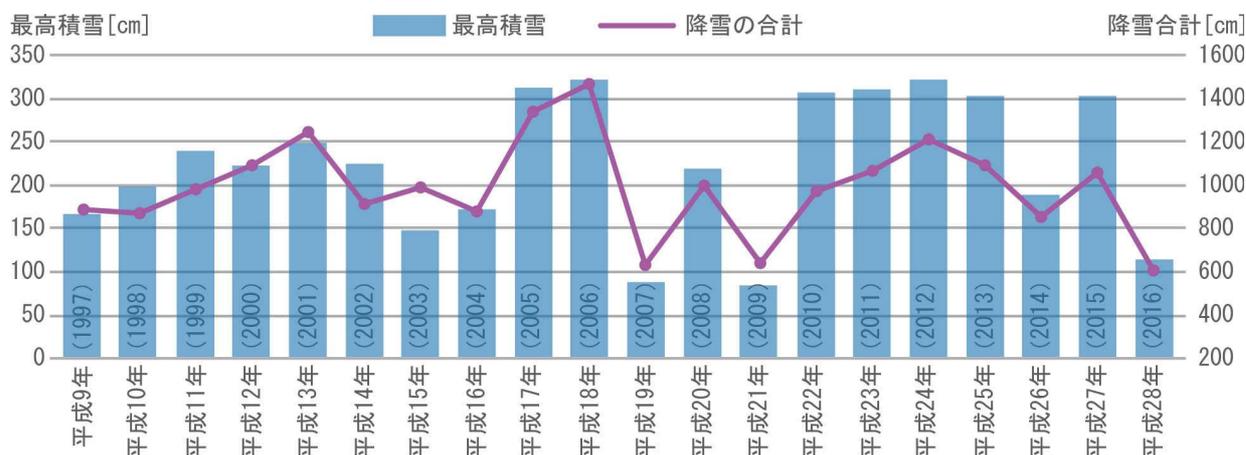


写真 2-1：積雪期の市街地（昭和 20 年）



資料：気象庁（アメダス十日町の観測データ）

図 2-3：十日町市の月別の気温と降水量（過去 30 年間の平均）



資料：気象庁（アメダス十日町の観測データ）

図 2-4：十日町市の年別降雪量（過去 20 年間）

### ③ 水系・地形等

豪雪は、春には清冽な水となって山肌を流れ、豊かな川の流れを生み出す。十日町市には、信濃川が南北に縦貫し、これに清津川を始めとする多くの中小河川が山間地から流れ込んでいる。東頸城丘陵ひがしくびききゅうりょうの西側山間地には、信濃川に平行して渋海川が南北に縦貫している（図 2-5 参照）。

#### ア. 豪雪が生み出す豊かな水系

##### (ア) 市の中心を流れる信濃川

信濃川は、新潟県と長野県を流れる国内最長（367km）の河川であり、新潟県域では「信濃川」、長野県では「千曲川」と呼ばれる。その豊かな流れは、魚類等の生育環境であるとともに、陸上交通が不便な時代の荷船や渡し船の舟運やサケやマスの川漁の場として、流域の人々の暮らしに大きな恵みを与えてきた。そして、昭和になると豊かな水は水力発電に利用された。十日町市博物館では、昭和30年代まで使用されていた「川漁関係資料」を展示しており、魚が貴重な食料として扱われてきたことが想像できる。



写真 2-2：信濃川

##### (イ) 山間を流れる清津川と渋海川

信濃川支流の清津川や清津川支流の釜川かまがわには、柱状節理の峡谷景観が展開する「清津峡【国指定名勝・天然記念物】」や「田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】」等の景勝地がある。清津峡は上信越高原国立公園に指定されている。

西側の山間地を南北に縦貫する渋海川は、山間の入り組んだ地形を縫うように流れている。流域では蛇行する川の流れを「瀬替え」や「マブ」によって変え、旧河道に造成した水田がみられる。また、流域には点在する集落や棚田等の美しい農山村の景観が展開している。



写真 2-3：渋海川

#### イ. 河川沿いに広がる河岸段丘

十日町市の地形は500万年前から150万年前にかけて起こった信濃川の沈下運動と、信濃川を軸として東西側の隆起運動で形成された（十日町）盆地が特徴である。約40万年前になると、信濃川や清津川等の河川による浸食で雄大な河岸段丘が形成される。

中山間地域における貴重な平場であり、豊かな土壌を有する河岸段丘上では、集落が市街地に発展し新田開発によって水田が広がっていった。「笹山遺跡【市指定史跡】」等の縄文時代の遺跡や、「琵琶懸城跡びわがけじょうせき」等の中世の要害城跡等が確認されており、十日町市の原始・古代からの歴史の物証となる多くの文化財が残っている。



写真 2-4：中里地域の河岸段丘

## ウ. 市域を取り囲む豊かな樹林と山の幸

信濃川と河岸段丘の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なる（図 2-5 参照）。これらの市域を取り囲む東西の山野では、豪雪のもたらす豊富な雪解け水が、ブナ林等の樹林により豊かな水源として貯えられ、肥えた森林腐葉土が棚田を潤している。市内各所には「天水山麓のブナ原生林【市指定天然記念物】」や「美人林」、「長安寺ブナ林」等の多くのブナ林が点在している。また、豊かな山野は、山菜、キノコ、ブナやヤマグワ等の食用の木の实などの食材を生み出し、縄文時代から先人達の食生活を支えてきた。特に、雪消えとともに次々に生える山菜は、待望の春を感じさせるだけでなく、山菜を用いた料理は郷土料理として各家庭の日々の暮らしの中でも引き継がれている。

山間地の樹林は、食材を始めとする多種多様な生き物を守り育てる生物多様性保全機能、水を貯えて洪水を防ぐ水源涵養機能、地すべりや土壌侵食を防ぐ土砂災害防止機能など、人々の生活に様々な恩恵をもたらしてきた。



写真 2-5：ブナ林（美人林）

## エ. 相次ぐ自然災害の発生

中山間地域である十日町市は、地形、地質、気象などの条件から豪雪、洪水、土砂災害等の自然災害が発生しやすい地勢である（表 2-8 参照）。平成 16 年（2004）に発生した新潟県中越大地震を始め、平成 23 年（2011）の新潟・福島豪雨災害などの集中豪雨や豪雪等の度重なる災害を経験し、自助・共助・公助の重要性が市民にも強く認識されており、現在の自主防災組織や消防団等の自主的な防災活動につながっている。

平成 7 年（1995）の雪解け水による災害で「田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】」の一番滝が崩れる等、豪雪・豪雨災害等の自然災害によって、文化財等やその周辺に対して影響を及ぼす事例も増加しつつある。そのため、十日町市では、災害等による被害に対する復旧を始め、文化財防火デーの防災訓練なども実施し、文化財等の所有者や市民に防災の意識向上にも努めている。

表 2-8：近年の主な自然災害

年月	災害	主な状況
平成 16 年（2004）10 月	新潟県中越大震災	震度 6 強（旧十日町市）
平成 18 年（2006）1 月	平成 18 年豪雪	最大積雪深 313cm（森林総合研究所）
平成 19 年（2007）7 月	新潟県中越沖地震	震度 5 強（十日町・松代地域）
平成 23 年（2011）1 月	平成 23 年豪雪	最大積雪深 302cm（森林総合研究所）
平成 23 年（2011）3 月	長野県北部地震	震度 6 弱（中里・松代・松之山地域）
平成 23 年（2011）7 月	新潟・福島豪雨	1 時間の最大雨量 121mm（小泉）
平成 24 年（2012）1 月	平成 24 年豪雪	最大積雪深 302cm（森林総合研究所）
平成 25 年（2013）2 月	平成 25 年豪雪	最大積雪深 289cm（森林総合研究所）
平成 26 年（2014）4 月	国道 353 号十二峠土砂災害	4 月 5 日から 8 月 5 日の間、全面通行止め
平成 27 年（2015）2 月	平成 27 年豪雪	最大積雪深 297cm（森林総合研究所）
平成 27 年（2015）4 月	国道 353 号十二峠土砂災害	4 月 14 日から 4 月 28 日の間、全面通行止め

資料：第二次十日町市総合計画（平成 28 年 3 月 十日町市）

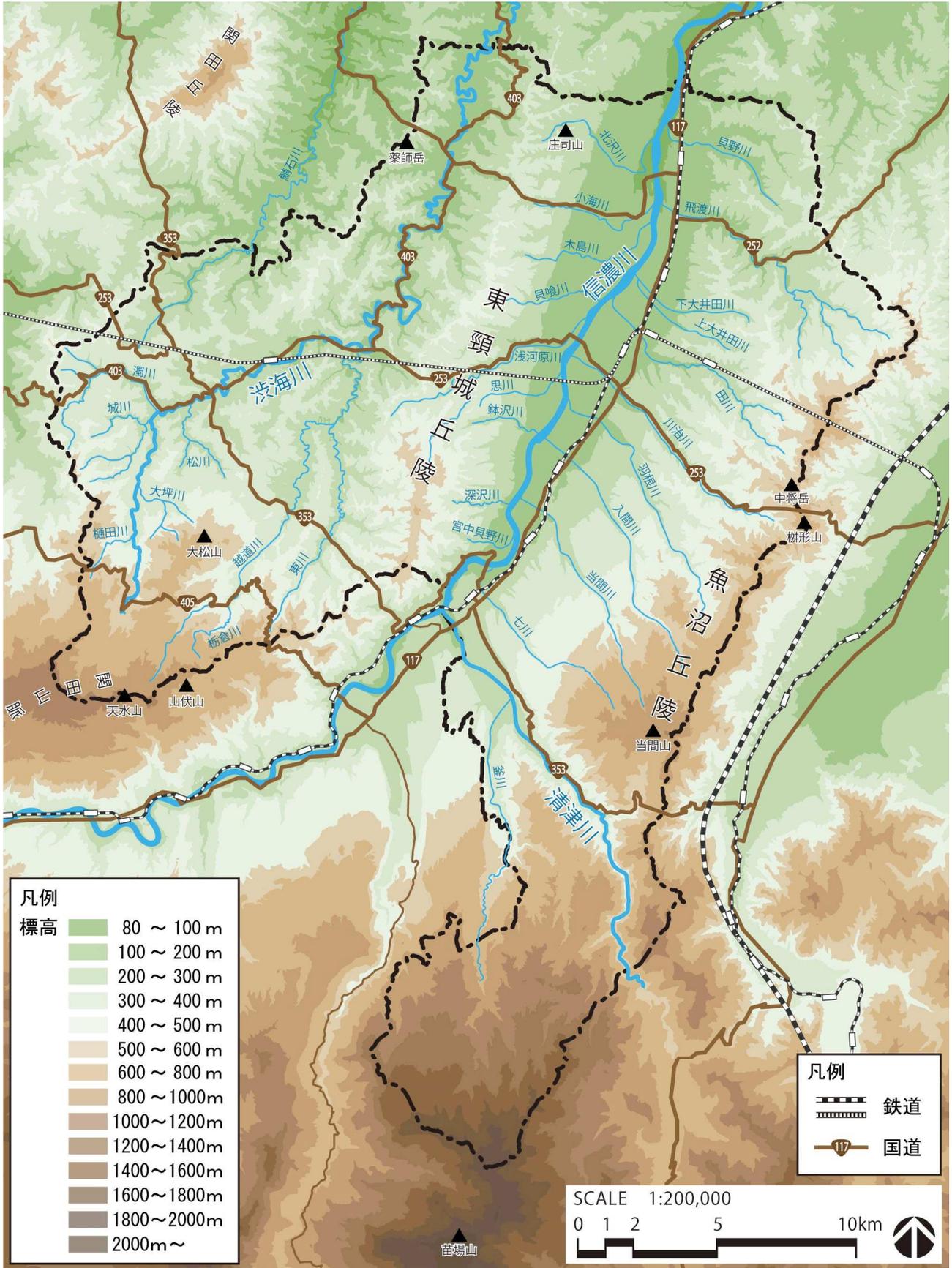


図 2-5 : 十日町市の水系・地形

## (2) 社会環境

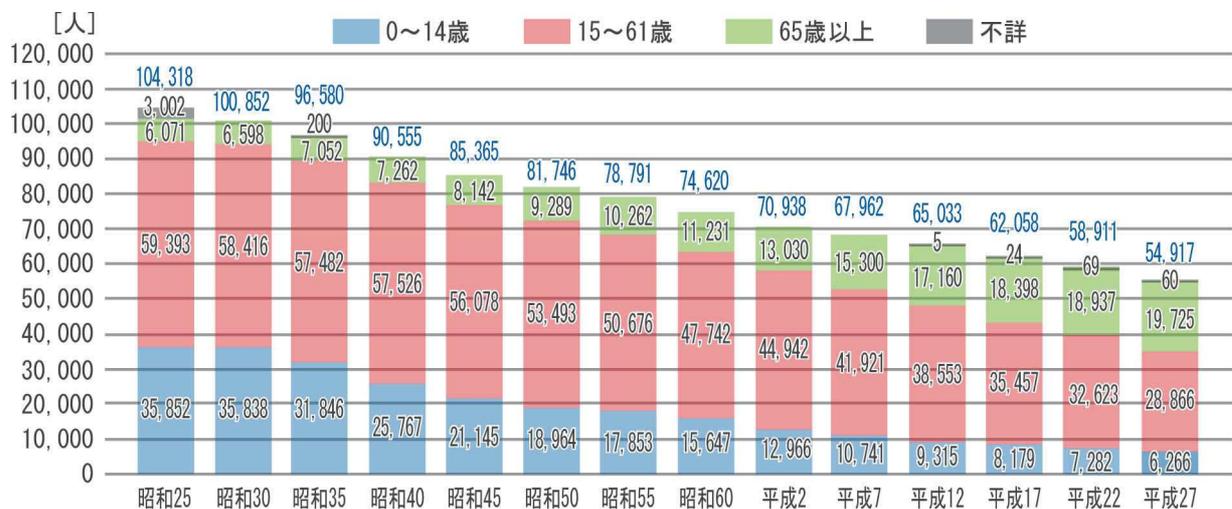
### ① 人口

#### ア. 人口減少と少子高齢化

十日町市の人口は、昭和25年(1950)の約10万4千人をピークに減少が進み、平成29年(2017)では約5万4千人となっており、今後も減少傾向は続くものと推計されている。

また、平成2年(1990)に65歳以上の高齢者人口が15歳未満の年少者人口を上回り、平成29年10月現在の高齢化率は37.06%と、県平均(公表されている平成28年10月現在で30.6%)より少子高齢化が進んでいる傾向にある(図2-6参照)。

人口減少や少子高齢化の進行によって、地域に伝わる祭りや技術の後継者不足など文化の継承に支障が生じるとともに、雪囲い、除雪等の負担が大きいため、建造物等の文化財の維持管理の問題も生じている。



資料：国勢調査(総人口は「年齢不詳」を含む)

図2-6：十日町市の年齢3区分別人口推移

#### イ. 河川沿いに分布する市街地と丘陵に点在する山村集落

十日町市の人口は信濃川沿いの河岸段丘上に集中しており、JR飯山線や国道117号沿道を中心に市街地が形成されている。河岸段丘上では、縄文時代の遺跡等の原始・古代からの人々の生活の痕跡も確認されている。

信濃川の西側の東頸城丘陵には、渋海川沿いを中心に丘陵内に集落が点在しており、茅葺屋根の民家が斜面地に集積する「小白倉集落」等の山村の集落景観をみることができる。



写真2-6：小白倉集落

## ② 交通

### ア. 南北・東西方向に発展してきた交通網

十日町市の交通網は、市域に対して南北方向と東西方向に発展してきた（図 2-7 参照）。

近世の交通網は、信濃川の東側と西側にそれぞれ北国脇街道ほっこくわきかいどうが通り、南北方向に信越をつなぐ主要路であった。双方の道は善光寺街道ぜんこうじかいどうとも通称され公・私用の人馬・荷物が送り迎えされた。信濃川の舟運も昭和初年まで交通手段として大きな役割を持っており、江戸時代初めには年貢米を送る唯一の手段として大船が運航していた。

東西方向には北国街道ほっこくかいどうの高田（上越市）と三国街道みくにかいどうの塩沢宿（南魚沼市）を結ぶ松之山街道（上杉軍道）が通っており、上杉謙信うえすぎけんしんが関東出陣のための軍用道として整備したものである。松代地域に残る当時の旧道は、松代熊越山まつだいくまごえやま～太平間たいへいと菅刈すがかり～犬伏間いぬふしが散策道「古道松之山街道まつのやまかいどう」として整備されている。

現在の交通網は、市域を南北に縦貫する国道 117 号とこれに並行する 403 号、同じくほぼ東西を横貫する国道 252 号、253 号、353 号が骨格を形成し、これに主要地方道・一般県道と幹線市道が要所で接続して構成されている。また、鉄道は、国道 117 号に並行する南北方向の JR 飯山線（6 駅）と、市域を東西に横断するほくほく線（4 駅）が十日町地域で交差している（図 2-8 参照）。



写真 2-7：古道松之山街道

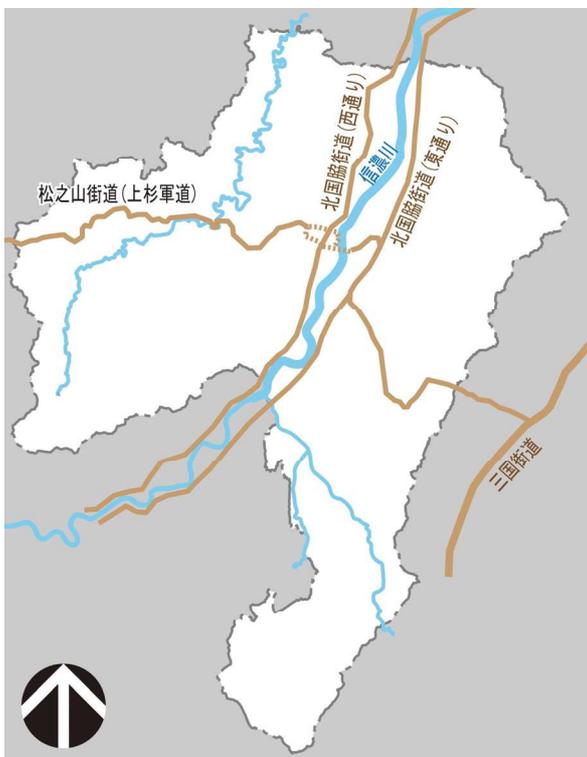


図 2-7：近世の主要交通網



図 2-8：現代の主要交通網

### ③ 産業

#### ア. 雪国の風土や時代のニーズに合わせて発展した織物業

十日町市の代表的な産業として織物業があげられる。織物業は、雪国の風土や時代のニーズに合わせて発展した機織りや織物業の歴史を経て成立したものである。

「城之古遺跡」(弥生時代)や「馬場上遺跡」(古墳～奈良・平安時代)からは、糸に撚りをかける紡錘車(「馬場上遺跡出土品【市指定有形文化財】」)が出土しており、弥生時代から織物が織られていたことがわかっている。また、「越後アンギン(編布)」は縄文時代にまでさかのぼる布・技術と言われており、その伝承された技術は市指定地域文化財に指定されている。古代において調や庸等の税物として納められていた越後産の織布は、品質が高く、平安時代中期には「白越」(麻織物)と呼ばれていた。



写真 2-8 : アンギン編み工具

平安初期に坂上田村麻呂が奴奈川姫を祀るために創建したと伝えられている「松苧神社」は、青苧が名前の由来とされる神社で、青苧をこの地にもたらした「麻織物の神」として信仰を集めた。鎌倉時代、この地域は青苧を材料とした「越後布」の主要な産地であり、戦国時代の青苧の収益は上杉氏の重要な財源であった。

江戸時代になると、越後布に改良が加えられ、緯糸に強い撚りをかけて織られた「越後縮」が誕生する。「越後縮」は武家の式服に採用されたことで需要が高まり、この地域は主要な産地になるとともに縮市場が開設され、取引の中心地として栄えた。市内には、「越後縮の紡織用具及び関連資料【国指定重要有形民俗文化財】」や「越後縮裂見本帳【市指定有形文化財】」等の道具や織物のほか、機織り技術の向上等を願って社寺に奉納した「越後縮幡【県指定有形民俗文化財】」等の文化財があり、「越後縮」の生産や販売、織物に関わった人々のくらしや信仰を知ることができる。



写真 2-9 : 越後縮の紡織用具及び関連資料(一部)【国指定重要有形民俗文化財】

明治時代になると、この地域の織物は麻から絹織物に急速に移行し、工場制工業へ発展した。絹織物の明石ちぢみは、濡れると縮むという欠点を克服し、「ちぢまぬ明石」、「ぬれない明石」として生産を拡大した。明石ちぢみは、「十日町小唄」と竹久夢二の美人画を用いて大規模な宣伝を行い、その名が全国に知れ渡ることとなった。その後も冬物の「意匠白生地」の開発などにより織物業は栄え、昭和 10 年(1935)には戦前で最高の生産高を記録した。

第二次世界大戦が終わると、十日町の織物業は「十日町小拵」、「マジョリカお召」、「黒絵羽織」など次々と新商品を開発するとともに、友禅技術の導入を成功させることにより、織りと染めの総合産地体制が確立した。昭和 25 年(1950)に始まった「十日町雪まつり」は織物産地の PR の場としても活用され、「十日町きものまつり」も毎年開催されている。また、現在、「十日町拵」と「十日町明石ちぢみ」が国の伝統的工芸品に指定されている。



写真 2-10 : 明石ちぢみ

## イ. 河岸段丘や山間地域に展開する稲作

十日町市では、豪雪地の豊富な雪解け水や、河岸段丘や山間地域の地形、気候を生かした稲作が行われている。魚沼地域で収穫される「魚沼コシヒカリ」は全国的に人気のある米となっているが、中でも十日町市内で収穫されるものは「十日町産魚沼コシヒカリ」と呼ばれている。

十日町市の貴重な平場である河岸段丘には、江戸時代以降に新田開発が進められ、信濃川によってはやくから開けた肥よくな大地に水田が広がっている。天明元年(1781)に出願された桔梗ヶ原の開田は大規模なものであり、全長9kmにもおよぶ水路の様子が「桔梗原新田用水路絵図【市指定地域文化財】」に描かれている。市内では、近世に造られた「大明神用水」等の隧道(水路用トンネル)や「五升苗堤」等の溜池等の農業水利施設が現在も使われている。



写真 2-11 : 桔梗原新田用水路絵図【市指定地域文化財】

山間地域の斜面地には多くの棚田が造られている。農林水産省の「日本の棚田百選」に認定された「狐塚の棚田」を始め、「星峠の棚田」等、「耕して天に至る」と形容される美しい棚田の景観が市内の各所にある。特に棚田が集中している松代地域や松之山地域などでは、ガイドマップの制作や誘導案内板を設置し、一部では駐車場や展望場所を整備して、棚田の観光活用も進められている。



写真 2-12 : 狐塚の棚田

また、山間の複雑な地形を流れる渋海川流域には、蛇行する川に新たな河道を掘って川の流れを変え、元の河底を埋め立てて耕地にする「瀬替え」や、「マブ」という水路トンネルを掘って河道を変え、旧河道に農地を確保した特徴的な水田がみられる。



写真 2-13 : 瀬替えにより整備された水田

#### ④ 観光

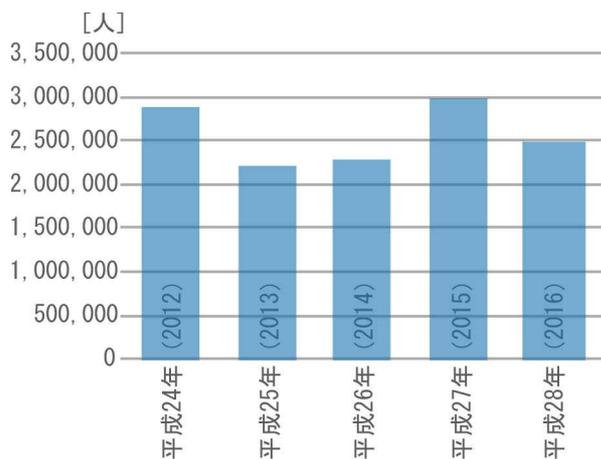
##### ア. 地域資源を活用した観光の推進

十日町市では、国宝・火焰型土器や雪国の文化を始めとする歴史的資源や、清津峡、美人林などの自然景観、食材・食文化、温泉、棚田などの地域資源を活用した観光の推進を図っている。観光誘客のため、自然環境を生かした「信越トレイル」や大巖寺高原などの環境整備、「十日町雪まつり」など市内各地での雪を活用したイベントの開催などのほか、「大地の芸術祭」の推進や「大地の芸術祭の里」ブランドの構築に向けた事業などを行っている。

##### イ. 観光客の入込数と目的

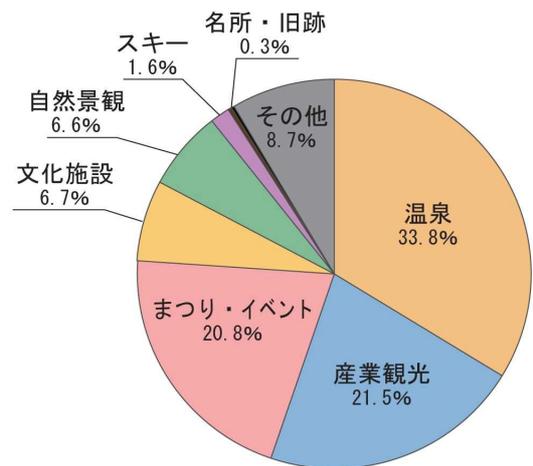
十日町市の過去5年間の観光客入込数は、年間200万人から300万人の間で推移しており、「大地の芸術祭」の開催年度であった平成24年度と平成27年度が多くなっている（図2-9参照）。

平成28年度の月別の観光客入込数をみると、「十日町雪まつり」などの冬のイベントが行われる2月が最も多く、次いで、夏休み、景勝地の紅葉の時期、大型連休のほか、「大地の芸術祭」関連施設での企画展開催の影響等により、8月、10月、5月、9月の順に多くなっている（図2-11参照）。また、市内には温泉施設が多くあることから、目的別には「温泉」が全体の3割を占めている（図2-10参照）。



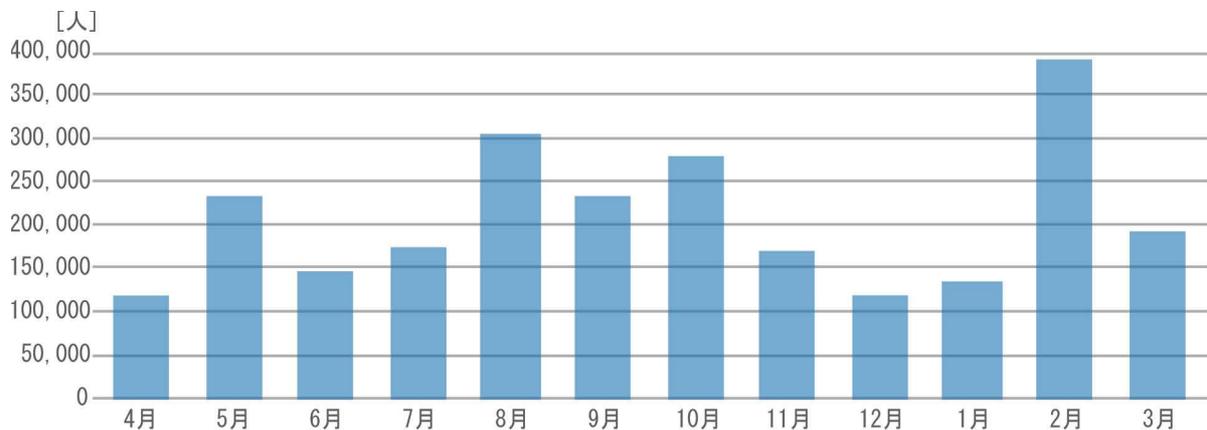
資料：十日町市資料

図2-9：十日町市の年別観光客入込数  
(過去5年間)



資料：十日町市資料

図2-10：十日町市の目的別観光客入込  
(平成28年度)



資料：十日町市資料

図2-11：十日町市の月別の観光客入込数 (平成28年度)

## ウ. 大地の芸術祭

「大地の芸術祭」は越後妻有(十日町市・津南町)を会場として平成12年(2000)から3年に1度開催される世界最大級の国際芸術祭である。この事業は、越後妻有にある様々な価値や魅力をアート(芸術)の観点から再発見し、その魅力を高めて世界に発信して人々に訪れてもらうことで、地域全体を元気にしていくことを目標としている。現在も継続しており、平成27年(2015)に第6回展が開催されている。芸術祭で制作された作品には、会期後もそのまま設置されているものも多く、市内の各所で自然環境や生活環境の中にアート作品が点在する地域独特の景観を観ることができる。

芸術祭の大きな特徴として、世界中から集まるアーティストと地域住民と一緒に作品を制作する等の交流があげられる。作品の制作だけでなく、開催にあたっては、芸術祭の運営、日常の作品メンテナンス、ツアーのガイド、除雪作業等を手伝うサポーターとして、多くの市民が参加しており、アートを活用した地域づくりの先進例として、国内外から注目を集めている。



写真 2-14 : 草間彌生「花咲ける妻有」



写真 2-15 : ジェームズ・タレル「光の館」

### (3) 人文環境

#### ① 生活文化

##### ア. 雪国の生活

十日町市は、国内有数の豪雪地である。雪国は1年が無雪期と積雪期に二分され、別世界が出現する。毎年、12月から翌年4月までの小半年は、2mから3mの深雪に降り込められる厳しい自然環境にあっても、人々は原始から現代に至るまでこの地に住み継ぐことをやめなかった。長くて厳しい冬ごもりの生活に耐え、雪と闘いながらも種々の工夫を凝らし、さらには雪を利用し、楽しみをも生み出してきた。昭和30年代後半頃からの高度経済成長期を境に、生活のあり方は大きく変貌したが、主にそれ以前のこの地域の生活文化について以下にまとめる。

##### (ア) 道踏み

連日雪が降り続く雪国のムラ(集落)の生活は、人々が互いに協力することで維持されてきた。その顕著な例が、冬の間、毎朝のように行われる「道踏み」である。「道踏み」は、降り積もった雪をカンジキ(雪中を歩く道具)で踏み固め、雪の上を歩けるようにする作業である。自分の家の近くだけでなく、ムラとムラをつなぐ道や、学校へ通じる道などの「道踏み」は、家の順番を書いた板や帳面を回して共同で行った。昭和35年(1960)頃からは道路の機械除雪が始まり、消雪パイプ(地下水を道路に散布して融雪する設備)や流雪溝(水を利用して雪を流す側溝)などが整備されたことにより、現在では作業が軽減されている。

##### (イ) 雪掘り

屋根雪の除去作業のことをこの地域では「雪下ろし」ではなく「雪掘り」という。豪雪地では、屋根雪の除去を繰り返すうちに下ろした雪が家の周りに高く積み上がり、家の戸口をふさいで屋根の高さを超えてしまうため、屋根雪を下ろしたあとに、入口や窓を掘り出す作業を行う。このとき、取り除く雪を投げ上げることから、「雪掘り」という。



写真 2-16 : 昭和 11 年の豪雪 (本町 3 丁目)

##### (ウ) 冬季分校

学校から離れた地域では、雪で通学が困難になり、通学路に雪崩が発生する危険もある冬の間、集落の集会所や民家の一室を教室にあてて、雪中派出校や冬季分校を設け、授業を行った。

昭和32年(1957)の東下組小学校願入冬季分校の開校準備や授業の様子が、当時発行された月刊誌「にっぽん」に紹介されている。本校である東下組小学校から5km離れた願入集落の生徒たちが、箒・チリトリ・バケツなどの掃除用具を持ち、机やイスを背負った大人と共に冬季分校に向けて出発する写真が掲載されている。大人は1人で2人掛けの机2台とイス4脚を背負っている。

新潟県内最後の冬季分校であった市内の野中小学校大石冬季分校は、平成10年(1997)度に閉校した。

##### (エ) 雪の利用

雪を生活に利用したものとして「雪晒し<sup>ゆきざらし</sup>」がある。気温が上がって雪に水気が多くなり、日差しが強くなる春先に、ワラ細工や竹細工を、硬く締まった雪上に置いたり、木に吊るしたりすることを雪晒しといった。雪晒しをすると、あくが抜けて柔軟になり、強くなって長持ちす

るとか、虫に食われなくなるといわれた。また、「越後縮」は、材料の青苧や、糸にしたもの、織り上げたものを雪晒しにして漂白した。これは、雪がとけるときに発生するオゾンによる漂白作用を利用したものである。

また、雪そのものを蓄えておき、それを夏に切り出して鮮魚などの冷蔵に利用することが行われた。この雪保存施設を「雪穴」と呼び、「星名家住宅雪穴【国登録有形文化財】」は、酒造関連の冷蔵所として利用されたものである。また、雪穴の一種に養蚕用の蚕種の孵化を調整するためのものもあり、かつて小谷の蚕種製造業者が自然の地形と雪を利用して蚕種の保管を行っていた。

### (オ) 雪と子供

子供たちにとって雪は遊び道具となる。雪晴れの日には雪だるまをつくったり、雪合戦をしたり、落とし穴をつくったり、ママゴトをしたりと、雪まみれになって遊んだ。そして、日中が暖かくなり雪がとけだす春になると、晴れた朝は放射冷却で雪の表面が硬く凍結し、雪原をどこまでも歩いて行けるようになる。これを「シミワタリ」といい、凍みた雪原を自由に歩いたりソリ遊びをしたりして楽しんだ。

## イ. 雪国の食文化

### (ア) 冬に備えた食料確保

一切が雪に埋め尽くされる冬を生きるため、食料の貯蔵・保存は不可欠であり、それらを腐食・鼠害・凍結から守ることに工夫を凝らした。また、長期にわたる野菜の保存は、それぞれの性質に合わせて温度や湿度など最適な保存方法が考え出されてきた。

大根は野菜の王様といわれ、冬に備えて盛んに栽培された。「コーコ漬け（沢庵漬け）」用の大根は軒端一面に吊るされ、生のまま貯蔵する大根はダイコダテ（屋外に設けるワラ製の大根用貯蔵施設。ダイコニオなどともいう）に入れられる。ダイコダテは取り出しやすいように玄関の近くに作り、ダイコダテに入れた大根は雪が降っても凍らず、新鮮な状態で保存することができた。ネズミの食害を防ぐため、底にスギッパ（杉の葉）を敷く工夫もあった。大根は人が食べるばかりではなく、ジロ（囲炉裏）で煮て牛馬にも餌として与えた。ダイコダテが姿を消した現在は、大根をビニール袋に入れ、袋を閉じずにプラスチック製の桶などに立てて保存する。

また、「ツケナ（野沢菜漬け）」も大桶に漬け込まれる。「ツケナ」は7～8人家族の家では、4斗桶に2つは漬け込んだ。「ツケナ」は副菜として食べるほか、お茶請けとしても食べた。また、春先になり酸味がでたものを塩抜きして煮込み、「ニーナ（煮菜）」にして食べた。

ジャガイモやサツマイモは縁の下などで貯蔵した。サツマイモは温度が低いと傷むので、ジロのそばのイモアナ（芋穴）に入れて保存したが、昭和50年頃からは、新聞紙に包んで段ボールに入れて保存するようになった。



写真2-17：ダイコダテとダイコ干し（昭和30年頃、田中町）

### (イ) 狩猟・川漁

鳥類ではキジ・ヤマドリ・カモなどが食べられた。一部の人の手にしか入らないが、祝い事などの吸い物などに用いられた。

ウサギは山ウサギと飼いウサギともによく食べられ、アキゴト（農作業を手伝ってくれた人を招く振舞い）などには吸い物にした。どこの家でもアブラ石やギンキレ石というウサギの骨を鉦のみねで叩くための石があった。叩いた骨と肉は汁に入れて食べた。

フナは焼いたり煮たりして食べ、ドジョウは、秋、田の水口にソバ殻を撒いて泥をかけておくとドジョウがその中に潜るので、ザルで容易に捕れた。アキゴトのご馳走の一つであった。

コイは年始や祝い事するときなどに鯉こくにして食べた。産後に母乳が出るようにと、鯉汁を食べることが広く行われていた。

## （ウ）山菜とキノコ

雪が消えると、人々はテゴ（ワラ製の運搬用籠）などを背負い、競って野山へアオモン（山菜）採りに出掛ける。アオモンは春の恵みとして食べるほか、長い冬に備えて、干すか、塩漬けにして保存する。アオモンの処理と調理方法には、それぞれの家に特色がある。キノコ類は、大部分のものは塩漬けにし、または乾燥して保存した。

表 2-9：代表的な山菜と調理・保存の方法

山菜	調理・保存の方法
ゼンマイ	ワタを除いてゆで、ムシロに広げて乾かし、半乾きのころから手でもんで軟らかくする。ジャガイモ・身欠きニンジン・ニンジンなどと煮た「ゼンメニーモン（ゼンマイの煮物）」は、この地域の代表的なご馳走
ワラビ	灰汁や重曹を加えて漬けておいてゆでて水洗いし、干すか濃い塩水に漬けて保存する。煮物・ひたし・三杯酢
コゴメ	ゆでて、和え物・ひたし・酢のもの・油炒め
フキ	ゆでて皮をむき、油炒め、煮物。トウ（薑）もゆでて、ごま和えやきんぴら
アサヅキ	味噌をつけて生食、ゆでて酢味噌和え。球根は蕎麦の薬味にする。
シオデ	芽をゆでて、ひたし
カタクリ	若い葉、茎、花をゆでて、酢のもの・和え物
トリアシ	和え物・ひたし・汁の実
ウド	酢のもの・和え物・油炒め・天ぷら
キノメ（ミツバアケビの芽）	ひたし

## ウ. 雪国の建物

### （ア）民家

民家は、家族が一つの部屋に雑居する単室型から、必要に応じて間仕切りをしたり、馬屋や物置などを別棟に建てるように変化した。しかし、豪雪地では、母屋から離して別棟とすることはなるべく避け、一つの建物に全てを取り込むようにした。かつて市内に多くみられた「中門造り」という茅葺き民家は、このような理由から発達したものとみられる。しかし、高度経済成長期を迎えて住宅の建て替えが進むと、茅葺き民家は集落から姿を消していった。このような社会情勢にあって、市内の「小白倉集落」は、昔のムラの様子を今に伝える貴重な集落であり、「美しい日本のむら景観コンテスト農林水産大臣賞」を受賞している。

昭和 50 年代に入ると、1階部分をコンクリートで造ってガレージや物置に利用し、2階・3階を住居部分とする高床式住宅が誕生した。現在は、この高床式住宅と落雪式・融雪式・耐雪式いずれかの屋根とを組み合わせた「克雪住宅」が普及し、豪雪地ならではの住宅景観となっている。

## (イ) 雪囲いとフユミズ

雪が降る前に、降り積もる雪から家や庭木等を守るため「雪囲い」を行う。家の戸口には2本の丸太を立てかけて横木を渡し、そこに柴木を格子状にくくりつける。玄関先にはユキダナという補助玄関を仮設し、出入り口にはユキダレという茅のすだれを取り付けて吹き込む雪を防ぐ。やがて、戸口の雪囲いは、溝をつけた材を戸口の両側に取り付け、その溝に板を落とし込む落とし板が主流になった。さらに、囲い板を窓に渡すための「<sup>じってみなぐ</sup>十手金具」という専用の金具も発明された。これを使うと、囲い板と囲い板の間に隙間が生まれるので、戸口を雪から守るだけでなく、光を屋内に取り込むことができる。

また、降り積もる雪を溶かすために、近くの川から水を引いて家のまわりに流すことを「フユミズ（冬水）をかける」といって、そのために掘った冬用の池を「冬ダナ（ダネ）」といった。

## (ウ) 雁木と雪のトンネル

家々の小屋根を連ねてその下を通行に利用した「<sup>がんぎ</sup>雁木」は、雨や雪を避けて年中通行できる便利さがあり、十日町地区の中心商店街に見られた。また、冬になると道路には屋根から下ろした雪がうず高く積まれて雪壁となり、道路の向かい側への通行を阻んだ。そこで道幅の狭い場所では、雪壁にトンネルを掘って向かい側への通路を確保することが行われた。現在では、「雁木」は総延長約3.6kmに及ぶアーケードとして中心市街地に整備され、天候に影響されない歩行空間となっている。



写真 2-18：雁木（昭和30年頃、本町2丁目）

## エ. 信仰と祭事・行事

### (ア) 小正月の予祝行事

小正月には1年の豊作を祈る色々な予祝行事が行われる。小正月用についた餅で、農作物をかたどって作った団子を木の枝にさした「<sup>きくかざり</sup>作飾り」を茶の間や神棚に飾り、豊作を祈願する。また、害鳥やモグラを追い払うための「<sup>とりおひ</sup>鳥追い」や「モグラモチ追い」、柿や栗などの実のつきがよくなるように、木に豊作を約束させる「<sup>なりきり</sup>成り木責め」も行われた。小正月の最後には、「サイの神」と呼ばれる火祭りが行われる。正月に飾ったしめ縄や松を集めて焼き、その火や煙にあうと風邪をひかず丈夫になると伝えられ、煙のなびき方で作の豊凶占いも行った。

### (イ) 春にかけての行事

2月8日を「コト始め」という。コトは仕事の神・作神と考えられており、12月8日に高所に帰っていたコトサマが、この日によい種を持って再来するのだといわれていて、コト団子を6個あるいは12個床の間に供えてお参りする。

「<sup>じゅうにこう</sup>十二講」は山の神の祭りで、2月12日の朝、男衆が山裾や神社の境内に行き、雪の祠を作って供え物をし、手づくりの弓で山に向かって矢を射る。女衆は一切この行事にかかわらなかった。

3月15日は釈迦涅槃の日で、各地のお寺で「団子撒き」が行われる。このとき撒かれた団子を山や野に行くとき身に着けておくと、マムシや毒虫よけになるといわれた。

春彼岸は積雪が墓を覆っているため、お墓の上に雪の墓をつくりお参りした。

4月3日は女の節供で、中条・下条地域では山遊びという風習があった。子供たちが寿司や煮つけのご馳走を重箱に詰め、近くの山の土がまだらに出ているところへ行き、皆で食べて遊んできた。

## (ウ) 夏から秋の行事

「七ツ詣り」は、「松茸神社【本殿が国指定重要文化財】」の氏子（松代・松之山地域の全戸）の家に生まれた数え年で7歳になった男の子が、<sup>いぬぶししやうらく</sup>犬伏集落にある松茸神社（標高 408m）に参詣する行事で、5月8日に行われる。7歳まで健康に育ったことを祝い、氏子の仲間入りをしたことを承認される一種の通過儀礼と考えられている。

6月5日、6日は男の節供といい、ヨモギ・ショウブで魔除けや邪気払いをする行事が各地で行われる。軒先や戸口などに、ヨモギとショウブを束ねて吊るすのは、へびや毒虫あるいは魔物が家に入らないようにというまじないである。また、菖蒲湯を立てて邪気・悪霊を払った。四日町では、子供たちが「5月のセックにショウブギリが はやった はやった」と唱えてから、ヨモギとショウブをワラに包んだ棒で地面を叩いて、邪気を払う行事が現在も行われている。



写真 2-19：ショウブギリ（平成 29 年、四日町）

6月6日は「ロクローイン」で、田かきと機織りをするのは厳禁とされ、これをやぶると100日間晴天が続いて凶作になるといわれ、その者はタタッコワシ（叩き壊し）という制裁を受けた。

田植えが終わった日、あるいは都合のいい日を選び、「マンガ（馬鋤）洗い」という祝いを行った。エイ（結い）や手伝いの人たちを招き、ぼたもちや餅、山筍とニシンの煮物、豆腐汁に白飯などのご馳走で慰労の酒宴を催した。

7月1日は刈羽の黒姫山（標高 891m）の祭礼で、若い衆や娘たちはツマキ（チマキ）を持ってお参りに出かけた。特に女の子は機織りの上達を願って、13歳の厄年を期して登る者が多かった。

7月17日は観音様の縁日で、馬を飼う農家の者は馬を飾って最寄りの観世音に参拝した。四日町と伊勢平治の観音様では、「馬とばせ（草競馬）」があった。

8月26日、27日の「シチンチ祭り」は十日町の諏訪神社の祭りである。25日が宵祭りで、家々の燈籠に明かりがともる。これをトーローゾロイといい、祭りの幕開けである。棒鱈のご馳走がつきものなので、別名棒鱈祭りともいう。祭り前になると、<sup>さらしがわ</sup>晒川には棒鱈がたくさん浸されていたものである。

10月10日はトーカンヤ（十日夜）で、カガシ祭りともいった。春以来、田畑に立って農作物を守ってくれたカガシ（田の神）を家に迎え入れ、餅・なますなどの膳を作ってトコサマ（床の間）へお供えした。川治や名ヶ山では、子供たちが「トーカンヤ、トーカンヤ、朝きり蕎麦の昼団子、宵餅食って腹太鼓、腹太鼓」と歌いながら、藁と豆殻を束ねたワラデッポウで地面を叩いて回った。

## (エ) 流しごと

1年の慰労を行う行事には、家ごとに行うもの、職業別、男女別、年齢別に行うものがあった。

家ごとに行うものは、アキゴトやスケ呼びなどといった。11月下旬頃、秋の仕事が終わった祝いに親類の人や手伝いに来てくれた人を招いてご馳走した。餅、蕎麦、ぼたもち、平（野菜・コンニャクなどの煮物）、どじょう汁、コイや鳥の吸い物、天ぷら、甘酒、ケンサンヤキ（炙った握り飯に生姜味噌をつけてさらに炙ったもの）など多彩な料理が並んだ。

馬主が集まって行うものは、「馬入れ」や「馬伏せ」などといった。11月下旬頃、馬の冬ごもり前に爪切りを行い、終わった後で持ち寄ったもので作った餅や蕎麦などのご馳走を腹いっ

ばいに食べ競った。鯨汁を作るところもあった。

若い男衆が行うものは、「ジョウバイシナガシ」や「カクセツ」などといった。宿を毎年交替し、大きな家で2、3泊して、餅をついたり、ウサギやニワトリの肉の手料理やドブロクを作り、夜通して談笑した。また、このとき力比べのバンモチ（盤持ち）や、相撲を取ったりした。

女衆は「オケ（苧桶）ナガシ」があり、苧績み仲間が半日か1日、宿を決め持ち寄りでの慰労を行い、世間話に興じた。

高齢の女たちが楽しみにしていたのは「ジュズナガシ」で、宿に集まって大数珠を操って念仏を唱え、1年の疲れを癒すとともに親睦を深めた。

### （オ）祝い唄「天神ばやし」

この地方の宴席は、「天神ばやし」の斉唱によって始められる。その音頭を取ることを「コエチラカシ」と称するのは、春耕に先立って堆肥を田んぼにまき散らす作業と、祝宴の皮切りに歌声を響かせることを掛けた、いかにも稲作に生きる農民らしい命名である。「天神ばやし」の唄い方は、歌詞や曲調のほか返し唄の用い方など、地域によって変化に富んでいる。

「天神ばやし」のルーツは、今から600年ほど前に上総地方（現千葉県）で神事唄として唄われていたものが、次第に作業唄・労作唄として一般に広がり、関東一円から甲州・信濃に入り、木曾谷や千曲川沿いに伝わり、江戸時代の半ば頃には祝い唄に移行し、定着していったものと考えられている。

「天神ばやし」は、市内では十日町地域・川西地域の全域、中里地域は七川以北、松代地域は伊沢・峰方・南部地区に伝わっており、松之山地域には伝承されていない。市外では津南町、小千谷市、高柳町（現柏崎市）、長岡市蓬平、小国町・山古志村（現長岡市）、堀之内町・小出町・広神村（現魚沼市）、大和町・六日町・塩沢町（現南魚沼市）などに分布している。

### （カ）雪を楽しむ

「雪を敵とせず 友としよう」という発想の転換から生まれたのが「十日町雪まつり」である。昭和22年(1947)10月、昭和天皇が県内をご巡行された際に、中山龍次十日町町長と高橋喜平農林省林業試験場十日町試験地主任が雪と雪国のことをご進講した。その際に陛下から「何か雪国を明るくするような話はないか」とのご下問があったが、明快なお応えができなかった。

この昭和天皇のひとことがきっかけとなり、当時、十日町文化協会の会長をしていた高橋が、仲間とともに雪国を明るくする運動を始めようと語り合う中で創案されたのが「雪まつり」である。昭和25年(1950)2月4日、5日に十日町文化協会が主催して第1回の雪まつりが開催された。主なイベントは、雪中カーニバルと雪の芸術作品展示会、町内対抗スキー継走大会であった。雪の芸術展では、町の広場や道路のいたるところに、町内や職場の仲間で趣向を凝らした雪像が35基立ち並んだ。2日目は快晴に恵まれ、青空の下にそそり立つ白銀の輝くばかりの美しさは、観客に大きな感動を与えた。こうして、2年目からは雪の芸術展が中心となり、各製作団体が着想・技巧に工夫を凝らし、繊細で巧緻な技術の粋を凝らした技巧派作品と、豪壮雄大なスケールの大規模作品に分化して、観客の高い評価を得るようになった。



写真 2-20: 第1回雪まつり雪の芸術作品「農家の冬」(昭和25年)

## オ. 伝統文化

### (ア) 機織り

雪が降ると家の中が仕事場となる。近世における女の冬仕事は縮を織ることであった。青苧の繊維を小指の爪で細く裂き、先端のつなぐ部分は歯を使ってさらに細くしてから、これらをつないで撚りをかけて糸にする。それを地機じばたにかけて織り上げる辛苦の多い仕事で、一冬に1人1反が標準的な生産量であった。

冬は湿度が高いことや雪の漂白作用を利用した雪晒しなど、雪国は縮生産にとって好条件であった。江戸時代後期の塩沢の縮商人鈴木牧之すずきぼくしは自著『北越雪譜』の中で「雪中に糸となし、雪中に織り、雪水に洒ぎ、雪上に晒す。雪ありて縮あり、されば越後縮は雪と人と気力相半ばして名産の名あり。魚沼郡の雪は縮の親といふべし」と記している。

「越後縮の紡織用具及び関連資料【国指定重要有形民俗文化財】」2,098点は、越後縮の紡織用具を中心に、縮の製品や生産・流通等に関する資料及び生産者であった女性たちに関する関連資料をも網羅して全体を構成し、体系付けたものである。

### (イ) ワラ仕事・竹細工

冬の男の主な仕事はワラ仕事であった。ワラヤスゲなどを材料にして、家族が使う履物や被り物、日用品、春からの農耕に使う用具類など、自給自足を原則とする農家の暮らしには必要不可欠なものをつくった。

竹細工も冬の男の仕事であったが、ワラ仕事が自家用品の製作を主な目的にしていたのに対し、竹細工は換金を目的としていた。これらの製品は「節季市まつまいち」で売られ、貴重な現金収入になった。

### (ウ) 節季市

文化2年(1805)の「十日町組地誌書上帳」には、12月5日・10日・15日・20日・25日・30日に節季市が開催されていたことが記されている。節季市は近在の農家の人が家で作ったワラ細工、竹細工、木工品、金物、穀物や野菜類などの日用品を持ち寄って売り、自分たちもまた正月用品を町で買い求めた。

現在は1月10日・15日・20日・25日に開催されており、そこで売られるしん粉細工の人形「チンコロ」は、縁起物として今も人気を集めている。



写真 2-21 : 節季市

## カ. 昔話・伝説・雪に関わる俗信

### (ア) 昔話

「秋ゴトムカシノ正月バナシ」ということわざが市内に伝わっている。これは、稲作や畑の取り入れが済んだ後に行うアキゴトに昔話を語り、予祝行事の多い十五日正月に昔話が語られることを表わしている。

### (イ) 伝説

伝説は、実在的・具体的な事物や事象と結びつきながら展開していくという特色を持つ。市内には、中里地域の「田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念



写真 2-22 : 鏡ヶ池【市指定地域文化財】

物】にまつわる「七ツ釜と片目の魚」や、松之山地域の中尾の「鏡ヶ池【市指定地域文化財】」のほとりにおおとものやかもち大伴家持がしのはらぎょうぶざえもん篠原刑部左衛門と名を変えて住んだという「松山鏡」などの伝説がある。

### (ウ) 雪に関わる俗信

多くの所で「カマキリが巣（卵塊）を高い所につくると大雪、低い所につくると小雪」、「蛙（ギャク、ゲエロ）が土の深い所にいけば大雪、浅い所にいけば小雪」、「ツバキのつぼみが上向きだと小雪、下向きだと大雪」などの伝承が聞かれるが、その後「あてにはならないけれど」と付け足されることが多い。

集落から見える山に雪が3回降ると、根雪が降るとというのは、どの地域でも伝えられている。山は地図に名前が載っていない近くの山もあれば、少し離れた、その地域でミヤマ（深山）と呼ばれるおくやま奥山や、はっかいさん八海山・黒姫山などの山もあり、それぞれである。

## キ. 雪に対する思い

### (ア) 聞き取り調査から把握した雪に対する思い

十日町市歴史文化基本構想を策定するにあたり、豪雪地十日町に住み継いできた人々の「雪との関わり方や雪に対する思い」を把握するために聞き取り調査を実施した。その調査のまとめから人々の雪に対する思いを抜粋する。

「冬は本当に雪との戦い」と実感を込めて語られる言葉の裏に、これまで経験してきた冬の労苦の厳しさが強く感じられる。毎日降る雪で、屋根の雪をみな掘っても、後ろを振り返るともう雪が積もっている状況での気持ちは、「雪が1週間も降ると、どうでも空を恨む。あけてもくれても雪が降って、いつら雪掘りしてもきりが無い」という言葉に表れている。しかし、一方で「それが仕事だった」と割り切り、「あきらめてもいるし、（他の生活を）知らないから当たり前だと思っている」から「難儀には難儀だけれど、それでも何十年もやっても、それほどいやだとも思わなかった。生活の一部だった」と言い切るとき、そこには諦観だけでなく、雪とのたたかいの中で形成された生活を持続させる仕組みの存在と、それによって生かされてきた経験の蓄積を感じとることができる。

そのような冬の生活があればこそ、雪が降り止まり、春めいてくると、雪から解放される喜びも大きく、それが言葉のはしばしにあふれてくる。「土からほわほわ湯気が立っていたりすると、雪から解放された気がした」と、白一色だった雪の中に土の色が見えるうれしさを語る。春になれば、ハルキヤマやコエヒキ、苗代作りと、次から次へと仕事があったのだが、それでも、外で仕事をしていて汗が出るのがうれしく感じたという。厳しい労働に勝る春への強い思いは、雪のない地方では理解できない季節に対する鋭い感覚を伴っている。春先にあちこちで起きるナゼ（全層雪崩）の音も、それが落ちないと春が来ないといい、春到来を告げる合図だった。「冬うち雪で苦労してても、その時期になると、この辺みたいにいい所はない」という思いは、この地域でくらしている人たちの生活実感であったろう。



写真 2-23 : 聞き取り調査（平成 28 年 11 月、仁田）

### (イ) アンケート調査から把握した雪に対する思い

地域の人大切に思っている事柄を把握するために実施したアンケート調査では、「大切に思う地域の自然環境」という設問において、80歳代の男性が「四季の移り方」をあげ、大切に思う理由として次のように答えている。「春の草木の芽吹き、残雪の中の青い新芽の輝き 夏はいろいろの草木の緑、花の色があざやかに映って美しい 秋の山々の色の移り変わりは大変きれいです 初雪は木の緑の上に白く朝日に輝くときは、苦しい冬の始まりと思いながらも、目を輝かせて見えています」。これは原始から現代に至るまで、この豪雪地に住み継いできた人々に共通する思いではないだろうか。

そして、「十日町市史資料編8 民俗」には、「雪の降る直前になると、雪おろしと呼ぶ地響きにも似た雷が鳴り響くが、こうなると誰もが雪の到来を覚悟する。(中略) 人々は初雪を迎えて何やら安堵に似た気持ちを覚える」と記述されている。

## ② 歴史的変遷

### ア. 原始・古代

#### (ア) 自然と共生した縄文人の暮らしと火焰型土器

十日町市を含む中魚沼・東頸城地方一帯で人類の活動が始まったのは、河岸段丘上の様々な場所で石刃・石槍・細石器などの石器類が出土していることから、後期旧石器時代と見られている。

縄文時代の遺跡は、田沢・中林・壬遺跡などの貴重な縄文時代草創期のものを含め、300 か所を超えている。中でも最も数の多い中期(5500～4500 年前)の遺跡からは、火焰型土器が特徴的に出土している。特に笹山遺跡出土の土器群は平成 11 年(1999)に縄文土器としては初の国宝に指定されている。縄文時代の遺跡が当地方全域にわたって分布しているのに比べ、それに続く米作りの文化を伴った弥生時代の遺跡はわずかで、城之古遺跡、牛ヶ首遺跡、干溝遺跡など数か所に見られるだけとなっている。また、古墳時代から奈良・平安時代を経て平安時代末期に至る古代の歴史は、史料に乏しくほとんど不明である。

#### (イ) 機織りのはじまり

平安時代の魚沼郡には賀禰、那珂、苜上、千屋の 4 郷があって、このうち那珂郷がこの地方にあたりと考えられている。なお、松代・松之山地域は頸城郡に属し、頸城郡十郷のうちの五公郷内に入っていたと思われる。

昭和 49・50 年(1974・1975)、西小学校の建設に伴い、古墳時代から奈良・平安時代に及ぶ大規模な集落跡が発掘調査され、当地方の古代史を解明する鍵として注目を集めた。この遺跡は馬場上遺跡と呼ばれ、発掘調査の結果、竪穴住居跡が 50 軒、掘立柱建物跡が 8 棟ほど確認されている。出土した遺物には大量の土師器や須恵器などの土器、鉄製品のほか、首飾りに使われた石製の勾玉や管玉があり、また糸に撚りかける時に使われる紡錘車という道具や織物の圧痕が付いた土器なども出土し、機を織る技術を持っていたことが分かる。遺跡の年代については、おおまかに古墳時代中期・後期(5～6 世紀)、奈良・平安時代(7～9 世紀)の長期にわたって集落が営まれていたと考えられている。

#### (ウ) 人々の祈り

奴奈川姫を祀る犬伏の松茸神社には遠く飛鳥時代(7 世紀)に遡る伝承があり、四日町の神宮寺は大同 3 年(808)、坂上田村麻呂の発願で前年来迎されたご本尊を祀るために開創されたと同寺の縁起は伝えている。本尊の「木造十一面千手観音立像【県指定有形文化財】」は藤原時代(12 世紀)の作である。同様の来迎伝説は友重の長徳寺本尊・観音像にも認められる。十日町の諏訪神社は創立年不明であるが、承徳・天永年間(1097～1112)に信濃川の洪水のため、川原から現在の諏訪山山頂に移されたとの伝承もあり、この時代に既に相当の集落が市域内に形成されていたことを推測させる。

## イ. 中世

### (ア) 大井田氏を中心とする新田氏一族の進出と、越後南朝方の拠点

波多岐庄とか妻在（有）庄と呼ばれていたこの地方の歴史が、史料上でようやく明らかになるのは鎌倉時代初め（12世紀後半）頃からである。この時代、松代・松之山地域は国衙領で松山（松之山）保と呼ばれていた。名湯として知られる松之山温泉の開湯は南北朝時代（14世紀中頃）と伝えられている。

養和元年（1181）、越後平氏の城助職（長茂）が越後守に任ぜられ、当地方もその支配を受けることになったが、まもなく城氏は木曾義仲に敗れ、鎌倉の将軍源頼朝にもそむいて没落していった。続く鎌倉時代、越後は源頼朝の関東知行国になったが、やがて上野国（群馬県）より新田氏一族の里見氏系である大井田氏、下条氏、中条氏、小森沢氏、羽川氏、田中氏、鳥山氏、倉俣氏、上野氏などがこの地方に進出して勢力を広めた。特に大井田氏は奥信濃（長野県）の豪族市河氏と姻戚関係を結ぶなど、この地方の中心的な勢力であった。

大井田氏を中心とする越後新田氏一族は、元弘3年（1333）の惣領新田義貞の鎌倉幕府倒幕挙兵に真っ先にはせ参じて以来、建武の中興から南北朝時代に至る動乱の時代に終始一貫して南朝のために働いた。特に延元元年（1336）の備中福山城（岡山県総社市）の合戦で大井田氏経率いる2,000騎の軍勢は、足利直義の大軍を相手に奮戦して勇名をとどろかせた。越後新田氏一族は新田宗家と共に南朝の股肱として近畿、北陸、関東へと各地を転戦した。

「大井田城跡【県指定史跡】」や「節黒城跡【市指定史跡】」、坪野館跡を始め市内に残る約40か所の城跡や館跡の多くは、当地方が新田義宗（義貞の子）を盟主に仰ぎ、越後南朝方の拠点となった当時のものと考えられている。また、川西地域に多く残されている自然石を利用した板碑も南北朝時代のもので、碑面の8割に阿弥陀如来、阿弥陀三尊を表わす梵字が刻まれている。

しかし、神宮寺の伝広目天王背板裏面墨書銘には、応安3年（1370）という北朝年号の記銘があり、2年前新田義宗討死を受けて越後南朝方の組織的抵抗が終息し、長年続いた南北朝戦乱から平和が訪れた当時のこの地方の状況を推測させる。

### (イ) 上杉家の支配と上杉謙信の関東経営のための拠点

越後における新田氏と南朝方の勢力が上杉氏との戦いにより衰退していくと、新たに幕府から越後に山内上杉氏が派遣された。その結果、大井田氏、羽川氏、中条氏、下条氏、小森沢氏、倉俣氏、上野氏など南北朝期を生き延びたこの地方の越後新田氏一族は、上杉家被官として編成され、千手の下平氏などと共に室町・戦国時代に登場する。

室町期の越後の支配関係は複雑で、関東管領山内上杉家と越後守護上杉家の所領が入り組んでいたが、室町時代半ばから妻有庄は関東管領の支配下に置かれた。やがて、守護上杉家の家臣府内長尾氏が台頭し守護代として実権を握ると、長尾為景の代には守護上杉房能を自害させ、擁立した上杉定実の実権を奪い実質的国主の座に就く。松之山の「上杉塚跡（管領塚）【市指定地域文化財】」は、為景に追われて敗走途中に自刃した上杉房能終焉の地である。

為景の子景虎（のちの上杉謙信）は越後一国を統一し、永禄4年（1561）関東管領職を上杉憲政より譲り受け、山内上杉氏の名跡も継いだ。関東管領職を継いだ上杉政虎（謙信）は、関東経営のため度々関東に出兵する。居城春日山城から市内の松代～城之古～六箇を抜け塩沢に出て三国街道を行くルートは松之山街道と呼ばれており、関東へ抜ける軍用道路として重要視された。室野城・松代城・犬伏城・琵琶懸城・秋葉山（羽川）城などはこの街道の要所に築かれた城である。街道の一部、菅刈から犬伏・薬師峠までの古道は「歴史の道百選」に選定されており、犬伏の松茸神社には室町・戦国時代の遺品も残されている。

上杉謙信とその養子景勝の代に上杉氏の威勢は伸長し、慶長3年（1598）に上杉氏が豊臣秀吉によって会津（福島県）に移封されるまで、豊臣政権の重鎮として越後を治めた。

## ウ. 近世

### (ア) 幕府領から会津松平家の支配

上杉氏会津移封後の越後国には堀秀治が封ぜられ、江戸時代になると松平忠輝の支配を受ける。その後、江戸時代を通じて幕府の越後支配体制は、その大名統制政策などによって細分化され統治者の交代もしばしば行われた。延宝9年(1681)6月、越後騒動によって高田藩主松平光長が改易されると、当地は高田藩領から幕府領となり各地に置かれた幕府代官所の支配を受けた。享保9年(1724)閏4月、魚沼郡は川口組を除いた7組が会津藩預りとなり、以後、一部の変動はあるが、江戸時代を通じてほとんどが会津松平家の支配下に置かれた。ただ川西地域の一部は寛保元年(1741)高田から白河、桑名へと転封となった久松松平家の飛び領として同家柏崎陣屋の支配を受けていた。一方、頸城郡である松之山郷は長岡藩・高田藩預りの一時期を除き幕府領となった。

### (イ) 越後布から越後縮、そして絹織物へ

越後の麻織物の生産は古い伝統を持ち、正倉院御物の中に天平勝宝年間(749~756)に越後から朝廷に献上された「越布」が存在し、平安時代の『延喜式』にも越後から布が納められたことが記されている。また、長保元年(999)と同2年には、役所や貴族の下働きの者たちが白越(越後布)を着用することを禁止する法令が出たり、建久3年(1192)源頼朝が征夷大將軍宣下の勅使に越後布を贈ったりするなどの記録が見え、越後の麻織物は古くから優品であったことが分かる。さらに、越後は麻織物の材料である青苧の生産も盛んで、室町時代には流通組織として京都の三条西家を本所とした青苧座が組織され、戦国時代には長尾(上杉)氏はその権利を掌握し、青苧生産を奨励した。

寛文年間(1661~1672)の頃、播州明石から来た明石次郎なる者が、古くから魚沼で織られていた白布などをもとに、糸に強い撚りを加え皺を出し、また紋彩を織り出すことに成功し、これが越後縮の創始となった。越後縮は武家はもとより夏の高級着物として庶民の間にも需要が増大し、天明期(1781~1788)には魚沼地方で年間20万反の生産があったと記録されている。

こうした生産の増大から、延宝元年(1673)には縮市場が開設され、十日町は小千谷、堀之内とともに縮の三市場として繁栄した。この動きに対し、江戸幕府は宝永6年(1709)に縮・木炉・杓・煎茶・白布・続布・小白布の七品に運上請負制度を定め、税の増徴と安定を図るが、このうち大部分は縮にかかる役銭であったことから、雪国の主要産物として縮が重視されていたことが分かる。

天明期をピークとして縮生産は漸次衰退し、替わって当地方でも養蚕と絹織物が勃興する。文政12年(1829)、京都西陣出身の機職人宮本茂十郎が従来の地機に代えて高機を導入し、透綾織(絹縮)の技術を伝えた。その後、透綾織が完成する明治初期までの30年間は、縮の生産販売を続けながら新製品について暗中模索する、十日町の絹織物草創期ともいべき試練の時期であった。この苦難の時期や明治33年(1900)の大火を乗り越えた十日町は、大正から昭和初期にかけて新しい機業地として発展をとげる。

### (ウ) 近世の新田開発と俳諧の隆盛

江戸時代には農業技術も進み、新田開発も各地で盛んに行われた。当地方で天明元年(1781)に田沢の村山五郎兵衛の願い出から始まった桔梗ヶ原の開田は大規模なものであった。寛政12年(1800)、幕府の巡検使として田沢に逗留した金沢千秋は『越能山都登』を、同行した亀井協従は『績麻録』を著し、当時のこの地方の様子や縮生産の具体的記述を今に伝えている。またこの時代、生産力の向上と縮商いの繁盛を背景に、文人墨客の往来も盛んで諸文芸の発達が顕著になる。特に俳諧の普及ぶりは市内各地の社寺に残されている献額にみることができる。

## エ. 近代・現代

### (ア) 明治の町村合併

明治元年(1868)、魚沼郡は小千谷民政局、頸城郡は川浦民政局の下に属したが、その後幾度かの変遷を経て、現在の新潟県の体裁が整えられたのは明治6年(1873)6月のことである。同12年(1879)に郡区編成法が施行され、魚沼郡は南・中・北の3郡に分けられて、十日町・川西・中里地域は中魚沼郡に属した。また、頸城郡は東・中・西の3郡に分けられ、松代・松之山地域は東頸城郡に属している。

明治22年(1889)市制・町村制が敷かれ、さらに村の分合が行われて自治区が定められた。同30年(1897)十日町村は十日町となり、同34年(1901)11月の町村合併後、中魚沼郡は多少の変動を経て22か町村となって存続するに至る。東頸城郡でも同様の動きがみられ、明治22年(1889)の33村が同34年(1901)11月の合併後には14村となった。

### (イ) 織物業の工場制工業への発展と戦後の復興

十日町織物は明治20年代になると染色や撚糸技術の改良進歩とドビー・ジャカード機などの新機械の導入によりめざましい進歩をとげた。積極的な新製品研究・開発の結果、大正から昭和の初期にかけて一世を風靡した明石ちぢみや、意匠白生地を世に出して絹織物産地としての確固たる地位を築いた。昭和4年(1929)、「越後名物数々あれど明石ちぢみに雪の肌…」と唄われる十日町小唄が作られる。同年には現在の飯山線が全線開通し、当地方の動脈として重要な役割を果たすことになった。昭和14年(1939)、川西地域にある国鉄(現JR東日本)の水力発電所が完成し、東京の山の手線への電力供給が始まる。しかし、時代はやがて戦時体制に移行し、奢侈品禁止令や織機の供出などにより十日町織物産地も大きな打撃を受けて終戦を迎える。

戦後とそれに続く高度成長期に、マジョリカお召や黒絵羽織等をヒットさせた織物業界の躍進もあって、十日町は国内有数の和装産地に成長したものの、その後の苦しい不況も経験して、新しい時代に対応する各種の施策を展開してきた。

### (ウ) 昭和の町村合併

昭和28年(1953)3月に町村合併特例法が制定された。昭和29年(1954)3月に十日町は近隣3村と対等合併し市制を施行。その後3村が合併して市域を形成した。同年同月、2村が合併して松代村(昭和29年(1954)10月に町制施行)となる。昭和30(1955)年3月には2村が合併して中里村となり、同年同月に2村が合併して松之山村(昭和33年(1958)11月に町制施行)となった。そして昭和31年(1956)9月に4町村が合併して川西町が成立した。

### (エ) 新十日町市の成立

平成9年(1997)3月、昭和6年(1931)に松代で始まった建設運動から実に六十余年の歳月を経て、首都圏と北陸・関西圏を結ぶ「ほくほく線」が開通した。

平成12年(2000)からは、昔、妻有と呼ばれた中魚沼地方と、ほくほく線で結ばれた西隣りの東頸城郡松之山郷が一体となり、この地域の里山と現代アートの融合をテーマにした意欲的な試みである「大地の芸術祭」が始まった。

平成17年(2005)4月、こうした交流や地域の結びつきを基に、十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町が合併して新たな十日町市となった。

### ③ 歴史や文化に関連する施設

#### ア. 十日町市博物館

十日町市博物館は、昭和 54 年(1979) 4 月に開館し、「雪」「織物」「信濃川」をテーマに、地域の歴史と文化を中心とした展示を行っており、市の生涯学習の拠点として位置付けられる。施設内には、平成 11 年(1999) に縄文土器として初めて国宝に指定された「新潟県笹山遺跡出土深鉢形土器【国宝】」や「越後縮の紡織用具及び関連資料【国指定重要有形民俗文化財】」、「十日町の積雪期用具【国指定重要有形民俗文化財】」などの文化財を展示している。

博物館では、博物館講座、古文書入門講座等の歴史や文化財について学ぶ活動を展開しているほか、学校教育における博物館活用の促進として、授業に伴う展示説明や、学校への出前授業、職場体験の受け入れ等を実施している。「博物館友の会」は、博物館開館に先立って昭和 54 年(1979)に発足し、現在、植物・古文書・いしぶみ・歴史・方言・考古・近代史・着物・民俗の 9 つの研究グループが独自の研究活動を行い、成果を発表している。

また、十日町市博物館と「南魚沼市トミオカホワイト美術館(南魚沼市)」「鈴木牧之記念館(南魚沼市)」の 3 館で雪の文化を通じた姉妹館提携をしており、3 館共通の入館券・リーフレットの作成や共同の企画展の開催、スタンプラリー等の企画イベントを実施している。

なお、十日町市博物館は、平成 32 年(2020)に新博物館を開館予定である。東京オリンピック・パラリンピックを契機に地域文化を世界に向けて発信していく新しい拠点施設として建設が進められている。



写真 2-24 : 十日町市博物館



写真 2-25 : 博物館内の国宝展示

#### イ. 文化財資料収蔵庫

十日町市では、十日町市文化財資料収蔵庫条例により、十日町市の歴史、民俗及び考古に関する資料を収蔵するため、博物館や資料館のほかに文化財資料収蔵庫を設置している。文化財資料収蔵庫は、現在、中里文化財資料収蔵庫、川西文化財資料収蔵庫、高倉文化財資料収蔵庫、高道山文化財資料収蔵庫の 4 か所に設置されている。

#### ウ. 市域に分布する歴史文化関連施設

市内には、地域の歴史文化に関連する施設が分布しており、そのうちの主なものは表 2-10 のとおりである(図 2-12 参照)。

表 2-10：十日町市の歴史や文化に関連する施設（主なもの）

施設名	管理・運営	概要
松之山郷民俗資料館	十日町市	古民家を移築して資料館とした施設。雪国の生活民具や農耕用具等を展示して松之山の歴史や文化を紹介している。
まつだい郷土資料館	十日町市	移築された「旧室岡家住宅【市指定有形文化財】」を資料館とした施設。松茸神社の資料や雪国の生活用具等を展示している。
笹山縄文館	十日町市	「笹山遺跡【市指定史跡】」に整備された笹山遺跡広場内の施設。イベントや交流の場として利用されている。
越後松之山「森の学校」 キョロロ	十日町市	市民を始めとした様々な主体と地域の自然・里山文化を調査・研究し、展示・教育・体験・里山保全・産業活性等に活用することで地域づくりを目指す科学館。
越後妻有里山現代美術館 「キナーレ」	十日町市	越後妻有地域の自然環境や風土等をテーマにした作品を展開し、越後妻有の多様な資源や大地の芸術祭の魅力を紹介する現代美術館。
十日町情報館	十日町市	図書館を中核にして、広域的な人の交流や、情報の受発信の機能を付け加えた新しい形の図書館。
越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」	十日町市	芸術・文化の振興を目的とした文化ホールと、生涯学習・社会教育の推進を目的とした公民館の複合施設。
十日町市市民交流センター「分じろう」	十日町市	1階は、文化財の展示などを行うまちの文化や歴史の「発信」の場となっており、2階は和のおもてなしによる「交流」の場となっている。
大棟山美術博物館	一般財団法人 大棟山美術博物館	700年近い歴史をもつ村山家の旧宅と庭を博物館にしたもの。村山家の歴史、伝統や、前当主の叔父にあたる「坂口安吾」の遺品、書画、陶芸品等を展示している。
星と森の詩美術館	公益財団法人丸山 育英会	郷土にゆかりの深い版画家 <small>ほしじょういち</small> 星 襄一や人間国宝 <small>あまたあきつぐ</small> 天田昭次の日本刀、彫刻家 <small>みじまきひでまさ</small> 藤巻秀正等の作品を中心に展示する美術館。
あてま森と水辺の教室ポラ「森のホール」	株式会社当間高 原リゾート	当間高原の動植物や生態系の調査・研究結果を踏まえた里山の自然・文化・暮らしについて展示・紹介する施設。

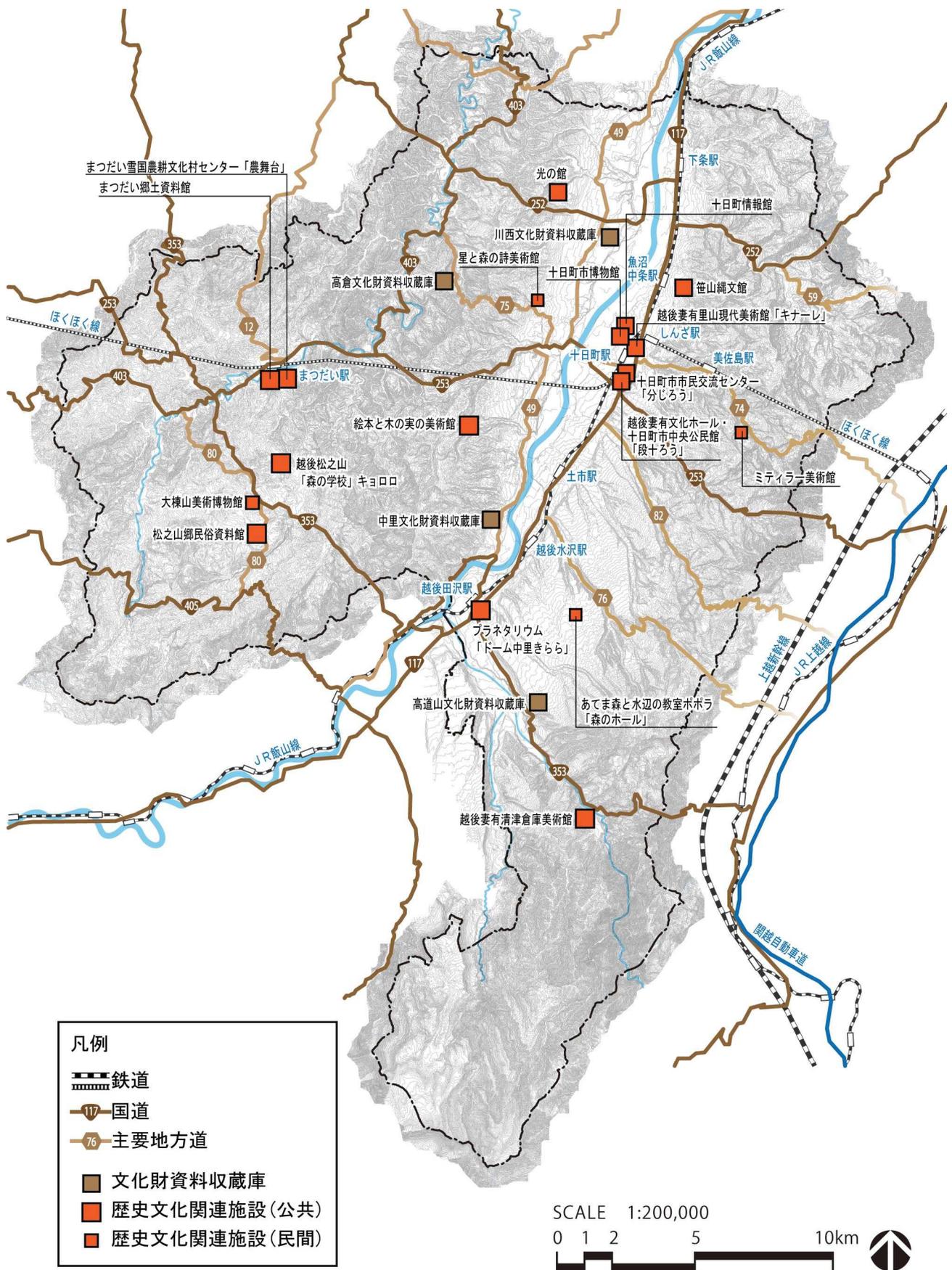


図 2-12 : 十日町市の歴史や文化に関する施設

#### (4) 地域別の特徴

平成 17 年(2005) 4 月 1 日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町の 5 つの市町村が新設合併して誕生した十日町市は、地域単位で固有の歴史や文化を有している。地域に点在する文化財等は各地域で培われてきた歴史や市民の生活に密接に関わっていることから、地域別に歴史文化の特徴を整理する。

表 2-11 : 地域区分

地域	平成 17 年 3 月の市町村名	昭和 29 年 3 月 30 日（昭和の大合併前）の町村名
十日町地域	十日町市	十日町、中条村、川治村、六箇村、吉田村、下条村、水沢村、貝野村の一部
川西地域	川西町	仙田村、千手町、橘村、上野村
中里地域	中里村	倉俣村、田沢村、貝野村の一部
松代地域	松代町	松代村、山平村、奴奈川村
松之山地域	松之山町	松之山村、浦田村

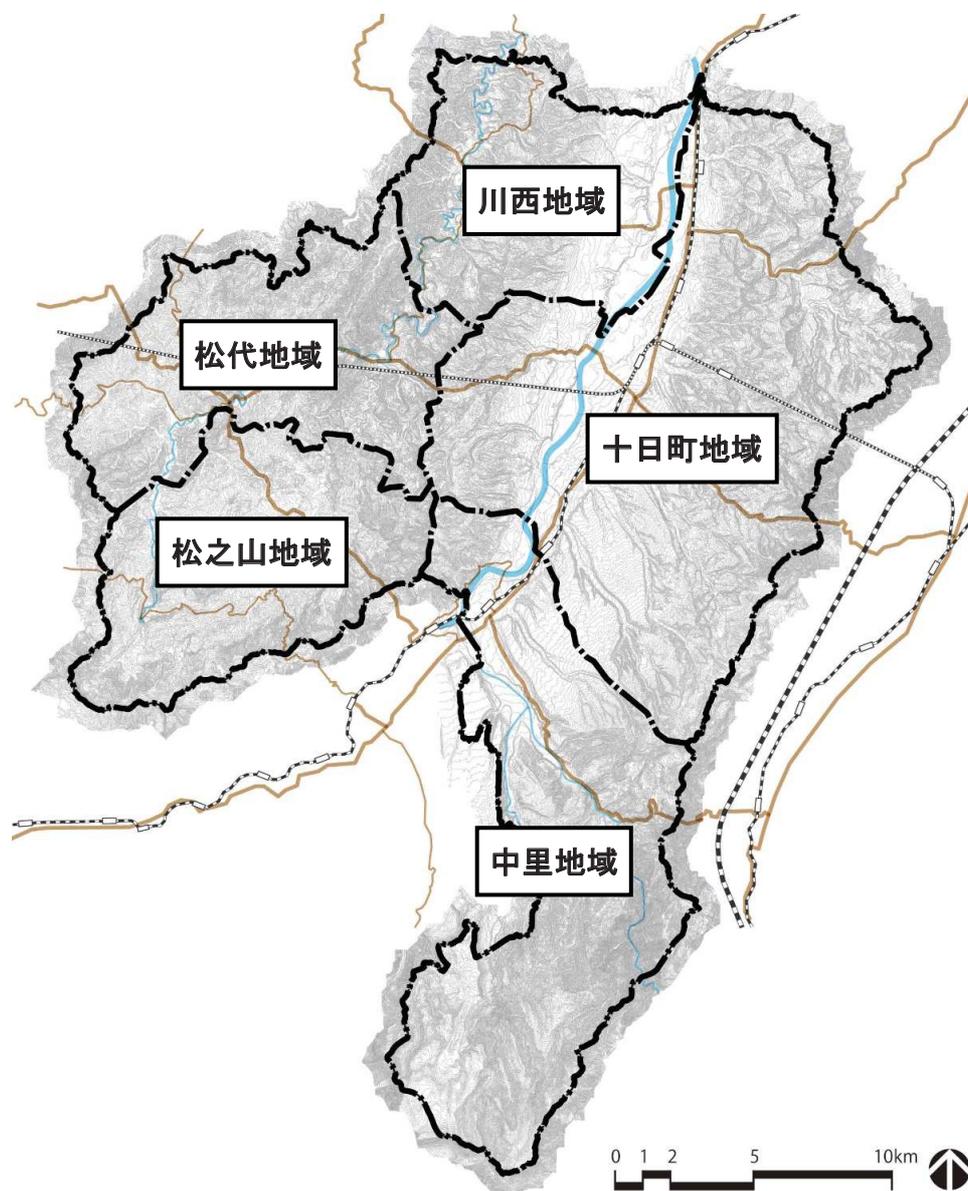


図 2-13 : 十日町市の地域区分図

## ① 十日町地域

十日町地域は、東部に魚沼丘陵、西部に東頸城丘陵があり、両丘陵に挟まれて中央に細長い盆地が形成されている。その中心部をほぼ南から北に向かって信濃川が流れている。信濃川の流れは丘陵地のふもとに雄大な9段にわたる河岸段丘を形成し、この河岸段丘の段丘面は原始時代から生活の舞台になっている。

縄文時代前期から晩期までの多彩な縄文遺跡群に代表される縄文文化のほか、弥生時代の城之古遺跡からは糸に撚りかける紡錘車が出土し、古墳から奈良・平安時代の馬場上遺跡では布の痕がついた土師器が見つかっており、当地域の織物の始まりの古さを物語っている。そして、青苧を材料とした織物は中世には越後布、近世には越後縮と呼ばれ、一大生産地となった。近世末から絹織物に転換を図ったあとは、明石ちぢみや意匠白生地、マジョリカお召などのヒット商品の開発に成功し、織物産業は戦前・戦後を通じて地域の主産業となった。その後も、後染めへの進出を行い織りと染めの総合産地を実現した。

地域内には、県内唯一の国宝である火焰型土器群が出土した「笹山遺跡【市指定史跡】」や、県指定史跡の大井田城跡、県や市の指定文化財を多く所有する神宮寺があり、原始及び中世の歴史に関する文化財が多く所在する。



写真 2-26：神宮寺観音堂【県指定有形文化財】

## ② 川西地域

川西地域は、面積のほぼ半分が関田丘陵東側にあたる信濃川左岸地域で、8段にわたる河岸段丘が良好に発達している。千手面と呼ばれる川西地域で最も広い面積を占める段丘面は、信濃川からの比高が50m以上あり、信濃川からそそり立つ段丘崖は独特の景観をなしている。関田丘陵<sup>せきだ</sup>の分水嶺は信濃川からの奥行きがあまりなく、段丘に開かれた田畑を潤す水は、丘陵に刻み込まれた沢に設けられた溜池により賄われてきた。近世における地域最大の築堤事業は、万延元年(1860)に出願され慶応3年(1867)に完成した五升苗堤の築堤で、古田用水<sup>ふるたようすい</sup>の確保と新たに開く20町歩(19.8ha)に及ぶ水田の用水として企画された。

一方、関田丘陵の西側は仙田地区と呼ばれる渋海川沿いの地域であり、河岸段丘はほとんどみか  
けず、集落は渋海川に沿って形成された狭い土地や、古い時代に発生した地すべりなどにより丘陵斜面に形成された沢あいの平坦な土地に発達している。渋海川は地形上から蛇行が多く、仙田地区では近世中期頃から、曲流部を直流させて瀬替新田が開かれてきた。

地域内には、「節黒城跡【市指定史跡】」や南北朝時代に建てられた「自然石板碑 32基【市指定有形文化財】」などの中世に関する指定文化財が多く所在するほか、「星



写真 2-27：星名家住宅雪穴【国登録有形文化財】

名家住宅【国指定重要文化財】や「西永寺（本堂ほか4件）【国登録有形文化財】」、「第二藤巻医院（本館・石垣）【国登録有形文化財】」、「星名家住宅雪穴【国登録有形文化財】」など雪国の建築様式を伝える建造物がある。また、信濃川の水を利用して昭和14年(1939)に発電が開始された鉄道省（現JR東日本）千手発電所がある。

### ③ 中里地域

中里地域は、南東側に魚沼丘陵、北西側に東頸城丘陵があり、集落の大部分は信濃川と清津川によって形成された河岸段丘上にある。河岸段丘は信濃川右岸によく発達し、10段が確認される。清津川の上流には上信越高原国立公園の「清津峡【国指定名勝・天然記念物】」が、清津川支流の釜川上流には苗場山麓ジオパークの見どころとなるジオサイトの1つになっている「田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】」がある。さらに、田代の七ツ釜の南方には新潟県自然環境保全地域に指定されている小松原湿原があり、美しい自然景観が楽しめる地域である。

また、信濃川と清津川の合流点付近には、壬遺跡・田沢遺跡・中林遺跡などの縄文時代草創期遺跡群が分布しており、1万年以上続いた縄文文化の形成過程を知る上で重要な場所となっている。

近世には、清津川右岸の新田開発が行われ、用水確保のために河岸段丘の崖腹等に全長9kmに及ぶ水路を掘り、桔梗原に水田を開いた。昭和41年(1966)この水路を改修してさらに上段の段丘面まで用水をポンプアップすることに着手し、昭和48年(1973)には約240haの水田がつけられた。

清津川上流には東京電灯会社（現東京電力）湯沢発電所が建設され貯水を始めたため、大正13年(1924)になると水量が激減した。一方、信濃川では、鉄道省による信濃川水力発電所の建設工事が昭和7年(1932)に始まると、貝野村宮中に取水口が設けられた。これにより、貝野村の漁獲量は昭和7年の2,106貫目(7897.5kg)から翌年には170貫目(637.5kg)まで激減し、河川漁業は壊滅的な打撃を受けた。

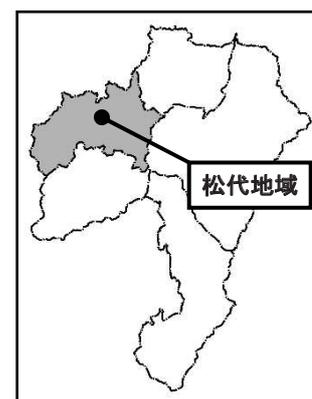


写真 2-28: 清津峡【国指定名勝・天然記念物】

### ④ 松代地域

松代地域は、東頸城丘陵の中に位置している。この丘陵は、数百万年から数十万年前の比較的新しい地質時代に堆積した浸食されやすい地層でつくられている。そのため、丘陵地帯には複雑に入り組んだ谷が発達している。その谷の中には狭い谷底平野がつけられたり、河岸段丘が小規模ではあるが発達し、地すべりによってできた緩斜面が見られる。地域の集落は、丘陵の斜面に位置するものと、渋海川に沿って分布する平坦地の上に位置するものがある。

河川は南側に隣接する松之山地域から流れてくる渋海川が主流となっており、支流である越道川が地域の東部で渋海川に合流している。また、



北西部には鱒石川まづいしがわの上流部が位置している。地域内の渋海川は多くの蛇行が発達している。蛇行によって狭くなったところを人工的に切断する瀬替えを行って新田開発することが近世末から明治初期に行われ、丘陵地帯で新田開発に注いだ農民の努力の跡を残している。

東頸城丘陵の地域は、日本でも有数の地すべり地帯であり、丘陵の斜面に分布する水田は、古い地すべり地を利用して造られている。このため、丘陵の斜面が一面に水田化され、美しい棚田の景観を誇っている。

犬伏の「松茸神社本殿【国指定重要文化財】」は明応6年(1497)の建立である。松茸神社には、上杉謙信が「短刀【市指定有形文化財】」や「軍配【市指定有形文化財】」を奉納している。



写真 2-29 : 軍配【市指定有形文化財】

また、中世から近世にかけて重要な役割を果たした松之山街道の一部が、文化庁の「歴史の道百選」に選定されている。

## ⑤ 松之山地域

松之山地域は、南縁付近せきださんみやくが関田山脈に含まれるほか、大部分は東頸城丘陵の中に位置している。そのため、松代地域と同じように浸食されやすい地層で成り立っており、地すべり地帯である。そして、地すべり地形を利用した水田が多くみられ、美しい棚田の景観を呈していることも松代地域と同じである。



地域の集落の大部分は、中央部に位置する大松山たいしょうざん (標高 672m) の麓の地形が緩やかな場所にリング状に分布する。そして、大松山を中心とした松之山ドーム構造の周辺に地すべり地帯が分布しており、昭和 37 年 (1962) 4 月に始まった大規模な地すべりは 850ha にも及んだ。

河川は渋海川と渋海川の支流の越道川、越道川の支流ひがしかわの東川が、それぞれ地域の西部、中央部、東部を流れている。

南北朝時代に開湯伝説を持つ松之山温泉は、近世につくられた温泉番付表に「越後松之山の湯」として前頭に登場し、越後の温泉の中では筆頭の地位を占めていた。

松口の北、字外 (そで) と呼ばれる丘陵には樹齢約 100 年のブナが約 3ha に広がり、美人林と呼ばれて大勢の観光客や写真愛好家が訪れている。また、地域の南西部の三方岳 (標高 1,138.5m) と天水山 (標高 1,088m) の北方天水越には、約 50ha の「天水山麓のブナ原生林【市指定天然記念物】」が広がっている。

「婿投げむこなげ【市指定無形民俗文化財】」は天水越と湯本に伝わる小正月行事で、村の娘を嫁にもらった他村の婿が嫁同伴で藪入りの初泊まりにくると、村の若者が婿を村はずれのお堂に背負っていき、御神酒をいただいてから婿を胴上げし、4～5m もある崖下の雪の中に投げ落とすという荒っぽい行事である。湯本では、婿投げが終わると塞の神行事が行われ、灰と雪を混ぜて墨をつくり「おめでとう」と言いながらお互いの顔に塗り付ける「スミぬり【市指定無形民俗文化財】」が行われ、越後松之山の奇習として広く知られている。



写真 2-30 : スミぬり【市指定無形民俗文化財】

## (5) 十日町市の歴史文化の特徴

十日町市の自然環境、社会環境、人文環境の特徴等を基に、十日町市の歴史文化の特徴について以下に整理する。

### 豪雪とともに生きてきた人々の知恵が育んだ歴史文化

#### ～縄文時代から受け継ぐ「豪雪と共に生きる暮らし」「豪雪を友とするところ」～

縄文時代の温暖化によってこの地に大量の降雪がもたらされるようになったのは、今から8,000年前頃とされている。冬の到来とともに豪雪の中での生活を余儀なくされた人々は、雪に対する鋭い感覚を身に付け、様々な工夫を凝らして生き抜いてきた。雪を受け入れ、雪を活用して命をつなぎながら、雪に親しみ、やがて雪の中にも楽しみをも見出すようになった。

このような、豪雪と共に生きる暮らし方と、豪雪を友とする精神は、縄文時代から現代の十日町市へと脈々と受け継がれている。

「豪雪」とともに生きてきた十日町市の歴史文化は、「豪雪が生んだ自然環境」と、「豪雪の中で育まれた歴史文化」によって、その特徴を語るができると考える（表 2-12 参照）。「豪雪が生んだ自然環境」は、歴史文化を生み出した基盤である「川」「河岸段丘」「山」から成り、その自然環境の下「豪雪の中で育まれた歴史文化」が「先人達の営みの歴史」「生業の歴史」「雪国の暮らし」である。

それらの特徴は、それぞれが独立して成立してきたのではなく、自然環境と歴史文化が織りなす雪の結晶のように、「豪雪」を中心に互いに関連しながら、十日町市の歴史文化を形成してきた（図 2-14 参照）。

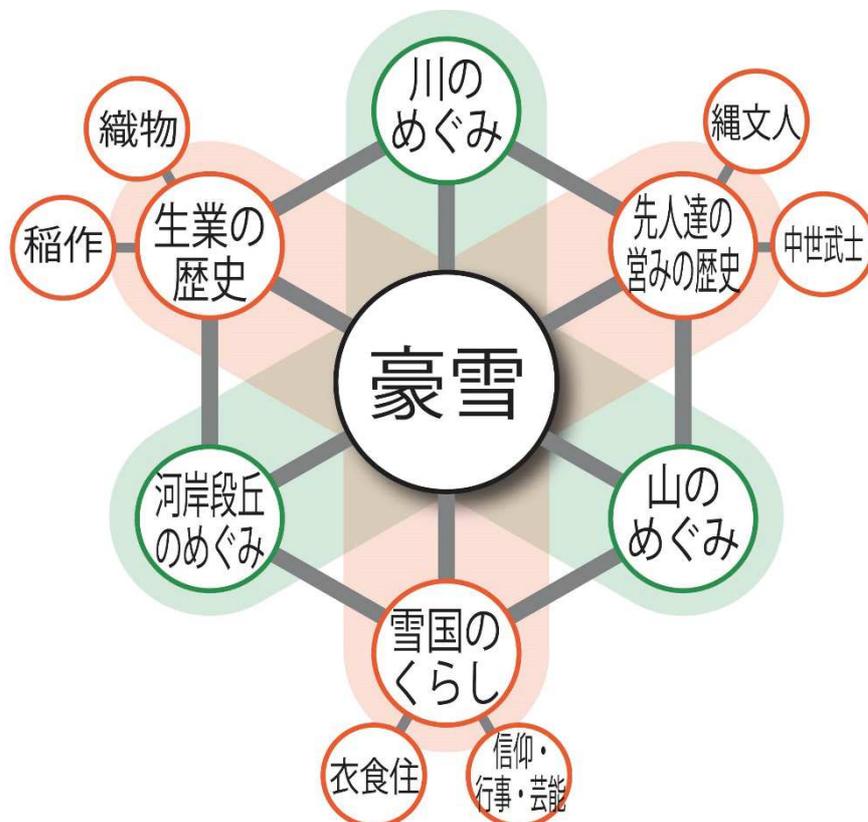


図 2-14：十日町市の歴史文化の特徴の模式図

表 2-12：十日町市の歴史文化の特徴

<p><b>①豪雪が生んだ自然環境</b> (人々の生活にめぐみをもたらす豊かな豪雪地の自然環境)</p>	<p><b>川のめぐみ</b></p>	<p>十日町市の中心を流れる日本一の大河信濃川や清津川、渋海川などの、雪がもたらす豊かな水のめぐみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>信濃川</b>：かつての川漁、舟運（荷船・渡し船）から現代の水力発電など、十日町市の生活や産業の中心となってきた信濃川</li> <li>●<b>山間の溪流</b>：山間地域の稲作を支える渋海川や、清津峡や田代の七ツ釜に代表される峡谷の景勝地</li> </ul>
	<p><b>河岸段丘のめぐみ</b></p>	<p>中山間地域の町場の生活や稲作等の生業の場として、貴重な平地となる信濃川流域に発達した河岸段丘のめぐみ</p>
	<p><b>山のめぐみ</b></p>	<p>十日町市の東側と西側に連なる丘陵の山々のめぐみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>山の幸（山菜・木の実）</b>：雪消えとともに山野に自生する山菜や、ブナやヤマグワ等の食用の木の实など、豊かな山林が生み出す山の幸</li> <li>●<b>水源涵養</b>：ブナ林等の落葉広葉樹林の日陰が融雪を遅らせることによる豊かな水源や肥えた森林腐葉土の形成</li> </ul>
<p><b>②豪雪の中で育まれた歴史文化</b> (雪国の先人達の営みの歴史と時代の変遷とともに変化しつつ受け継がれてきた生活文化)</p>	<p><b>先人達の営みの歴史（縄文人と中世武士）</b></p>	<p>雪国で始まった縄文人のくらしと、中世武士の戦い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>縄文人のくらし</b>：国宝・火焰型土器が出土した笹山遺跡に代表される、数多くの縄文時代遺跡や出土品からうかがえる縄文人の豊かなくらしの歴史</li> <li>●<b>中世武士の戦い</b>：越後南朝の拠点となった鎌倉から南北朝時代や、上杉謙信の関東経営のための交通や要害の場所であった室町から戦国時代の地域の歴史</li> </ul>
	<p><b>生業の歴史（織物と稲作）</b></p>	<p>雪国で発展した織物と稲作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>織物業</b>：古代から現代まで、気候風土を生かし時代のニーズに合わせて発展した織物業の歴史</li> <li>●<b>稲作</b>：棚田やマブ、瀬替え等の山間地域の稲作、河岸段丘の平地を中心に拡大した稲作等、地形を生かして発展した米どころの歴史</li> </ul>
	<p><b>雪国のくらし（衣食住と信仰・行事・芸能）</b></p>	<p>受け継がれる雪国の生活文化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>雪国の衣食住</b>：半年余りに及ぶ雪に囲まれた厳しい生活の中で、雪を受け入れ、雪を利用してきた人々のくらし</li> <li>●<b>雪国の信仰・行事・芸能</b>：米どころとしての秋の収穫の歓びと、冬の豊穡の祈りや楽しみ、伝統文化</li> </ul>

### 3. 十日町市の関連文化財群

#### (1) 関連文化財群の設定の考え方

##### ① 関連文化財群の設定の目的

関連文化財群とは、有形・無形、指定・未指定に関わらず様々な文化財等を歴史的・地理的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたものである。関連する複数の文化財等を、関連文化財群として捉え、一体的に保存・活用していくことは、文化財等の魅力を高めるとともに、魅力的な形でかつ分かりやすく価値を伝えていくための効果的な方法の一つである。

##### <関連文化財群の設定の目的>

- これまで市民の生活の中で、身近な存在であった様々なものを、著名な文化財と一体となった群として捉えることで、その価値を再度認識し、後世に残していくための保存・活用を図っていく。
- 十日町市の歴史や文化に興味・関心を持ち、理解してもらうために、歴史文化の特徴とそれらの物証となる文化財の価値を分かりやすく伝える。

##### ② 関連文化財群の設定の考え方

十日町市の歴史文化の特徴と文化財の価値を分かりやすく伝えていくために、以下の考え方で関連文化財群を設定する。

##### <関連文化財群の設定の考え方>

##### ア 歴史文化の特徴に基づき、縄文時代から受け継ぐ「豪雪と共に生きる暮らし」「豪雪を友とするところ」をテーマに関連文化財群を設定する。

- ・十日町市の歴史や文化を理解してもらうため、歴史文化の特徴である「縄文時代から受け継ぐ『豪雪と共に生きる暮らし』『豪雪を友とするところ』」をテーマに関連文化財群を設定し、雪を受け入れ、雪を活用してきた「豪雪と共に生きる暮らし」の物証となる文化財や、雪に親しみ、雪の中に楽しみを見出すようになった「豪雪を友とするところ」の物証となるものを関連文化財としてまとめる。

##### イ 価値を分かりやすく伝えていくために、関連文化財群を歴史文化の特徴を語る「物語」として捉え、「物語」ごとにエピソードを紹介する。

- ・市内外の人々に広く興味・関心を持ってもらうために、関連文化財群を歴史文化の特徴を語る「物語」として捉え、十日町市の特徴を表わす「物語」のタイトルを設定する。
- ・関連文化財群の内容を分かりやすく伝えていくために、各「物語」を語る上で重要な話を「エピソード」として紹介する。

##### ウ 各「物語」に関連する様々なものを、文化財にとらわれずに「構成要素」として抽出する。

- ・十日町市の歴史文化の特徴に関連するものは、食文化に関わる山菜等や稲作等に関わる河川等、文化財として捉えることが困難なものも含まれるが、それらも文化財等と一体的に保存・活用していくことが求められるため、各「物語」に関連するものを「構成要素」として整理する。

## (2) 関連文化財群の設定

歴史文化の特徴に基づき、関連文化財群を以下のように設定する。

表 2-13：関連文化財群

歴史文化の特徴との関係	「豪雪と共に生きる暮らし」をテーマにした関連文化財群			「豪雪を友とするところ」をテーマにした関連文化財群	
物語 (関連文化財群)	雪国に住み継ぐ人々 ～実は豊かだった豪雪地～	雪国の冬仕事 ～雪ありて縮あり、雪は縮の親～	雪国の食生活 ～ダイコとコーコ、ツケナとニーナ～	雪国のごったくとごっつお ～めでたいものは大根種～ <small>だいこんね</small>	雪国の美 ～豪雪が育む大地の芸術～
物語（関連文化財群）の概要	豪雪地に住み継いできた人々の歴史や、その過酷な環境の中で自然と共生する先人達が生み出し、時代とともに発展・継承されてきた知恵や工夫の物語。 主として「川・河岸段丘・山のめぐみ」と「先祖達の営みの歴史」、「雪国の暮らし」に関する物語であり、エピソードは、十日町市の先人達の営みの歴史の物証となる遺跡等が数多く残る縄文時代と中世を中心に語る「雪と共生した縄文人」「地形を活用した中世武士の戦いと祈り」と、先人達の知恵や工夫を語る「雪と闘う人々の知恵や工夫」の3つがあげられる。	豪雪地の長い冬の間、家の中で女性は機織り、男性はワラ仕事をして、春の訪れを待った。その冬仕事から市の産業として発展した織物業や、伝統的に引き継がれてきた道具や技術の物語。 主として「雪国の暮らし」、「生業の歴史（織物）」に関する物語であり、エピソードは、女性の冬仕事から織物業の発展を語る「女の冬仕事 機織りと織物業」と、男性の冬仕事で作られた伝統的な生活用品を語る「男の冬のワラ仕事」の2つがあげられる。	豪雪は、春には清冽な水となって流れ、山や耕地を豊かに潤し、そこからは豊富な山や川の幸が生み出される。それらを生かしてきた先人達から引き継ぐ雪国の食生活の物語。 主として「川・河岸段丘・山のめぐみ」と食に関わる「雪国の暮らし（衣食住）」、「生業の歴史（稲作）」に関する物語であり、エピソードは、先人達から引き継ぐ食文化「山や川のめぐみを生かした郷土料理」と、地形を生かして発展した稲作「山と河岸段丘の稲作」の2つがあげられる。	厳しい豪雪地での人々の暮らしの中の楽しみとして引き継がれてきた行事、風習等の物語で、稲作の盛んな十日町市では、稲の成長に合わせた豊穰・豊作への祈り等、生業などとも関連する。 主として「雪国の暮らし」と「生業の歴史（稲作）」に関する物語であり、エピソードは、その年の豊作を願う行事を語る「豊穰の祈り（冬から春の行事）」と、収穫への感謝の祭りを語る「収穫の歓び（夏から秋の行事）」、豪雪地ならではの独特な祭りや風習を語る「雪国の遊び」の3つがあげられる。	豪雪が生んだ自然環境がもたらす豊かで変化に富んだ美しい景観や、縄文時代から豪雪の中で育まれた歴史文化の中で研ぎ澄まされて、引き継がれてきた先人達の美の感覚の物語。 十日町市の歴史文化の特徴の全てに関係する物語であり、エピソードは、自然景観や人々の営みが生み出した文化的景観を語る「自然の美」と、縄文時代の火焔型土器にはじまり、織物業の発展により生みだされた着物、現代の雪まつりへと引き継がれた美の歴史を語る「美の系譜」の2つがあげられる。
エピソード	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雪と共生した縄文人</li> <li>●地形を活用した中世武士の戦いと祈り</li> <li>●雪と闘う人々の知恵や工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女の冬仕事 機織りと織物業</li> <li>●男の冬のワラ仕事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山や川のめぐみを生かした郷土料理</li> <li>●山と河岸段丘の稲作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊穰の祈り（冬から春の行事）</li> <li>●収穫の歓び（夏から秋の行事）</li> <li>●雪国の遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然の美</li> <li>●美の系譜</li> </ul>

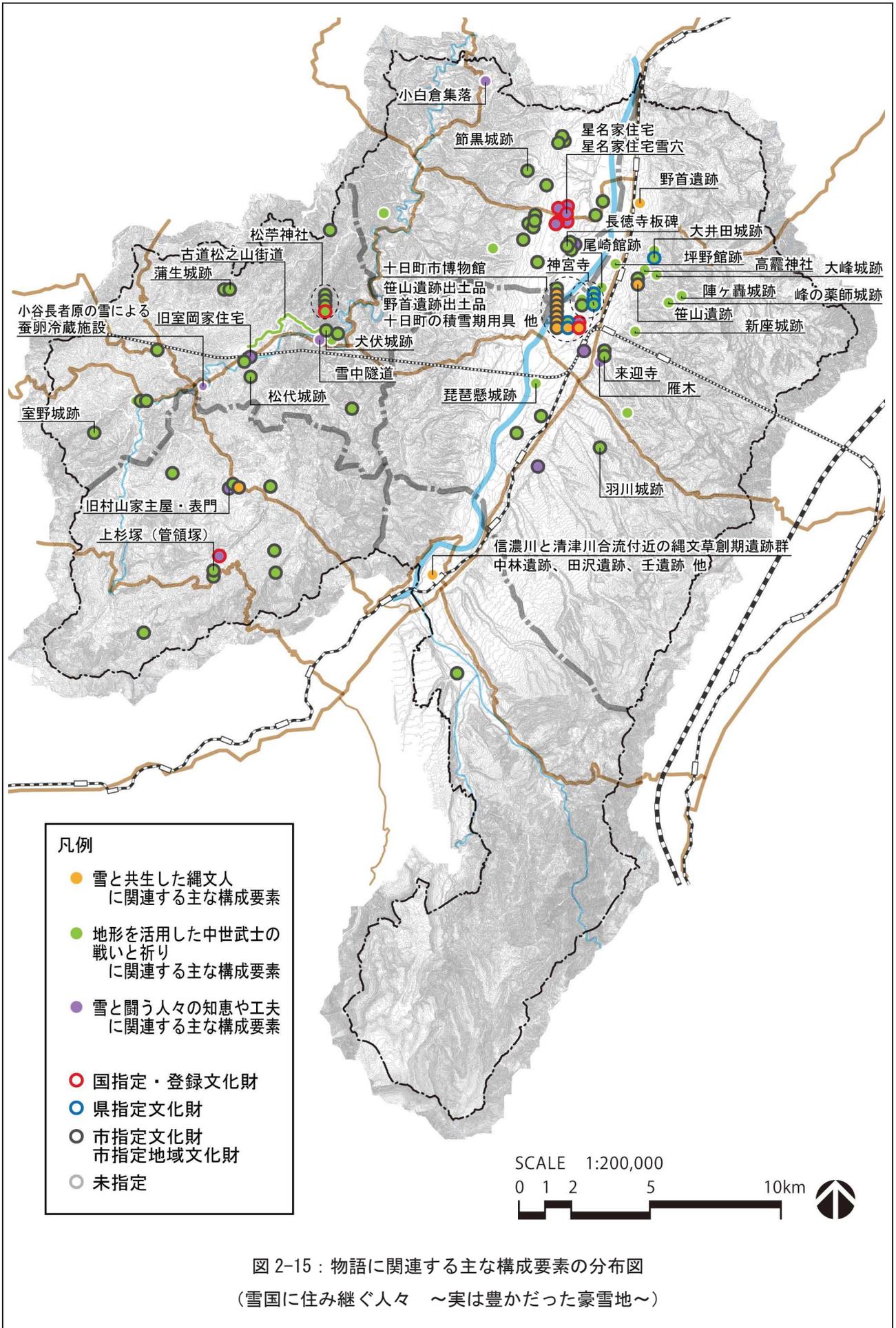


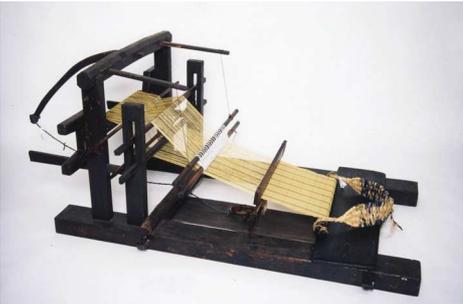
### (3) 関連文化財群の概要

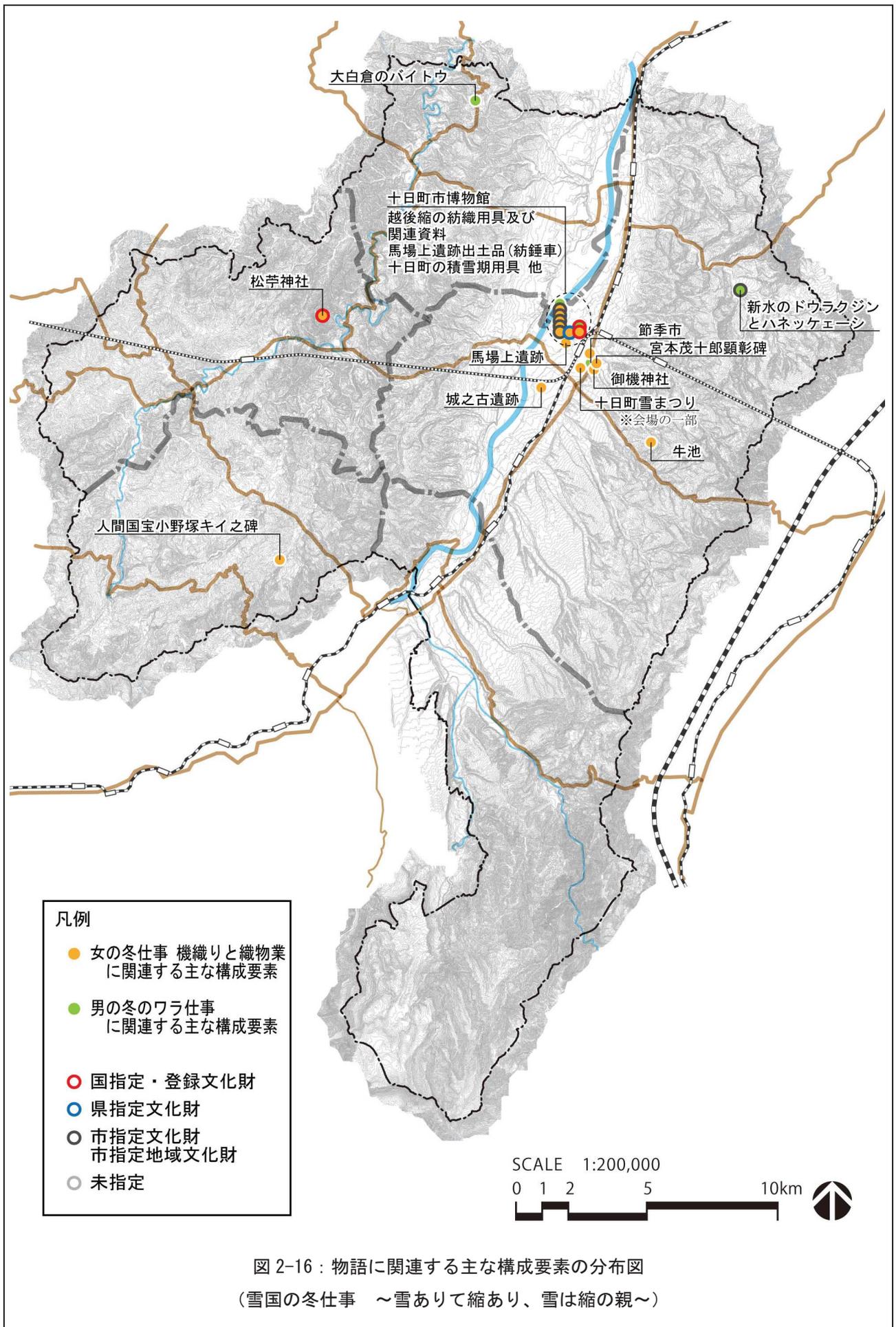
関連する主な構成要素凡例：[国]国指定・登録文化財、[県]県指定文化財、[市]市指定文化財、[市地域]市指定地域文化財

物語	雪国に住み継ぐ人々 ～実は豊かだった豪雪地～
概要	<p>「雪地獄 父祖の地なれば 住み継げり」。昭和13年(1938)1月、十日町の劇場「旬街座」の屋根が雪の重みで落下した。69名の犠牲者の霊を弔うために建てられた深雪観音堂に掲げられたのが、阿部諒村によって詠まれた冒頭の句である。この句の「雪地獄」に例えられるように、豪雪地での生活は人々にとって厳しいものであった。しかし一方で、先人達は「豪雪」とともに生きる方法を身につけ、「豪雪」が与えてくれる様々なめぐみを受けながらこの地に住み続けて、歴史を積み重ね、文化を培ってきた。</p> <p>豪雪の中での人々の生活は縄文時代から始まっている。河岸段丘上の縄文時代の集落跡、山頂の要害城跡や平場の居館跡等の中世の遺跡などから、豪雪地という過酷な環境の中でも自然と共生する先人達の知恵や工夫をうかがい知ることができる。生活のあり方は時代とともに大きく変化しながらも、それらの知恵や工夫は、今に伝わる文化財や、現代の生活、建物様式に見ることができる。</p> <p><b>●雪と共生した縄文人</b></p> <p>十日町市は、信濃川と清津川の合流点付近(中里地域)にある「中林遺跡」「田沢遺跡」「壬遺跡」などの縄文時代草創期(約1万6000年前～1万1000年前)の遺跡を始め、国宝・火焰型土器が出土した「笹山遺跡」(十日町地域・縄文時代中期)など、1万5000年以上続く縄文時代の全ての時期の遺跡が数多く立地することで全国的にも有名な地域である。</p> <p>河岸段丘上にある遺跡の出土品からは、縄文時代の人々のくらしぶりをうかがい知ることができる。山や川のみぐみを受け、春の山菜、夏の川魚、秋のサケや木の実、冬のウサギなど、四季折々の多種多様な食材を土器で煮炊きするなどし、豊かな食生活を送っていた。同時に人々は、豪雪地の長く厳しい冬に備え、食物を保存加工して貯蔵する知恵と技術を編み出した。食料事情の安定は定住につながり、集落内の老人たちによって知識や文化の継承が行われたと考えられる。</p> <p>自然と共生していた縄文人にとって、自然は信仰の対象でもあった。「笹山遺跡」や「野首遺跡」などから出土した「火焰型土器」は、その特殊な形状と立体的な文様、出土量の少なさから、祭祀用の煮炊きの器とも考えられている。縄文時代に豪雪地に住んだ人々の心のありようを探る手がかりであるとともに、その造形の美しさや力強さは現代の人々の心も魅了している。</p> <p><b>●地形を活用した中世武士の戦いと祈り</b></p> <p>鎌倉時代から南北朝時代は、大井田氏・中条氏などの新田氏一族が上野国からこの地方に進出し勢力をはった。大井田氏を中心とする越後新田氏一族は、元弘3年(1333)の新田義貞の倒幕挙兵に真っ先にはせ参じて以来、南朝のために働き、この地域は越後南朝の拠点となった。「大井田城跡」や「節黒城跡」、「坪野館跡」を始め、市内に残る約40か所の城跡や館跡の多くは、その当時のものと考えられている。</p> <p>室町時代は、関東管領上杉家の家領で、関東や信濃に接する国境地域であったことから、上杉氏にとって大変重要な地域であった。越後一国を統一し関東管領に就任した上杉謙信の時代、居城春日山(新潟県上越市)から十日町市内の松代～城之古～六箇を抜け塩沢に出て三国街道に至る経路は、関東へ抜ける軍用道路として重要視された。「室野城跡」「松代城跡」「犬伏城跡」「琵琶懸城跡」「羽川城跡」などは、この街道の要所に築かれた城の跡である。</p> <p>「松茸神社」(松代地域)は、戦国時代には上杉謙信を始めとする戦国武将が祈願所として信奉し、室町・戦国時代の遺品も残されている。川西地域を中心に市内に残る「板碑」は中世の石造供養塔の一種で、その多くはこの南北朝時代に造られている。また、新田義貞の鎌倉倒幕の挙兵や上杉謙信の統治の頃に関係する伝説も多く残っている。これらの市域に残された中世の文化財からは、戦乱の世に生きたこの地域の武士の生活や信仰の様子をうかがい知ることができる。</p> <div data-bbox="970 741 1426 1039" style="text-align: right;">  </div> <div data-bbox="986 1048 1407 1079" style="text-align: right;"> <p>写真 2-31：笹山遺跡【市指定史跡】</p> </div> <div data-bbox="1134 1563 1426 2018" style="text-align: right;">  </div> <div data-bbox="1145 2027 1407 2085" style="text-align: right;"> <p>写真 2-32：長徳寺板碑【市指定有形文化財】</p> </div>

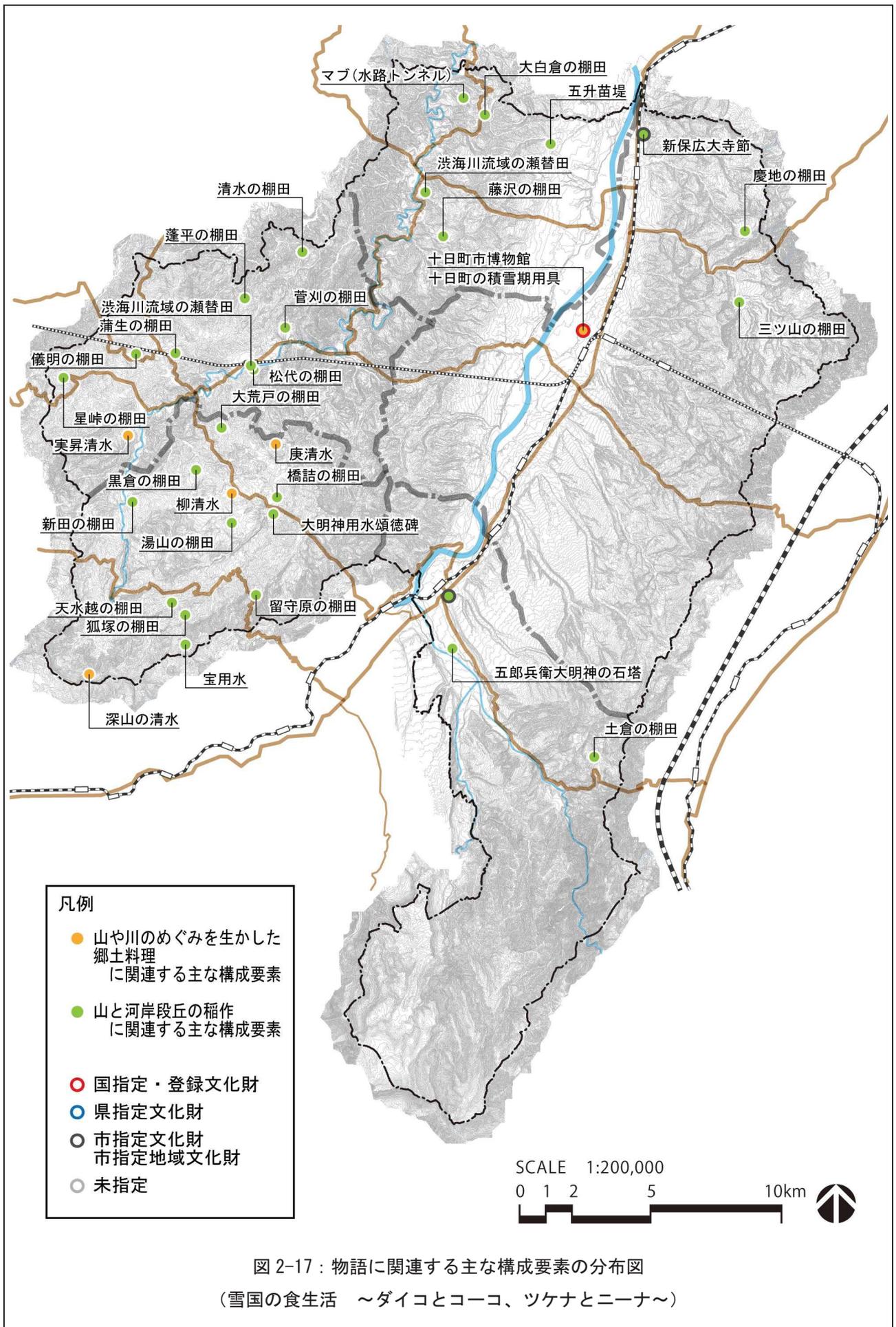
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">概要</p>	<p><b>●雪と闘う人々の知恵や工夫</b></p> <p>約半年もの間厚い雪に覆われるこの地域では、雪に埋もれた長く厳しい冬を凌ぐための様々な知恵と工夫が培われてきた。</p> <p>「十日町の積雪期用具」は、秋の冬支度から始まり、雪との闘い、雪の中での日常のくらしや社会生活、春の消雪に至るまでの雪国の生活と心情を物語る 3,868 点の用具類である。</p> <p>天保 13 年(1842)に上棟された「星名家住宅」(川西地域)の主屋は、太い柱や桁、梁など、豪雪に耐えるための様々な工夫を見ることができる建造物である。また、「雁木(アーケードの前身)」、雪の保冷機能を利用した「星名家住宅雪穴」や「小谷長者原の雪による蚕卵冷蔵施設」、雪崩の危険を避けるための「雪中隧道」なども雪国特有の施設である。そのほか、家屋や樹木を雪から守るための「雪囲い」、新雪を踏んで道をつける「道踏み」、屋根雪を除く「雪掘り」など、冬の風習や道具に込められた先人達の知恵や工夫は現代の雪国の生活にも継承されている。</p> <div data-bbox="970 398 1426 680" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: right;">写真 2-33：十日町の積雪期用具（一部）【国指定重要有形民俗文化財】</p>
<p>関連する主な構成要素</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">雪と共生した縄文人</p>	<p><b>集落跡関係</b>：信濃川と清津川合流付近の縄文草創期遺跡群、笹山遺跡[市]、野首遺跡 等</p> <p><b>出土品関係</b>：久保寺南遺跡出土品[県]、新潟県笹山遺跡出土深鉢形土器 57 点[国]、笹山遺跡出土品(国指定分を除く)[市]、幅上遺跡出土品[市]、干溝遺跡出土隆起線文土器[市]、中島遺跡出土の縄文土器 78 点[市]、樽沢開田遺跡出土品 98 点[市]、西之前遺跡出土品[市地域]、野首遺跡出土品[市] 等</p> <p><b>その他</b>：越後アンギン及び関係資料[市]、<b>伝統技術</b>：越後アンギン製作技術[市地域] 等、<b>伝承・昔話</b>：「道心清水」(十日町地域) 等</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地形を活用した中世武士の戦いと祈り</p>	<p><b>城跡・館跡・集落跡関係</b>：<b>山城跡</b>：大井田城跡[県]、大峰城跡、陣ヶ轟城跡、峰の薬師城跡、新座城跡、赤城城跡、羽川城跡[市]、節黒城跡[市]、室島城跡、千手城跡、犬伏城跡[市]、蒲生城跡[市]、室野城跡[市]、松代城跡[市地域]、蓬平城跡[市地域] 等、<b>館跡</b>：琵琶懸城跡、坪野館跡、尾崎館跡 等 <b>集落跡</b>：笹山遺跡[市] 等、<b>出土品</b>：伊達八幡館跡出土品[県・市] 等、<b>その他</b>：上杉塚跡(管領塚)[市地域]、古道松之山街道(歴史の道百選)</p> <p><b>神社・寺院関係</b>：松茸神社本殿[国]、板絵(犬伏松茸神社)[市]、木造狛犬(犬伏松茸神社)[市]、木造狛犬(黒倉十二社)[市地域]、四日町神宮寺境内地及び山林[市]、神宮寺観音堂・山門[県]、雲板(東光寺)[市]、雲板(洞泉寺)[市]、一遍上人絵詞伝(来迎寺)[市]、木造狛犬(天水越松茸神社)[市地域]、短刀・軍配(犬伏松茸神社)[市]、神輿(犬伏)[市]、高竈神社 等</p> <p><b>仏像関係</b>：木造十一面千手観音立像(神宮寺)[県]、木造四天王立像(伝広目天・伝毘沙門天)(神宮寺)[県]、木造阿弥陀如来立像(来迎寺)[市]、木造聖観音立像(新宮)[市]、木造馬頭観音坐像(犬伏白馬観音堂)[市]、銅造阿弥陀如来立像(蒲生)[市]、木造聖観音坐像(海老)[市]、銅造十三仏像(長命寺)[市]、木造不動明王立像(洞泉寺)[市地域]、鉄造聖観音立像(陽広寺)[市]、木造延命地藏菩薩立像(観音寺)、銅造地藏菩薩立像(天水越不動堂)[市]、木造聖観音立像(中尾観音堂)[市]、木造十王像(正法寺)[市地域] 等</p> <p><b>石造物関係</b>：<b>板碑</b>：川西地区の板碑 32 基[市]、松代桐山の板碑 2 基[市]、大黒沢正平在銘梵字碑[市] 等、<b>石造物</b>：室野阿弥陀堂跡の五輪塔・宝篋印塔(南北朝様式) 等</p> <p><b>伝承・昔話</b>：「金剛童子と無名樹」(十日町地域)、「観音塚」(十日町地域)、「城之古観音」(十日町地域)、「竜王さまの由来」(十日町地域)、「ミソカそばと朝年取り」(川西地域)、「龍馬」(川西地域)、「霊鷹の湯」(松之山地域) 等</p> <p><b>その他</b>：<b>記念碑</b>：清風萬里大井田城の碑、大井田氏発祥の地の碑、<b>関連団体</b>：全国大井田同族会 等</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">雪と闘う人々の知恵や工夫</p>	<p><b>建造物関係</b>：<b>建造物</b>：星名家住宅[国]、旧室岡家住宅[市]、旧村山家主屋・表門[市]、智泉寺山門[市]、観泉院山門[市]、千手観音堂仁王門[市]、西永寺[国登録]、第二藤巻医院[国登録]、凌雲閣松之山ホテル本館[国登録] 等、<b>集落(景観)</b>：小白倉集落(美しい日本のむら景観コンテスト農林水産大臣賞受賞) 等</p> <p><b>施設関係</b>：星名家住宅雪穴[国登録]、小谷長者原の雪による蚕卵冷蔵施設、雪中隧道(西田尻・犬伏)、雁木(アーケード) 等</p> <p><b>道具関係</b>：十日町の積雪期用具[国] 等</p> <p><b>風習関係</b>：降雪の予想(カマキリの巣の高さ、ナンテンの実のなり方など)、道踏み、雪掘り、櫓による運搬、茅刈り、雪囲い、杉葉拾い、アキギリ・春木山(薪伐り)、オサバシ、ワラ・竹製品の雪晒し、農耕と自然暦(雪形)、山菜・キノコの加工貯蔵、漬け菜・コーコの漬け込み、納豆寝せ、兎狩り・山鳥狩り・熊狩り 等</p>



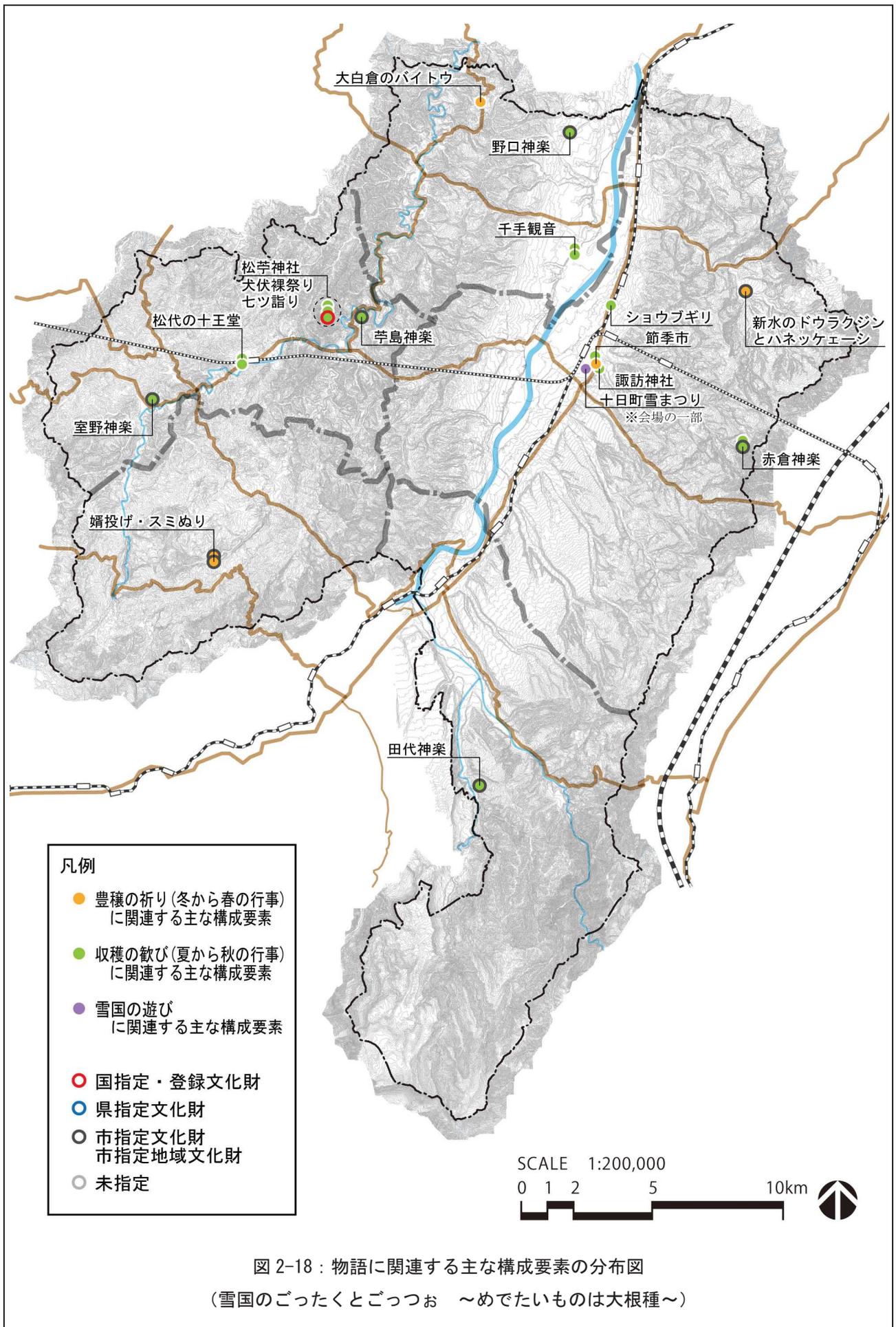
物語	<h2 style="text-align: center;">雪国の冬仕事 ～雪ありて縮あり、雪は縮の親～</h2>
概要	<p>雪国の積雪期、家の中の「冬仕事」で代表的なものは、女の機織りと男のワラ仕事であった。鈴木牧之が著した江戸のベストセラー『北越雪譜』に「雪中に糸となし、雪中に織り、雪水に洒ぎ、雪上に晒す。雪ありて縮あり。されば越後縮は雪と人と気力相半ばして名産の名あり。魚沼郡の雪は縮の親といふべし」とある。「越後縮」は、近世越後を代表する天下の名品として珍重され、雪国の女性たちがその発展を支えた。豪雪がもたらす気候風土と、雪に閉ざされる冬の生活の中で生まれた織物の歴史は、時代のニーズを反映しながら現在の十日町市の織物産業へとつながっている。ワラ仕事は、自給自足の生活を送る雪国の農家では大切な仕事で、出来上がったワラ細工や竹細工を売る「節季市」は現在も開かれている。</p> <p><b>●女の冬仕事 機織りと織物業</b></p> <p>この地域の織物の歴史は古く、「城之古遺跡」(弥生時代)や「馬場上遺跡」(古墳～奈良・平安時代)からは糸に撚りかける紡錘車が出土し、当時から織物が織られていたことがわかっている。古代から中世まで越後の国で織られた麻織物は越後布、越布、白越などと呼ばれて品質を高めていった。江戸時代になると、緯糸に強い撚りをかけて織られた「越後縮」が誕生し、武家の式服に採用されて需要が高まった。豪雪地であるこの地の気候風土は縮生産に適しており、主産地の十日町に縮市場が開設され、取引の中心地として栄えた。機織りの上達を願い、越後縮の一部分を神社に奉納した「越後縮幡」には、越後縮の生産を担った農家の女たちのひたむきな想いがこめられている。</p> <p>江戸時代の末、宮本茂十郎がこの地域に絹縮と高機を伝え、生産される織物は麻から絹に急速に移行した。明治に入ると織物業は工場制工業へ発展し、看板商品となった「明石ちぢみ」は全国に名をとどろかせた。第二次世界大戦が終わると、十日町の織物産業は十日町小餅、マジョリカお召、黒絵羽織など次々と新商品を開発し、織りと染めの総合産地体制が確立した。昭和25年(1950)に始まった「十日町雪まつり」は、織物産地のPRの場ともなっている。市内には、このような機織りと織物業の歴史に関わる資料等が数多く残されている。</p> <p><b>●男の冬のワラ仕事</b></p> <p>雪深い冬の間、ジロ(いろり)端では、農家の男たちが、スッポン・ワラグツ等の履物、ナワ等の農耕用具、ミヤザルなどの竹細工の製作に精を出した。親から子へと伝えられたその技術は、「十日町の積雪期用具」等の文化財にもみることができる。</p> <p>ワラ細工や竹細工の製作者は年々減少しているものの今もその技術は継承され、「新水のドウラクジン」や「大白倉のバイトウ」等のワラが欠かせない行事も多い。</p>
	
	<p>写真 2-35 : 十日町の積雪期用具(一部)【国指定重要有形民俗文化財】</p>
<p>関連する主な構成要素</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">女の冬仕事 織物業 機織りと</p>	<p><b>織物関係資料:</b> 馬場上遺跡出土品(紡錘車)[市]、越後縮の紡織用具及び関連資料[国]、越後縮幡[県]、越後縮裂見本帳[市]、宮本茂十郎手織の透綾(絹縮)裂地[市]、縮問屋加賀屋蕪木家資料[市]、十日町織物歴代標本帳[市] 等</p> <p><b>遺跡:</b> 城之古遺跡、馬場上遺跡 等</p> <p><b>織物信仰関係:</b> 松茸神社本殿[国]、御機神社 等</p> <p><b>織物関係施設:</b> 越後縮の流通(街道)、郡立中魚沼染織学校 等</p> <p><b>伝統技術:</b> 越後縮、越後布・越布・白越、松野山布・松山布、越後上布、明石ちぢみ、意匠白生地、マジョリカお召</p> <p><b>行事・祭事:</b> 十日町雪まつり、十日町きものまつり 等</p> <p><b>伝承・昔話:</b> 「牛池」(十日町地域)、「池谷の異獣」(十日町地域)、「松茸山の女神」(松代地域) 等</p> <p><b>その他:</b> 民謡・唄: 十日町小唄 等、<b>記念碑:</b> 宮本茂十郎顕彰碑、人間国宝小野塚キイ之碑 等</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">男の冬のワラ仕事</p>	<p><b>ワラ細工・竹細工:</b> 十日町の積雪期用具[国]、川漁関係資料 等</p> <p><b>行事・祭事:</b> 新水のドウラクジンとハネツケーション[市]、大白倉のバイトウ、節季市 等</p>



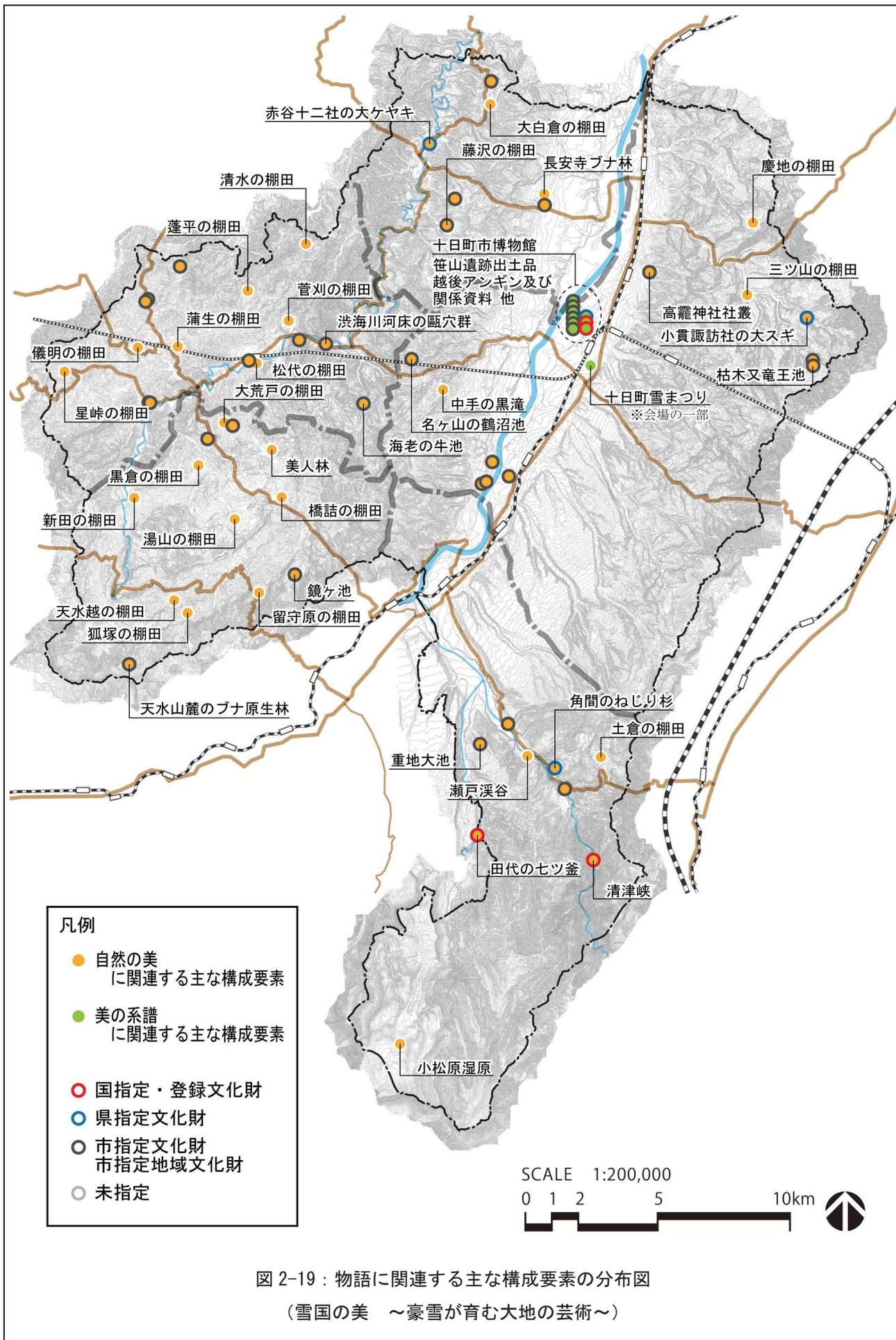
物語	雪国の食生活 ～ダイコとコーコ、ツケナとニーナ～	
概要	<p>初雪の降る頃の大切な冬支度に「ツケナ（漬け菜）洗い」がある。「ツケナ」は野沢菜漬けのことで、冬の間は副食やお茶請けとして食べ、春になる頃に酸味が増すとこれを煮込んで「ニーナ（煮菜）」にする。「ダイコ（大根）」は古くからの大切な野菜で、生食用には「ダイコダテ」で保存し、煮込んで「ダイコニ（大根煮）」、干して「コーコ（沢庵漬）」にするなど、様々に加工して利用した。これらの食文化は、長い冬を凌ぐための知恵や工夫が生んだ郷土の味として今も継承されている。</p> <p>また、近世以降、河岸段丘に開拓された水田や、棚田、マブや瀬替え等の工事を行って開いた山間地域の水田など、変化に富んだ地形を生かした稲作が行われた。十日町産の「魚沼コシヒカリ」は、日本のトップブランドに育っている。</p> <p><b>●山や川のめぐみを生かした郷土料理</b></p> <p>雪が消えると、人々は競って山菜採りに出かける。この地域の人々にとって、「キノメ」と呼ばれるミツバアケビの新芽や、ゼンマイ、ワラビ、コゴミなどの山菜は、春を迎える喜びとともに味わう特別なものである。山菜や木の実、鳥やウサギ、川魚など、旬の自然のめぐみを楽しみ、冬に備えて加工・保存する食生活は、縄文時代からこの地で行われてきたものと想像できる。</p> <p>豪雪地である十日町市では、長く厳しい冬の間の食料の備蓄と活用に心を用いてきた。その知恵と工夫が生んだ食文化が、郷土料理として各家庭の日々の暮らしの中で引き継がれ、訪れる人も楽しませている。</p> <p><b>●山と河岸段丘の稲作</b></p> <p>十日町市の貴重な平場である河岸段丘には、江戸時代に用水がひかれて以降新田開発が進められ、信濃川によってはやくから開けた肥沃な台地に水田が広がっている。</p> <p>松代・松之山地域などの山間地域には、山間や谷間の斜面地に多くの棚田が造られている。また、山間の複雑な地形を流れる渋海川流域には、川の流れを変える「瀬替え」や山にトンネルを掘って川の流れを引き込む「マブ」等の農地開発により旧河道に確保された水田がみられる。</p> <p>このように、地形や気候を生かした稲作が行われ、現在十日町市で収穫されるコシヒカリは「十日町産魚沼コシヒカリ」と呼ばれて、全国的に人気のある米となっている。</p>	 <p>写真 2-36: 郷土料理(コーコやツケナ)</p>  <p>写真 2-37: 儀明の棚田</p>
	関連する主な構成要素	
山や川のめぐみを生かした郷土料理	<p><b>資源:</b> 山菜・キノコ、川魚、狩猟 等</p> <p><b>湧水地関係:</b> 深山の清水、柳清水、庚清水、実昇清水(新潟県の名水に選定) 等</p> <p><b>郷土料理:</b> ツケナ、ニーナ、ダイコニ、コーコ、アンブ等</p> <p><b>道具関係:</b> 十日町の積雪期用具[国] 等</p>	
山と河岸段丘の稲作	<p><b>耕作地:</b> 棚田: 星峠、儀明、蒲生、松代、菅刈、蓬平、清水、大荒戸、黒倉、新田、橋詰、湯山、留守原、天水越、狐塚(日本の棚田百選)、土倉、大白倉、藤沢、三ツ山、慶地 等</p> <p><b>耕作関係施設:</b> 渋海川流域の瀬替田、五升苗堤、大明神用水、大倉用水、宝用水、マブ(水路トンネル) 等</p> <p><b>耕作関係資料:</b> 桔梗原新田用水路絵図[市地域] 等</p> <p><b>その他:</b> 民謡・唄: 新保広大寺節[市] 等、伝承・昔話: 「城之古観音」(十日町地域)、「鉢のコーコー平」(十日町地域) 等、記念碑: 大明神用水頌徳碑、五郎兵衛大明神の石塔 等</p>	



物語	<div style="text-align: right; font-size: small;">だいこたね</div> <b>雪国のごったくとごつつお ～めでたいものは大根種～</b>	
概要	<p>「ごったく」は行事、「ごつつお」はご馳走を意味する十日町市の方言である。「めでたいものは大根種」は、この地方の祝い唄「天神ばやし」の歌詞で、古くから婚礼、祭り、集落行事等の人が集まるところで唄われてきた。</p> <p>稲作の盛んな十日町市では、稲の成長に合わせた四季折々の祭りが集落ごとに呼び名や風習を変えて行われてきた。小正月にはその年の豊作を願う行事が行われ、秋には収穫への感謝の祭りが行われる。それらは、生業などへの祈りであるとともに、人々のくらしの中の楽しみでもあった。特に冬場には豪雪地ならではの独特な祭りや風習があり、現在も継承されている。</p> <p><b>●豊穣の祈り（冬から春の行事）</b></p> <p>冬から春にかけて、正月、小正月、春彼岸など、無病息災や、その年の豊作を願う様々な年中行事が行われる。小正月に行われる「新水のドウラクジン」「大白倉のバイトウ」では「天神ばやし」が唄われ、どちらも煙のなびき方や炎の上がり方で、その年の豊凶占いをする。そのほか、「婿投げ・スミぬり」など、雪国ならではの特徴ある行事が現在も行われている。</p> <p><b>●収穫の歓び（夏から秋の行事）</b></p> <p>秋になると、各地の神社で行われる豊穣への感謝の祭りを始め、雪国の短い夏から降雪前の冬支度が始まるまでの間には、人々がつかの間の休みを楽しむ様々な行事が行われる。</p> <p>諏訪神社の秋季大祭が発展した「十日町おおまつり」や、田を潤す洩海川で体を清めて神輿を担ぐ松茸神社の「犬伏裸祭り」、豊作を祝う舞が奉納上演される十日町赤倉の鎮守十二社の祭礼「赤倉神楽」などの様々な祭事が市内各所で開催される。</p> <p><b>●雪国の遊び</b></p> <p>子供たちは、雪晴れの日には雪だるまづくり・ママゴト・竹スキー・ソリ・ガチ（雪玉同士をぶつけあい硬さを競う遊び）等、雪を使って遊んだ。この雪を楽しむというところは、「雪を敵とせず、友としよう」と始まった「十日町雪まつり」や「雪原カーニバルなかさと」「越後まつだい冬の陣」など、市外からも多くの人々が訪れる現代の各地の冬のイベントに引き継がれている。</p>	 <p>写真 2-38：大白倉のバイトウ</p>  <p>写真 2-39：雪原のソリあそび(昭和32年)</p>
	<p>豊穣の祈り(冬)</p> <p>収穫の歓び(夏)</p> <p>雪国の遊び</p>	<p><b>関連する主な構成要素</b></p> <p><b>風習関係：</b> 慰労(アキゴト・流しごと、コト納め)、大師講、正月の準備(煤はき・松迎え、餅搗き)、大正月(年取り、若水汲み、年始回り、仕事始め、釜神様の年取り、七日正月、十一日正月)、小正月(鳥追い、モグラモチ追い、成り木責め)、節分、初午、コト始め、十二講、団子撒き、春彼岸の雪墓・ホツケタチ 等</p> <p><b>行事・祭事：</b> 新水のドウラクジンとハネツケエーシ[市]、婿投げ[市]、スミぬり[市]、大白倉のバイトウ、節季市 等</p> <p><b>行事食：</b> 納豆、ヒラ、モチ、豆腐、ソバ 等</p> <p><b>民謡・唄：</b> 祝い唄(天神ばやし) 等</p> <p><b>風習関係：</b> セツ詣り、ショウブギリ、ロクローイン、黒姫参り、馬とばせ、風祭り</p> <p><b>神社・寺院関係：</b> 諏訪神社、松茸神社本殿[国]、赤倉の十二社、千手観音、松代の十王堂(馬頭観世音菩薩) 等</p> <p><b>行事・祭事：</b> 十日町おおまつり、犬伏裸祭り、赤倉神楽[市]、室野神楽[市]、苧島神楽[市]、田代神楽[市]、野口神楽[市]、千手観音十七夜まつり、松代観音祭 等</p> <p><b>行事食：</b> 棒鱈、ソバ等</p> <p><b>風習関係：</b> 子供の夜遊び、シミワタリ、スキー、山遊び 等</p> <p><b>行事・祭事：</b> 十日町雪まつり 等</p>



物語	<h2 style="text-align: center;">雪国の美 ～豪雪が育む大地の芸術～</h2>	
概要	<p>十日町市の豊かで変化に富んだ自然は峡谷等の美しい自然景観をもたらし、そこでの人々の営みは棚田等の美しい文化的景観を形成している。また、火焰型土器や、古い織物の歴史の中で生み出されてきた着物などには、豪雪地の生活の中で研ぎ澄まされてきた先人達の美への感覚が表れている。そして、美しい里山は、現代美術の国際芸術祭「大地の芸術祭」の舞台となっている。</p> <p><b>●自然の美</b></p> <p>十日町市の豊かな自然は、春の新緑、夏の深緑、秋の紅葉、冬の雪景色と四季折々に趣を変え、美しい風景となる。中里地域の「清津峡」「田代の七ツ釜」には峡谷や溪流が生み出す絶景を見るために多くの人々が訪れる。</p> <p>自然と共生する人々の営みによって形成された文化的景観も、この地域特有の美しい風景である。「にほんの里百選」に認定された松之山・松代地域などに広がる「棚田」や、松之山地域の「美人林」を始めとするブナ林の風景は、豪雪地での先人達のくらしの歴史を物語るとともに、その美しさが多くの人々の心をひきつけている。</p> <p><b>●美の系譜</b></p> <p>十日町市の美の系譜は、縄文時代に始まる。大仰な4つの突起を持つ火焰型土器を見て、そこに美を発見した芸術家・岡本太郎は「なんだ、コレは！」と驚愕した。縄文時代にまでさかのぼる布・技術といわれる「アンギン（編布）」は、十日町市とその周辺にのみ製作用具や技術が残されている。雪国の風土を生かし、時代のニーズに合わせて発展した機織りや織物業の歴史は、麻から絹へ、織物から染め物へと広がり、洗練され、研ぎ澄まされて美しい着物を生み出してきた美の歴史でもある。</p> <p>雪に閉ざされた長い冬の白一色の世界から、色彩豊かな春、夏、秋へと劇的に移り変わる四季の中で、この地の人々の美への感覚は育まれてきた。</p> <p>先人達から引き継がれた美意識は、昭和25年(1950)から始まった「十日町雪まつり」などで市民によって作られる雪像や雪のステージの造形にも生かされている。</p>	 <p style="text-align: center;">写真 2-40：蒲生の棚田</p>  <p style="text-align: center;">写真 2-41：火焰型土器【国宝】</p>  <p style="text-align: center;">写真 2-42：十日町雪まつり</p>
	<p><b>関連する主な構成要素</b></p>	
自然の美	<p><b>河川景観</b>：田代の七ツ釜[国](苗場山麓ジオパークのジオサイト)、清津峡[国](上信越高原国立公園)、瀬戸溪谷、中手の黒滝[市]、渋海川河床の甌穴群[市] 等</p> <p><b>樹林景観</b>：天水山麓のブナ原生林[市]、美人林、長安寺ブナ林(新潟県緑地環境保全地域)、高籠神社社叢[市]、小松原湿原(上信越高原国立公園、苗場山麓ジオパークのジオサイト、新潟県自然環境保全地域) 等</p> <p><b>樹木関係</b>：赤谷十二社の大ケヤキ、小貫諏訪社の大スギ、角間のねじり杉(以上3件[県])、元町諏訪神社の親子スギ、松代田沢十二社の大ケヤキ、松代田沢十二社の大イチョウ、長命寺の大イチョウ、寺田の大カエデ、姿箭放神社の大ケヤキ、洞泉寺の大ケヤキ、室野松茸神社の大スギ、小谷の大ケヤキ、大荒戸の庚申夫婦スギ、安養寺松尾神社の大スギ、安養寺円通庵の三本スギ、枯木又竜王社の三本スギ、藤沢熊野神社の二本スギ、田戸十二社の二本スギ、白倉のカスミザクラ、程島下の行者の大ケヤキ、葎沢十二社の大スギ、太田島小牧社の大ケヤキ(以上19件[市])、枯木又のカスミザクラ、筋平のお薬付イチョウ、寺田の白フジ(以上3件[市地域]) 等</p> <p><b>湖沼関係</b>：海老の牛池[市]、枯木又竜王池[市]、重地大池[市]、名ヶ山の鶴沼池[市]、鏡ヶ池[市地域] 等</p> <p><b>耕作地景観</b>：棚田：星峠、儀明、蒲生、松代、菅刈、蓬平、清水、大荒戸、黒倉、新田、橋詰、湯山、留守原、天水越、狐塚(日本の棚田百選)、土倉、大白倉、藤沢、三ツ山、慶地 等</p>	
美の系譜	<p><b>出土品</b>：火焰型土器 等</p> <p><b>織物関連</b>：越後アンギン及び関係資料[市]、越後アンギン製作技術[市地域]、馬場上遺跡出土品(紡錘車)[市]、越後縮の紡織用具及び関連資料[国]、越後縮幡[県]、越後縮裂見本帳[市]、宮本茂十郎手織の透綾(絹縮)裂地[市]、縮問屋加賀屋蕪木家資料[市]、十日町織物歴代標本帳[市]、明石ちぢみ、意匠白生地、マジヨリカお召</p> <p><b>行事・祭事</b>：十日町雪まつり 等</p>	



## 第3章 十日町市の文化財等の保存・活用

### 1. 文化財等の保存・活用の現状と課題

#### (1) 保存に関する現状と課題

##### ① 現状

##### ア. 独自の指定制度による文化財等の保存の取組

平成17年(2005)4月に合併した十日町、川西、中里、松代、松之山の5つの地域は、古くから多様な文化を育み、それらの地域固有の文化が現在まで受け継がれ、歴史や文化の物証となる文化財等が残されている。

十日町市では、それらの市内にある文化財等のうち国・県指定以外の文化財の保存を図るため、合併に合わせて十日町市文化財保護条例を制定し、平成19年(2007)度から合併による指定文化財の見直し作業を行い、市の歴史や文化を語る上で欠かすことのできない貴重な文化財を、市指定文化財に指定している。本条例では、市指定文化財以外の文化財のうち、その文化財の価値にかんがみ、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて、十日町市独自に「十日町市指定地域文化財」に指定し、より多くの文化財の保存及び活用のための措置が図れるようにしている。

##### イ. 豪雪、洪水、土砂災害等の自然災害に対する取組

国内有数の豪雪地帯であり、多くの中山間地域を抱える十日町市では、豪雪、洪水、土砂災害等の自然災害が発生しやすい環境の中で文化財を確実に保存していくために、屋外管理の文化財を対象に積雪期の雪囲い・除雪等に必要な経費の一部を助成するなど、市独自の制度を取り入れながら、文化財の維持管理及び修理等の事業に要する経費に対する助成事業を行ってきた。また、新潟県中越大震災や豪雪・豪雨災害等による文化財の被害に対しては復旧事業を実施してきた。そのほか、文化財防火デーにあわせて防災訓練を行うなど、文化財の所有者や市民の防災意識向上に努めている。

##### ウ. 数多い遺跡の調査や寄贈・寄託資料の整理

市内で多くの遺跡が確認されている十日町市では、開発行為に伴う発掘調査を実施して遺構を把握するとともに記録や保存を進めている。

市の歴史、民俗及び考古に関する資料を収蔵するため、十日町市文化財資料収蔵庫条例を制定し、発掘調査等の調査で得られた遺物や、市民の寄贈・寄託により集まった地域歴史資料等を収蔵して保存管理している。また、増加する資料等の保管場所を確保するため、収蔵庫の増設を図り、適切な保存管理に努めている。

調査や地域歴史資料の整理については、市民の協力により進められているものもあり、笹山遺跡ボランティアが出土品整理・分析の補助や展示解説を実施しているほか、十日町市古文書整理ボランティアによる寄贈・寄託資料の整理などが行われている。

## ② 課題

### ア. 文化財等の保存策の充実

#### (ア) 未指定文化財の保存

合併後に拡大した市域には多くの文化財等が所在するが、文化財指定されていないものも多く、それらの確実な保存や継承に向けた保存を進めていく必要がある。

#### (イ) 民俗芸能・風俗慣習の後継者の育成

神楽などの民俗芸能や、年中行事などの風俗慣習については、若年人口の減少による後継者や協力者の不足によって伝承活動に苦慮している団体が多く、後継者の育成と協力者の確保が急務である。

#### (ウ) 自然災害への対応

豪雪・豪雨等の自然災害によって、文化財等やその周辺に対して影響を及ぼす事例も増加しつつあるため、未然の防止策や被災後の早急な対応を検討していく必要がある。

#### (エ) 歴史資料の収集・整理と保存管理

生活様式の変化や、土蔵・古民家の解体などによって失われつつある地域の歴史資料を、収集する必要がある。また、合併前の旧市町村時代の収集資料や、新たな発掘調査による出土遺物、市民からの寄贈・寄託資料等を整理し、適切に保存管理を行っていく必要がある。

#### (オ) 文化財所有者の負担軽減

文化財の所有者や継承者には、保存と継承のための大きな負担が生じるため、保存に関わるボランティアの育成や補助金の活用・運用等により、所有者等の財政面や労力面での負担を軽減していく必要がある。

### イ. 文化財等の調査・研究の充実

#### (ア) 調査による情報収集と情報の蓄積

文化財の新指定や未指定の文化財等の把握のために調査や情報の収集・蓄積が必要である。特に、民俗に関するものは、生活様式の変化により失われていくものが多く、早急な調査が求められる。

#### (イ) 調査・研究体制の構築

考古分野においては、発掘調査の成果を報告書の刊行に効率的に繋げるため、人員体制の充実と人材育成が必要である。また、歴史、民俗、美術、自然などの分野においても、人員体制を整えるなど、調査研究を行う体制を構築する必要がある。

### ウ. 文化財等の整備や修復

#### (ア) 文化財等の保存整備の実施

史跡等については、遺構の適切な保存に必要な措置を図るとともに、その活用に向けた整備事業を進めていく必要がある。建造物については、経年劣化に伴い一定周期での保存修理が必要となるため、各建造物の状況を把握し、計画的に実施していく必要がある。

#### (イ) 技術者と資材の確保

文化財等の保存修理には特別な技術が求められ、特定の資材も必要となるが、技術者が減少していること、資材の確保が困難になっていることが課題となっている。

## (2) 活用に関する現状と課題

### ① 現状

#### ア. 国宝 火焰型土器の活用

十日町市では、日本最古の国宝・火焰型土器を所有する市として、日本文化の源流である縄文文化を国内外に広く発信する事業に取り組んでいる。火焰型土器の2020年東京オリンピック・パラリンピック聖火台モチーフへの採用に向けた運動や、縄文時代の国宝を所有している自治体との連携などのほか、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでは「ジャパンハウス」の文化庁エリアに国宝・火焰型土器のレプリカを展示し、オリンピック終了後、ジャパンハウスが設置された複合文化施設シダージ・ダス・アルテスにレプリカを寄贈した。また、3Dスキャナを用いた3次元計測及びX線CT計測を東京国立博物館と共同で実施し、そのデータを学術的分野で活用していくこととしている。

国宝の火焰型土器が出土した笹山遺跡を中心とした地域を「火焰の都」として、遺跡の保存と、交流・体験の場の創出を図るための事業を進めている。笹山遺跡では、既に整備されている笹山遺跡広場や笹山縄文館を活用する事業として、「笹山じょうもん市」（十日町市は共催）の開催や「笹山縄文カレッジ」などの各種体験イベントを、NPO法人や市民団体、ボランティアの協力を得て実施している。

#### イ. 博物館・資料館を中心とした普及啓発活動

十日町市では、十日町市博物館、越後松之山「森の学校」キョロロ、十日町市まつだい郷土資料館、十日町市松之山郷民俗資料館の4つの博物館・資料館により、地域の歴史文化に関する情報提供や普及啓発活動を行っている。

十日町市博物館では、地域の歴史資料の収集や保管、展示とともに、博物館講座、古文書入門講座、子ども博物館等の歴史や文化について学ぶ事業を実施し、市民に文化財に関心をもってもらうよう取り組んでいる。また、学校教育における博物館活用の促進のため、授業で訪れた児童・生徒への展示説明や、学校への出前授業、職場体験の受け入れのほか、「博学連携プロジェクト」と共催して、信濃川流域の小学生が縄文文化について学ぶ活動を実施している。なお、十日町市博物館については、「国宝・火焰型土器のふるさと一雪と織物と信濃川一」を展示テーマとした新博物館を平成32年(2020)に開館予定である。2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、国宝・火焰型土器や地域文化を世界に向けて発信するための新しい拠点施設として整備が進められている。

自然科学館である越後松之山「森の学校」キョロロでは、地域の自然や文化などを主たる題材として、これらに関する調査研究をベースとした企画展の開催や自然文化体験イベント（里山自然観察、市民協働調査、ものづくり体験、里山文化体験）や、各種講演会を実施している。博物館活動への積極的な市民参加を促し、市民が里山の自然や文化を調べた成果を発信する場として「つまり市民里山学会」を開催し、市内小中学校の理科や総合的な学習の時間などへの教育支援を行い、その成果を発信する場として「こども里山学会」や、「私たちの地域自慢 学習成果発表ブース展」を開催している。さらに越後田舎体験など様々な教育旅行、里山の自然・文化体験ツアーを受け入れ、里山の自然や文化の発信を行っている。

## ウ. 文化財等に触れる機会の創出に向けた近年の取組

文化財の周知・活用と地域振興を目指し、コレクションカード「文化遺産カード」を平成 23 年(2011)度から発行し、現在 15 種類を配布している。

市域を越えた広域的な連携も進めており、「信濃川火焰街道連携協議会（新潟市、三条市、長岡市、魚沼市、十日町市、津南町の 5 市 1 町）」は、火焰型土器に代表される縄文をキーワードに、信濃川流域の市町村との交流・連携により地域振興及び広域観光を推進することを目的としている。各市町村の遺跡や展示施設を拠点にしたハード・ソフト両面での有機的な連携により、地域内外へ積極的に情報発信している。また、十日町市博物館は、「南魚沼市トミオカホワイト美術館」「鈴木牧之記念館」（ともに南魚沼市）と雪の文化を通じて姉妹館提携している。

## エ. 古民家活用への取組

古民家が点在している十日町市では、市内に存在する空き家等の有効活用を通して、移住、定住の推進及び活性化を図ることを目的として、市のホームページを活用した「空き家バンク」制度を運用している。

また、古民家をシェアハウスとして活用している事例や、松代地区の「街並み景観」を再生して地域の活性化に結び付けようとする取組の中での古民家再生の事例がある。

## ② 課題

### ア. 文化財等に触れる機会の創出に向けた普及啓発

#### (ア) 博物館・資料館の積極的な活用

文化財等の保存・活用の拠点となる博物館や資料館の積極的な活用が求められる。

特に、平成 32 年開館予定の新十日町市博物館については、新たな展示や活動と、市域に分布する文化財等との連携を図った活用が求められる。

#### (イ) 学校教育・生涯学習の充実

市民に文化財等への関心をもってもらい、地域文化に誇りをもってもらうため、歴史文化に関する講座等の取組をさらに充実させていくことが望まれる。

#### (ウ) 文化財等の情報提供の充実

市民や国内外からの来訪者など、より多くの人々に十日町市の歴史文化を伝えて、魅力を感じてもらうために、文化財等の情報提供を充実させていく必要がある。

#### (エ) 文化財等の公開

市内に所在する文化財等には、個人所有等により一般に公開されていないものも多いため、積極的な公開により文化財等に触れる機会を創出していくことが望まれる。

### (3) 保存・活用体制の現状と課題

#### ① 現状

##### ア. 文化財課を中心とした行政の保存・活用体制

十日町市の文化財行政については、これまで十日町市教育委員会事務局文化スポーツ部文化財課及び十日町市博物館の職員を中心に、庁内の関係部局や文化庁、新潟県教育庁などの関係機関と連携して進めてきた。文化財課では、文化財の調査や指定・登録、指定文化財等の直接的な保存整備や所有者等が行う保存整備への支援、文化財の公開や普及啓発活動を実施している。

また、十日町市文化財保護条例に基づき、各分野の学識経験者の委員で構成される文化財保護審議会を設置し、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議している。

##### イ. 地域社会の中での文化財の維持管理や保存整備

文化財等の維持管理や保存整備については、所有者・管理者が主体的に実施しているが、少子高齢化や過疎化など、次代の保存・活用を担う後継者の確保に苦慮している現状がある。そのため、積雪期の雪囲い・除雪を始め、清掃や草刈り等の維持管理活動において、地域住民等による支援が行われている。

また、新保広大寺節等の民俗芸能などを中心に、地域住民により保存会が結成され、文化財の保存や継承活動に積極的に取り組んでいる例もある。

##### ウ. 調査・研究への市民参加

市内の埋蔵文化財の調査・研究は、文化財課埋蔵文化財係が実施しているが、その他、歴史や文化に関する調査や研究については、市民が実施または参加しているものもある。

十日町市博物館開館に先立って昭和54年(1979)に発足した「十日町市博物館友の会」では、現在、植物・古文書・いしぶみ・歴史・方言・考古・近代史・着物・民俗の9つの研究グループが独自の研究活動を行い、成果を発表している。また、新潟県中越大震災を契機に平成17年(2005)に発足した「十日町市古文書整理ボランティア」は、新潟県中越大震災や長野県北部地震などで被災した古文書や古写真等の歴史資料を保存整理するとともに、歴史資料の研究を行っている。その活動は高く評価され、平成25年(2013)に新潟県自治活動賞(地域づくり部門)を受賞している。

##### エ. 市民のボランティア活動や企業等の参加

平成12年(2000)から始まった「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」には、ツアーガイドや運営に関する活動などを手伝うサポーターとして多くの市民が参加するなど、市民のボランティアに対する参加意識は高く、歴史や文化に関わる行事やイベント等についても、地域住民や民間団体が積極的に関わって実施されているものがある。

十日町市では、平成17年(2005)から十日町市生涯学習人材バンクを設置し、市民の経験、知識、技術を生かし、生涯学習や学校教育等における講師や技術指導を行う人材の登録制度を展開している。

また、(一社)十日町市観光協会による観光ガイドや地域住民による清津峡ガイドボランティア(なかさと清津案内人)、笹山遺跡ボランティア等の歴史や文化に関わるボランティア活動も行われている。

その他、平成28年度から3カ年計画で十日町商工会議所が中心となって実施している「火焰型土器のクニ 十日町 縄文ツーリズムプロジェクト」では、行政、観光協会・地場産業振興センターなどの関係団体、NPO法人、企業などが参画し、縄文文化・食などの地域資源を活用した観光開発と特産品開発を目的とした事業を行っている。

## ② 課題

### ア. 地域社会の中での文化財等の保存・活用に向けた関係者との連携

#### (ア) 関係者間の連携体制の強化

十日町市の歴史や文化を核とした地域振興を目指し、教育委員会だけでなく、観光交流課、産業政策課、企画政策課などの関係部署や、新潟県十日町地域振興局、関係団体、関連する自治体と連携しながら、普及活用事業や情報発信事業を展開していく必要がある。

#### (イ) 市民や市民団体、企業等との連携体制の強化

市民や地域との協働による文化財等の保存や活用に関する活動を充実させていくために、文化財等の維持管理や調査・研究、ガイド等に市民や市民団体、企業等が積極的に参加できるように、現在の取組を強化していくことが望まれる。

#### (ウ) 地域のまちづくりと一体となった保存・活用の体制づくり

十日町市には、地域の特徴的な景観の要素を成す有形の文化財等や祭事等の無形の文化財等が数多く存在するが、その価値が十分に生かされていないものや、生活環境が変化していく中で失われていく可能性があるものがあるため、地域のまちづくりの中で活用しつつ、保存する体制づくりが求められる。

## 2. 文化財等の保存・活用の方針

### (1) 文化財等の保存・活用の目標と基本方針

保存・活用や体制の現状と課題を踏まえて、十日町市における文化財等の保存・活用の目標と基本方針及び基本方針を実現していくための方策を以下のように設定する。

#### <保存・活用の目標>

豪雪とともに生きてきた人々の知恵が育んだ歴史文化の証となる文化財等を「地域の財(たから)」として、人々の暮らしの中で保存・活用して、後世に継承していく。

#### <保存・活用の基本方針>

- 「地域の財(たから)」の適切な保存により、後世に継承していく。
- 「地域の財(たから)」の普及啓発に努め、市民を始め多くの人々に理解してもらう。
- 「地域の財(たから)」の地域社会の中での保存・活用を推進していく。

#### ●「地域の財(たから)」の適切な保存

十日町市の文化財等には、既に指定されているものだけでなく、未指定のものも多く残されている。それらの豪雪とともに生きてきた先人達の営みの歴史の証や、現在の生活にも引き継がれている文化を「地域の財(たから)」として後世に継承していくために、文化財等の適切な保存を実施していく。

方 策	①文化財等の保存の推進 ②調査・研究の継続 ③保存整備と技術者・資材確保の推進
-----	---

#### ●「地域の財(たから)」の普及啓発

十日町市の歴史や文化の物証となる文化財等は、豪雪とともに生きてきた人々の生活の証であり、市民の生活に身近な存在であるものが多い。それらは、十日町市を訪れる人々にとっては、非日常を体験できる大きな魅力となっている。そのため、それらを大切な「地域の財(たから)」として市民が理解し、継承していく意識を醸成するために積極的な普及啓発を推進する。

方 策	④博物館・資料館を通じた文化財等の活用 ⑤学校教育・社会教育との連携 ⑥一般公開の推進 ⑦関連文化財群の保存・活用の推進 ⑧地域の文化財等の保存・活用の拠点整備の推進（歴史文化保存活用区域の設定）
-----	--

#### ●「地域の財(たから)」の地域社会の中での保存・活用

十日町市は、地域単位で固有の歴史や文化を有し、地域に点在する文化財等は、各地域で培われてきた歴史や市民の生活に密接に関わっている。そのため、市民自らが文化財等を保存・活用し、自分達が生活している地域の誇りとして後世に継承していけるための体制づくりを推進する。

方 策	⑨地域社会と行政の連携・協働に向けた体制づくりの推進
-----	----------------------------

## (2) 文化財等の保存・活用に向けた方策

文化財等の保存・活用の基本方針を実現していくための方策を以下のように設定する。

### 「地域の財(たから)」の適切な保存に向けた方策

#### ① 文化財等の保存の推進

##### ア. 「十日町市指定文化財」の積極的な指定

- ・文化財等を、確実に保存していくために、文化財保護法や条例に基づく「指定・登録等」による保存を推進する。
- ・より多くの十日町市の歴史や文化に関わる文化財等を保存し、後世に継承していくために、十日町市独自の指定制度である「十日町市指定地域文化財」の指定数増加に向けた取組を検討する。

##### イ. 民俗芸能・風俗慣習の保存・継承

- ・市民や来訪者が民俗芸能・風俗慣習に触れる機会を増やして、保存継承のための理解を促進する。
- ・民俗芸能・風俗慣習に関する学習機会を設け、次世代の継承者を育成する。
- ・十日町市文化協会連合会等とも連携しながら、市内の保存団体への活動支援を行う。

##### ウ. 防災対策の推進

- ・十日町市の地理的特性を考慮し、豪雪、洪水、土砂災害等の自然災害から文化財等を守っていくために、文化財等の現状の把握に努めるとともに、地元消防団や近隣住民等の文化財の防災意識向上を図り、防災訓練の実施等、必要な防災対策を推進していく。

##### エ. 文化財等の収集と収蔵施設の整備

- ・寄贈資料の受け入れ基準及び資料収集の方針を設定し、市民等からの資料の寄贈を推進して、歴史資料の適切な保存に向けた収集を進める。
- ・発掘調査の出土品や収集した歴史資料の適切な保存に必要な収蔵施設の整備を進める。

##### オ. 文化財等の保存に必要な財源の確保

- ・文化財等の保存に必要な維持管理や整備を実施するために、文化財保護を目的としたふるさと納税の応援メニューへの支援を募るほか、クラウドファンディングなど財源確保の方法について検討する。

#### ② 調査・研究の継続

##### ア. 調査・研究の継続と情報の蓄積

- ・継続した文化財調査を計画・実施し、十日町市の文化財等の情報の充実を図り、データベースとして調査で得られた情報を蓄積する。

##### イ. 調査・研究体制の整備

- ・調査・研究を継続して実施していくために、調査・研究組織の整備や既存組織の充実、支援に向けた体制づくりを行っていく。

### ③ 保存整備と技術者・資材確保の推進

#### ア. 計画的な保存・活用の実施

- ・文化財等を、確実に保存し効果的な活用を図るために、各文化財の特性に合わせ、計画的な保存管理、活用を実施していく。

#### イ. 保存技術の継承と資材確保

- ・現存する文化財等を確実に保存するため、保存修理の技術者の確保及び育成の仕組みや、資材調達の方法について検討する。
- ・文化財等を維持していくために必要な、技術者や資材に関する情報を所有者に提供して支援する。

## 「地域の財(たから)」の普及啓発に向けた方策

### ④ 博物館・資料館を通じた文化財等の活用

#### ア. 博物館・資料館と文化財等を関連付けた活用

- ・博物館・資料館の展示において市域に広く分布する文化財等を積極的に紹介するなど、博物館・資料館と文化財等を関連付けた活用を図る。

#### イ. 博物館・資料館間の連携強化

- ・市内の博物館や資料館それぞれの特徴に応じた、文化財の保存・活用における役割について検討する。
- ・市内の博物館・資料館相互の情報交換、展示や活動の協力等について検討し、市の施設間での連携した活用を図る。

### ⑤ 学校教育・社会教育との連携

#### ア. 文化財等を活用した学校教育・生涯学習の充実

- ・学校教育や生涯学習等の様々な場面において文化財等を活用し、市民と文化財等との接点を積極的に増やし、地域の歴史文化に関する学習機会を増やす。

#### イ. 他の教育機関との連携体制の強化

- ・公民館、十日町情報館（図書館）等の機能を生かしながら、市民が地域の歴史や文化を学ぶことのできる入門的な講座を連携して開催するなど、裾野を広げる取組を行う。

### ⑥ 一般公開の推進

#### ア. 文化財等に関する情報発信の推進

- ・より多くの人々に十日町市の歴史文化を知り、理解して魅力を感じてもらうために、十日町市の文化財等に関する情報提供を行う。
- ・市民や観光客が市域の文化財を巡ることができるように、ルートの設定やマップ等による所在地やアクセス情報の提供を行う。

#### イ. 適切な公開の推進

- ・所有者との調整を図りながら、文化財等の一般公開を推進する。特に未公開であった文化財等

についても、確実な保存のための措置を行いながら、公開を推進する。

- ・公開にあたっては、市民のみならず、国内外からの来訪者に向けた情報発信の充実を図る。

#### ウ. 公開に向けた民間との連携強化

- ・公開活用にあたっては、文化財等の価値や特性を生かしながら、広く関係団体・企業などの民間と連携・協働し、より魅力的・効果的な企画・運営等を進めていく。

#### ⑦ 関連文化財群の保存・活用の推進

- ・本構想で設定した「関連文化財群」について、各物語を伝える上で必要不可欠な文化財等の確実な保存を図り、十日町市の歴史文化を分かりやすく伝えていくための活用を図る。

→P74 に関連文化財群の保存・活用方針を整理

#### ⑧ 地域の文化財等の保存・活用の拠点整備の推進（歴史文化保存活用区域の設定）

- ・多様な歴史や文化が培われている地域の文化財等の確実な保存を図り、地域固有の歴史文化を分かりやすく伝えていくための地域の文化財等の保存・活用の拠点となる場所を「歴史文化保存活用区域」として設定する。

→P75 に歴史文化保存活用区域の考え方、設定、保存・活用方針を整理

### 「地域の財(たから)」の地域社会の中での保存・活用に向けた方策

#### ⑨ 地域社会と行政の連携・協働に向けた体制づくりの推進

- ・市民が自分達の生活に密接に関わる地域の文化財等の保存・活用をしていくために、地域社会と行政が連携していくための体制を構築して、市民や市民団体、企業等と協働で保存・活用を進めていくための仕組みづくりを推進していく。

→P87 に保存・活用の体制整備を整理

### 3. 関連文化財群の保存・活用

#### (1) 関連文化財群の保存・活用の考え方

関連文化財群は、種別の異なる文化財や未指定の文化財等も含め、一連の文脈の下に一体として文化財群の価値をもつことに重要な意味がある。関連文化財群として保存・活用を図ることは、個々の文化財だけでは捉えにくい市民の生活に身近な存在である文化財等を認識することにつながり、十日町市の歴史文化の価値を将来に渡り継承し、魅力的かつ分かりやすく伝えることができる。

そのため、本構想で設定した「関連文化財群」について、各物語を伝える上で必要不可欠な文化財等の確実な保存を図り、十日町市の歴史文化を分かりやすく伝えていくための活用を図る。

#### (2) 関連文化財群の保存・活用方針

関連文化財群の保存・活用の方針を以下のように設定する。

##### ① 関連文化財群を構成する文化財等の保存

###### ア. 関連文化財群を構成する文化財等の確実な保存

- ・ 関連文化財群を構成する文化財等を、確実に保存し効果的な活用を図るため、未指定のものについては、「十日町市指定地域文化財」等の文化財に指定することを検討する。
- ・ 関連文化財群を構成する一連の文化財を群として指定できるように、「十日町市指定地域文化財」の指定条件等の見直しについて検討する。

##### ② 関連文化財群に関する調査・研究

###### ア. 新たな関連文化財群の構築に向けた調査・研究の継続

- ・ 十日町市の歴史文化の特徴と文化財の価値を分かりやすく伝える関連文化財群の物語をより充実したものとするために、地域に点在する歴史や文化に関する未調査のものについて、市民や市民団体と協働で更なる調査・研究を推進する。

##### ③ 関連文化財群に関連する文化財等の普及啓発と公開活用

###### ア. 学校教育や生涯学習への関連文化財群の活用

- ・ 十日町市の歴史文化の普及・周知を図るため、学校教育・生涯学習等との連携を図りながら、関連文化財群の物語を活用した歴史教育・学習プログラムの立案や教材の製作を進める。

###### イ. 関連文化財群を巡るルート等の設定

- ・ 関連文化財群の物語や構成する文化財等を解説するパンフレットの作成やルート設定を行い、市内を巡りながら十日町市の歴史文化への理解を深めてもらう。

## 4. 歴史文化保存活用区域

### (1) 歴史文化保存活用区域の考え方

#### ① 歴史文化保存活用区域設定の目的

多様な歴史や文化が培われている地域の文化財等の確実な保存を図り、地域固有の歴史文化を分かりやすく伝えていくための地域の文化財等の保存・活用の拠点となる場所を「歴史文化保存活用区域」として設定する。

##### <歴史文化保存活用区域設定の目的>

- 文化財単体では成しえない、区域内の文化財相互の有機的な繋がりを体験・体感できるように歴史文化の保存や活用を推進する。
- 市民にとっては、自分達がくらす地域の歴史文化に関心を持ち、誇りに感じ、守り伝えていく大切なものとして理解し、文化財保護の意識を醸成する。
- 十日町市を訪れる人々にとっては、地域の歴史文化を伝え、地域を巡ってもらうきっかけとなる（十日町市博物館から保存活用区域に向かい、市域を巡っていただく）。

#### ② 歴史文化保存活用区域設定のための視点

区域の設定は、十日町市が地域単位で固有の歴史文化を有する点を考慮して、以下の視点を踏まえて設定する。

なお、本構想の中で設定する区域は、先行して地域の文化財等の保存・活用の拠点整備を推進する区域として設定するものであり、構想策定後の調査・研究の進展や地域のまちづくりの進行状況に合わせて区域の追加を検討していく。

##### <歴史文化保存活用区域設定のための視点>

- ・十日町市及び地域（十日町、川西、中里、松代、松之山の5地域）の歴史文化の特徴を顕著に表す重要な文化財が存在する区域
- ・文化財が集積している区域（図 3-1 参照）
- ・利便性が高い区域（交通機関、文化・観光・便益等の施設が存在する区域）や、歴史文化に関わるまちづくりが計画されている区域（図 3-2 参照）

## ■文化財が集積している区域

文化財は市の全域に分布しているが、国や県指定・登録文化財を中心とした文化財の分布状況は、以下の区域に特徴がみられる。

- ・十日町地域は、十日町駅周辺から北側の大井田城跡までの一帯
- ・川西地域は、星名家住宅を中心とした一帯
- ・中里地域は、田代の七ツ釜と清津峡の一帯
- ・松代地域は、まつだい駅から松茸神社までの一帯
- ・松之山地域は、松之山温泉の周辺一帯

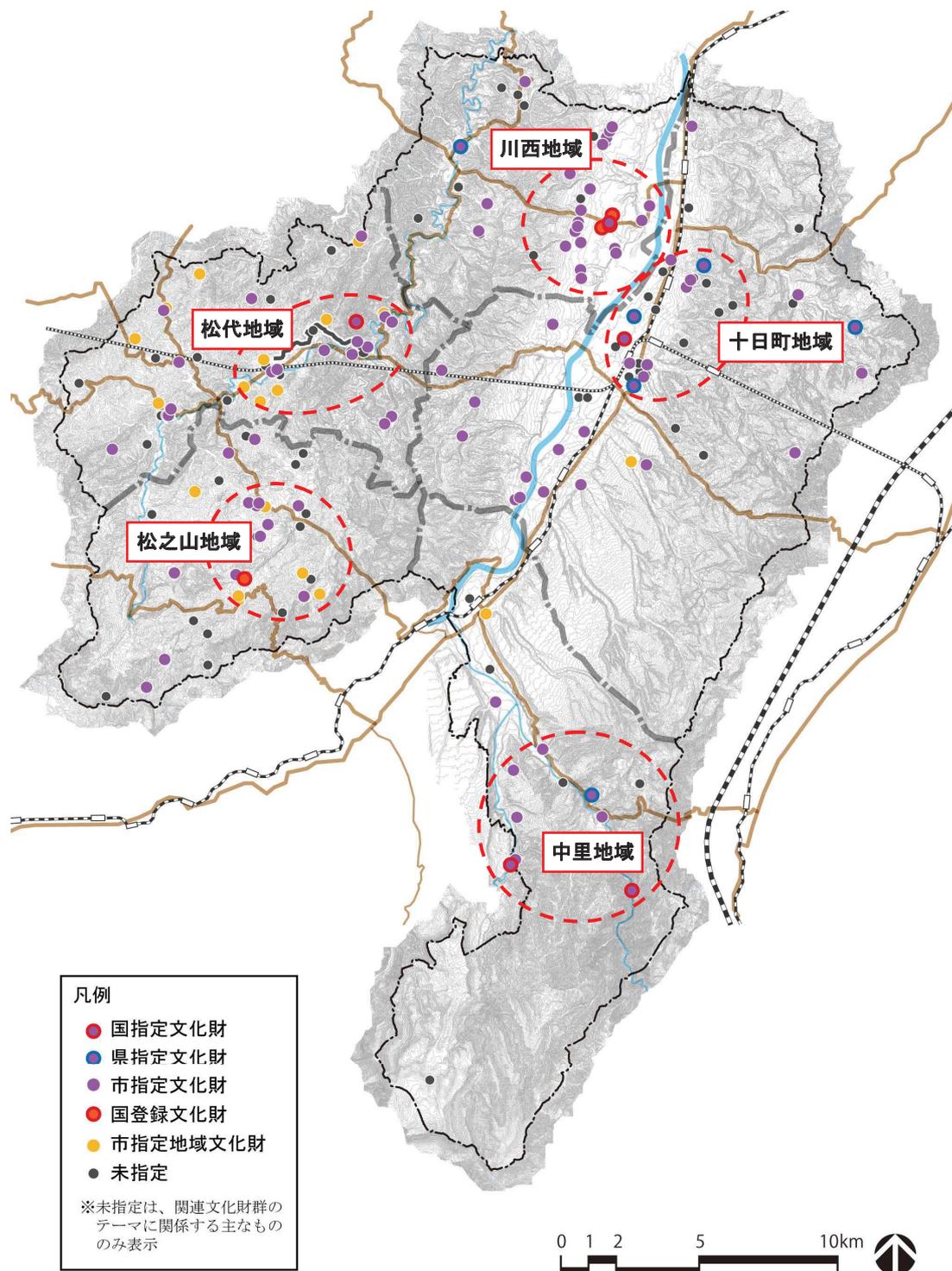


図 3-1 : 文化財分布図

## ■ 利便性が高い区域

文化・観光等の施設の分布状況は以下のようになっている。

- ・十日町駅周辺から北側の笹山遺跡までの一帯に文化施設（博物館、美術館等）や観光施設（観光案内所、道の駅）が集積
- ・まつだい駅周辺に文化施設（資料館）や観光施設（観光案内所、道の駅）が集積
- ・松之山地域に文化施設（資料館等）が集積

歴史文化に関わるまちづくりの視点では、十日町市都市計画マスタープランで設定されている「歴史景観ゾーン」が、十日町地域（笹山遺跡）と松代地域（古道松之山街道）にある。

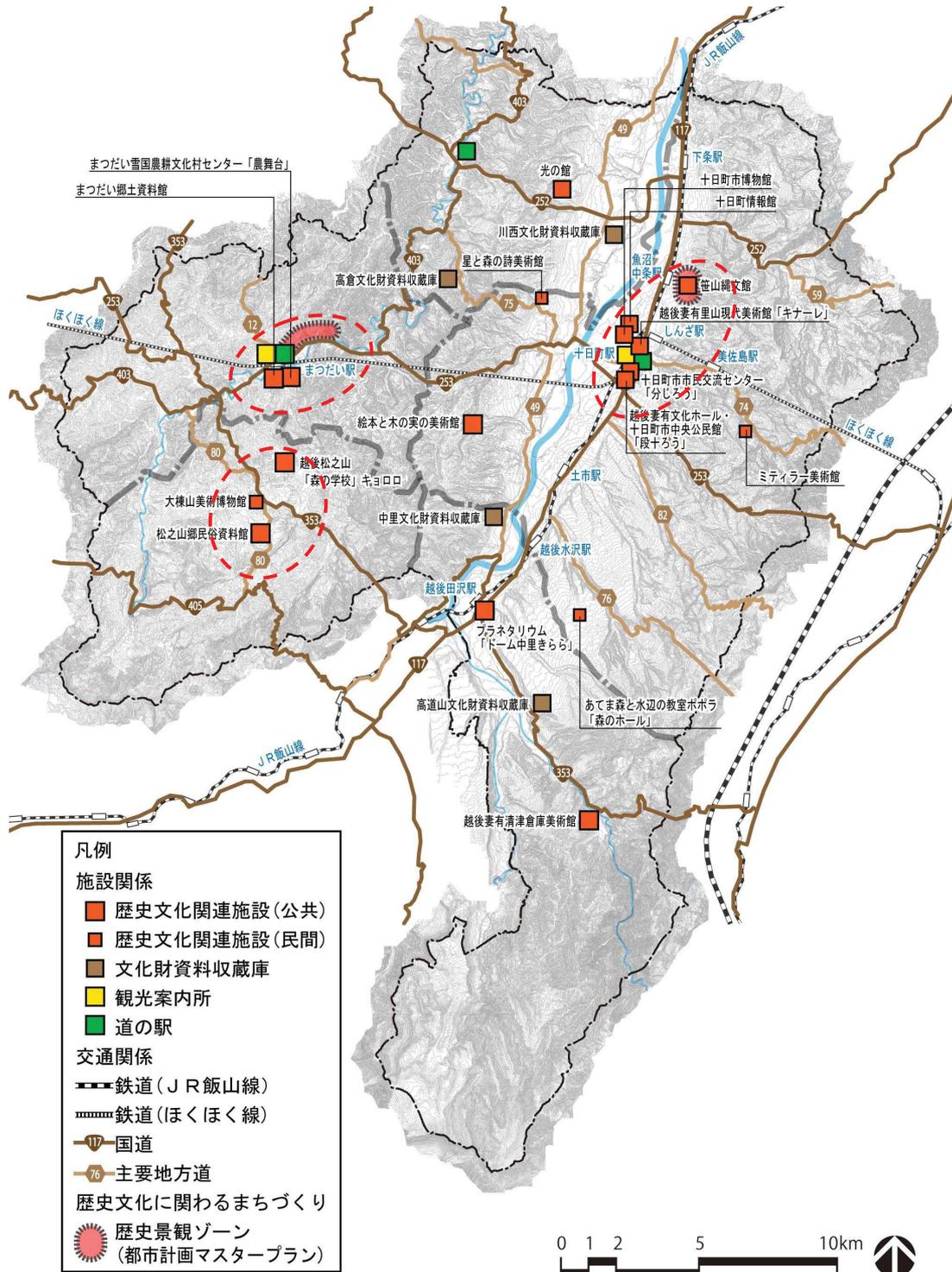


図 3-2 : 交通機関、文化・観光・便益等の施設分布図

## (2) 歴史文化保存活用区域の設定

歴史文化保存活用区域の考え方を踏まえ、歴史文化保存活用区域を以下のように設定する。

表 3-1：歴史文化保存活用区域

区域		概要
ア	笹山遺跡及び 大井田城跡 周辺区域	<p>「笹山遺跡【市指定史跡】」と「大井田城跡【県指定史跡】」を中心に南方に広がる区域で、原始及び中世の十日町市の歴史に関連する文化財が集積している。</p> <p>本区域内には、JR 飯山線・北越急行十日町駅及び JR 飯山線魚沼中条駅や国道 117 号があり、アクセス性が高い。また、笹山遺跡には、縄文時代の竪穴住居 2 棟を復元した縄文広場や笹山縄文館が設置されているほか、大井田城跡も公開のための案内・解説板やトイレが設置されている。</p>
イ	星名家住宅及び 長徳寺 周辺区域	<p>「星名家住宅【国指定重要文化財】」と長徳寺を中心に、北西の「節黒城跡【市指定史跡】」に広がる区域で、近世から近代の十日町市の雪国の生活様式を伝える建築物や中世の山城跡、板碑等の文化財が集積している。</p> <p>本区域は、国道 252 号と県道 49 号線の上野交差点を中心とした区域であり、アクセス性が高い。特に星名家住宅は一般公開していないが、交差点に隣接しており景観上重要な存在となっている。節黒城跡には駐車場や展望台が整備されている。</p>
ウ	田代の七ツ釜及び 清津峡 周辺区域	<p>「田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】」と「清津峡【国指定名勝・天然記念物】」を中心に清津川・釜川下流の北方に広がる区域で、区域内には、十日町市の豊かな自然環境を示す天然記念物や名勝関係の文化財が集積している。</p> <p>本区域は、十日町市の南側の山間地に位置するが、区域内を通る国道 353 号からのアクセスが可能である。両峡谷には駐車場が整備されており、清津峡には峡谷を鑑賞するための清津峡溪谷トンネルが整備され、施設内ではパネルによる解説等も実施されている。</p>
エ	松茸神社及び 古道松之山街道 周辺区域	<p>「松茸神社【本殿が国指定重要文化財】」と古道松之山街道を中心とした区域で、中世から近世にかけての十日町市の歴史に関連する文化財が山中、山麓、街道沿いに集積している。</p> <p>本区域には、北越急行まつだい駅や国道 253 号があり、アクセス性が高い。区域内にある「旧室岡家住宅【市指定有形文化財】」はまつだい郷土資料館として一般公開され、松茸神社や地域の歴史と文化を紹介している。</p>
オ	旧村山家主屋・表 門及び松之山温泉 周辺区域	<p>「旧村山家主屋・表門【市指定有形文化財】」から南方の松之山温泉を中心とした区域で、区域内には、松之山地域特有の歴史や伝統を伝える文化財が集積している。</p> <p>本区域は、国道 353 号の沿線に立地しており、アクセス性が高い。区域内に移築された古民家を活用して地域の歴史や文化を紹介している松之山郷民俗資料館のほか、旧村山家の建造物は大棟山美術博物館として一般公開されている。</p>

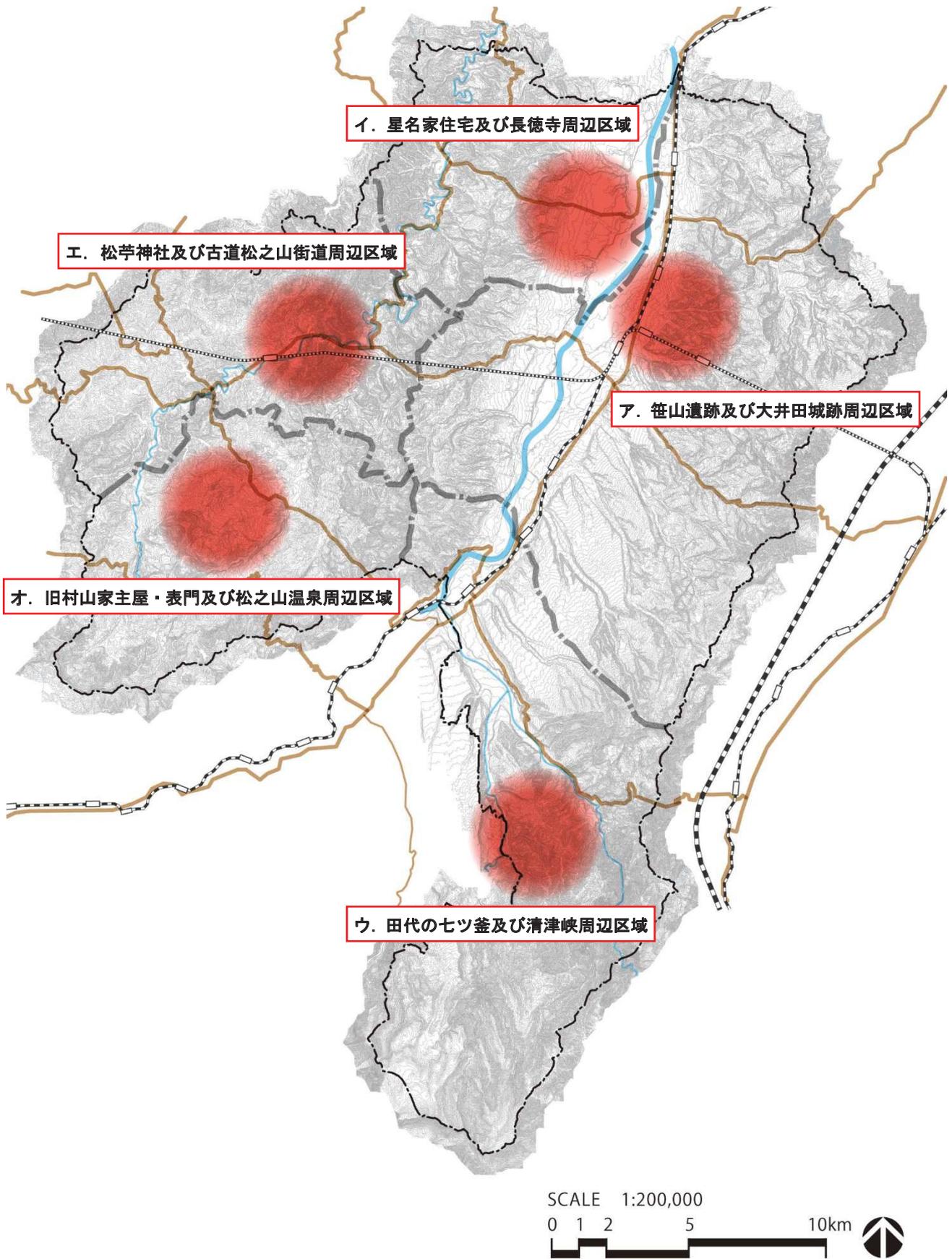


図 3-3 : 歴史文化保存活用区域位置図

## ア. 笹山遺跡及び大井田城跡周辺区域

笹山遺跡と大井田城跡を中心に南方に広がる区域。

両史跡を中心に、南側の神宮寺や来迎寺までを含めた一帯を範囲として考える。

本区域は、縄文時代の集落跡と中世の武士の居館跡と考えられる遺跡が重層する笹山遺跡と、「大井田十八城」と呼ばれる城跡群の中核となる大井田城跡があり、原始及び中世の歴史を伝える場所である。区域内には、「笹山遺跡【市指定史跡】」と「大井田城跡【県指定史跡】」のほか、県や市の指定文化財を多く所有する「神宮寺【観音堂・山門が県指定有形文化財】」や来迎寺が立地しており、十日町市の原始及び中世の歴史に関連する文化財が集積している。

笹山遺跡一帯は、第二次十日町市総合計画の前期基本計画（平成28～32年度）で、笹山遺跡を縄文時代の体験・体感できる場所として活用していく「火焰の都計画」の推進があげられているほか、十日町市都市計画マスタープランにおいて、文化財周辺の歴史的景観の保全・育成に努める「歴史景観ゾーン」に位置付けられている。また、市観光交流課が設置した「十日町市フットパス」の「笹山遺跡コース」や、中条地区振興会により整備・管理されている「縄文古道」のルートが既に設定されている。



写真 3-1：笹山遺跡【市指定史跡】



写真 3-2：大井田城跡【県指定史跡】

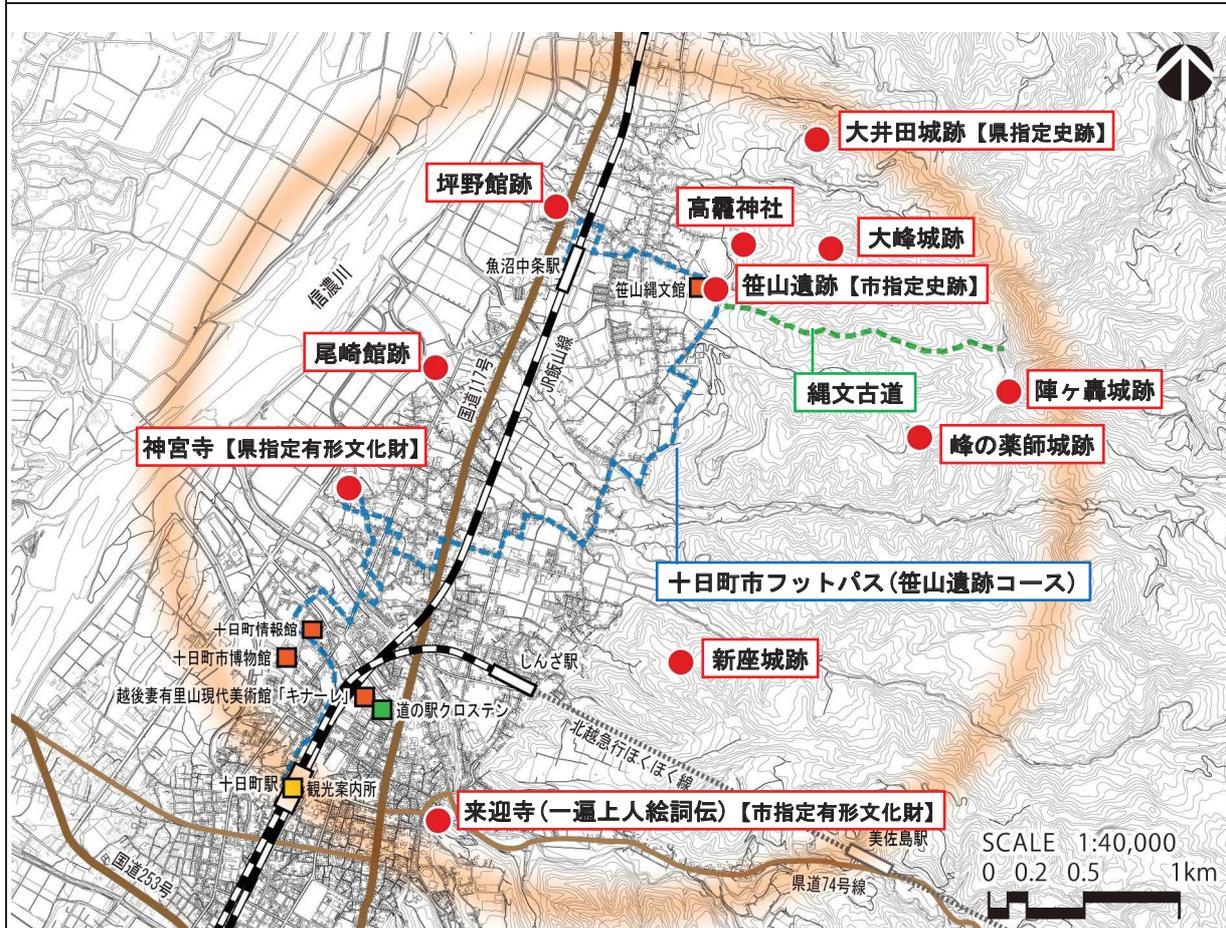


図 3-4：笹山遺跡及び大井田城跡周辺区域

## イ. 星名家住宅及び長徳寺周辺区域

星名家住宅と長徳寺を中心に、北西の節黒城跡に広がる区域。

星名家住宅を中心に水田に囲まれた上野集落や、その南側の長徳寺等がある河岸段丘の平地、節黒城跡を含む西側の山城一帯を範囲として考える。

本区域は、南北朝時代に築城され新田氏一族の拠点となった節黒城跡や、上野市・千手市という近世から市の立った集落と、当時を物語る建築物が残る場所である。

区域内には、「節黒城跡【市指定史跡】」や「長徳寺板碑【市指定有形文化財】」及び「月見ヶ原公園の自然石板碑【市指定有形文化財】」等の中世に関連する文化財や、「星名家住宅【国指定重要文化財】」、「星名家住宅雪穴【国登録有形文化財】」等の妻有地方随一の豪農（豪商）であった星名家に関連する文化財、「西永寺【本堂他が国登録有形文化財】」、「第二藤巻医院【本館・石垣が国登録有形文化財】」等の近世から近代の十日町市の雪国の生活様式を伝える建築物を中心とする文化財が集積している。

また、節黒城跡には展望台が設置され、信濃川と河岸段丘上の水田や市街地、背景に魚沼丘陵や越後三山が展開する雄大な景観が望める。



写真 3-3: 星名家住宅【国指定重要文化財】

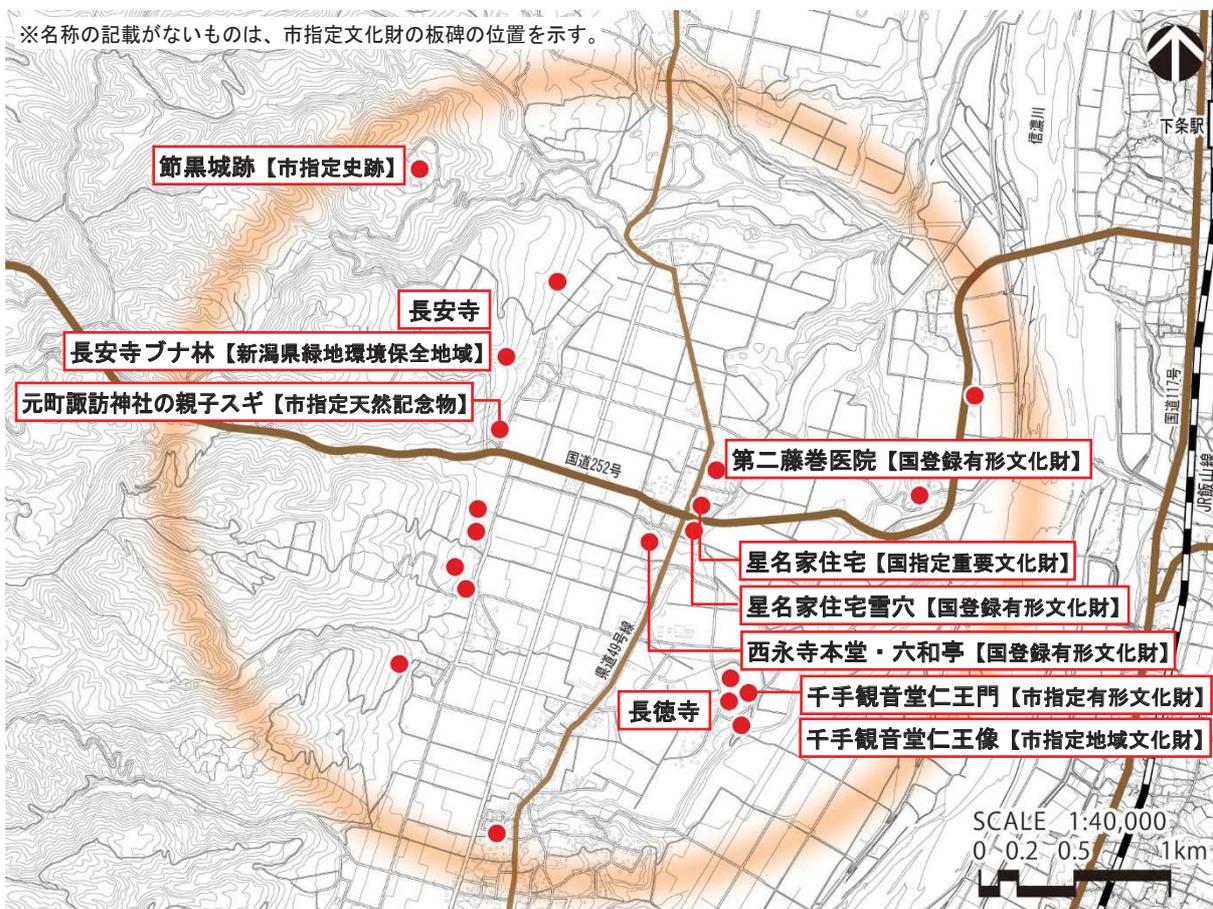


図 3-5 : 星名家住宅及び長徳寺周辺区域

## ウ. 田代の七ツ釜及び清津峡周辺区域

田代の七ツ釜と清津峡を中心に清津川・釜川下流の北方に広がる区域。

両峡谷から北側にかけて、釜川と清津川に囲まれた山林一帯を範囲として考える。

本区域は、南側に広がる上信越高原国立公園と連続した山林地域である。区域内には、「田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】」と「清津峡【国指定名勝・天然記念物】」のほか、希少な動植物が多く生息する「重地大池【市指定天然記念物】」、「にいがた巨樹・名木 100 選」に選定され伝承等も残る「角間のねじり杉【県指定天然記念物】」、河岸段丘への眺望が得られる景勝地である清田山、清津峡に比べると女性的なやさしさを感じさせる瀬戸溪谷等、十日町市の豊かで特徴的な自然環境を示す天然記念物や名勝関係の文化財が集積している。



写真 3-4 : 田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】



写真 3-5 : 清津峡【国指定名勝・天然記念物】

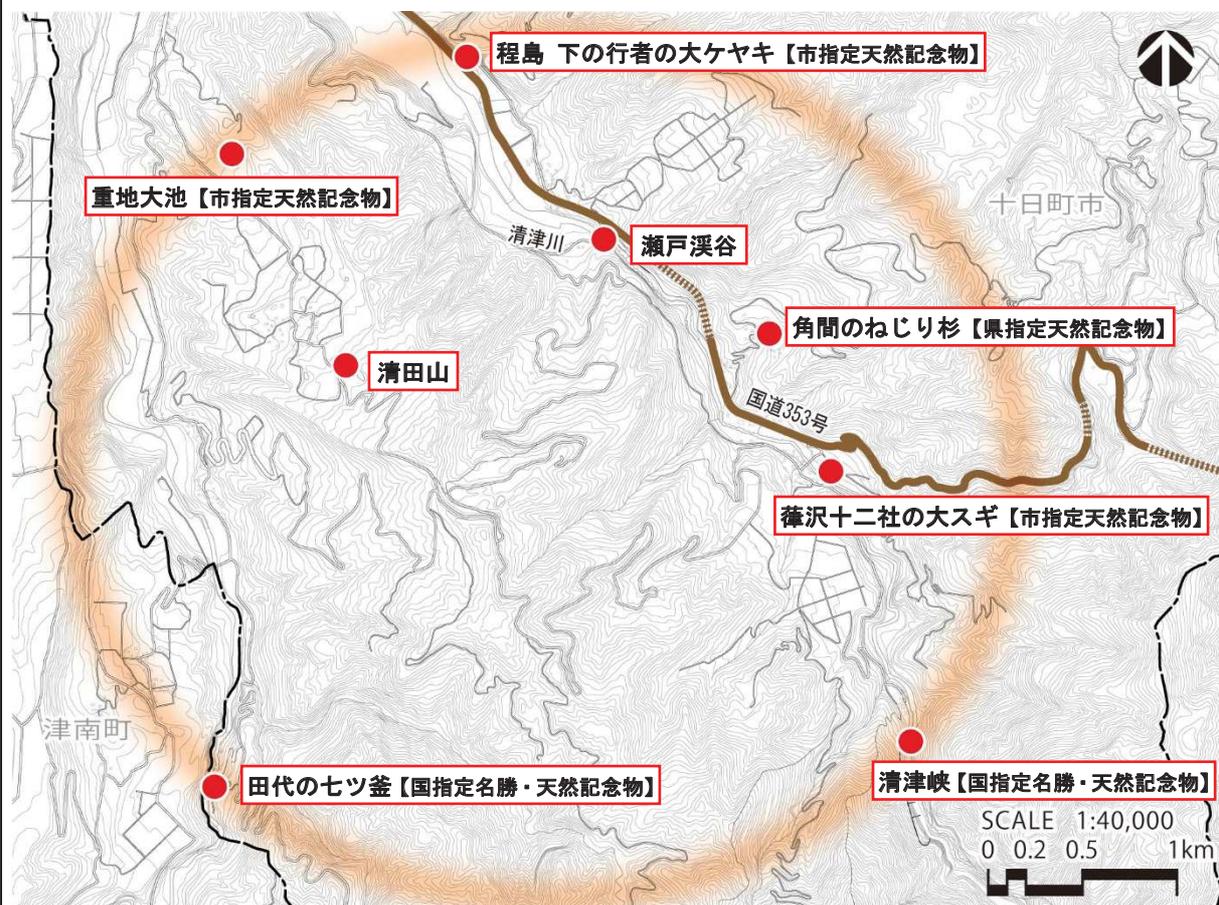


図 3-6 : 田代の七ツ釜及び清津峡周辺区域

## エ. 松苧神社及び古道松之山街道周辺区域

松苧神社と古道松之山街道を中心とした区域。

松苧神社が立地する松苧山山頂一帯と山麓の犬伏集落や松之山街道の一部を範囲として考える。

本区域は、山城や居館、春日山城から関東へ通じる街道があった場所であり、中世から近世における越後の領土支配に欠くことができない重要な場所であった。区域内には、市の指定文化財を多く所有する「松苧神社【本殿が国指定重要文化財】」を始め、「犬伏城跡【市指定史跡】」や居館があった犬伏集落、文化庁の「歴史の道百選」にも選定されている古道松之山街道があり、それらに関連する中世から近世にかけての十日町市の歴史を示すものを中心とした文化財が、山中、山麓、街道沿いに集積している。

また、本区域内を貫流する渋海川沿いには、渋海川河床のおうけつ 甌穴群や松代田沢十二社の大ケヤキ・大イチョウ、長命寺の大イチョウなどの市指定天然記念物が所在する。

なお、古道松之山街道は、十日町市都市計画マスタープランにおいて、文化財周辺の歴史的景観の保全・育成に努める「歴史景観ゾーン」に位置付けられており、区域内の松代熊越山～太平間と菅刈～犬伏間は散策道として整備されている。



写真 3-6 : 松苧神社本殿【国指定重要文化財】

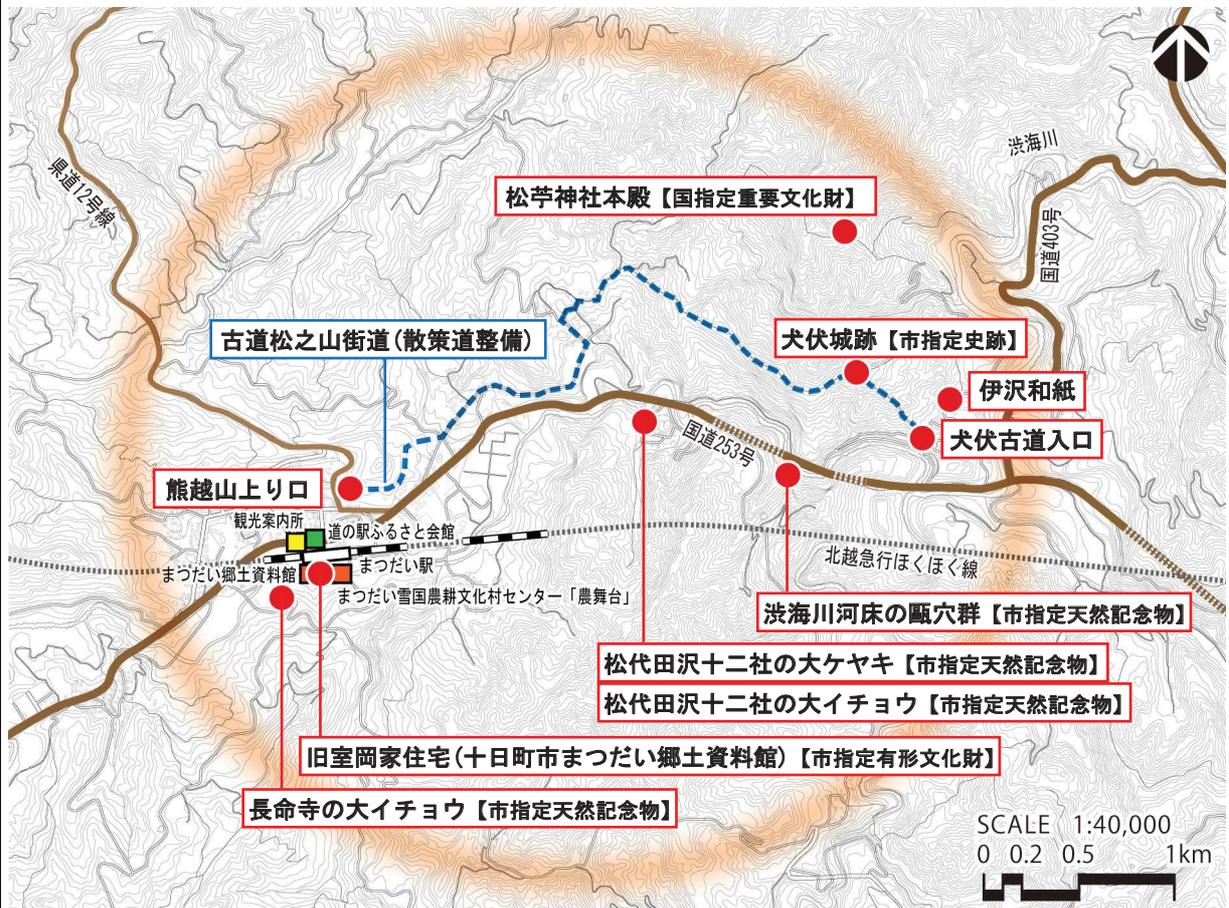


図 3-7 : 松苧神社及び古道松之山街道周辺区域

## オ. 旧村山家主屋・表門及び松之山温泉周辺区域

松之山の旧村山家から南方の松之山温泉を中心とした区域。

旧村山家や松之山温泉郷を含む国道 353 号西側の山林及び周辺集落を含めた一帯を範囲として考える。

本区域は、南北朝時代に開湯伝説を持つ松之山温泉や、近世に松之山郷南組の大庄屋を務めた村山家があった場所である。区域内に残る豪農の館である「旧村山家【主屋・表門が市指定有形文化財】」は、現在、大棟山美術博物館として一般公開されており、村山家ゆかりの近現代日本文学を代表する作家である坂口安吾さかぐちあんごに関する遺品や書画、陶芸品等を展示しているほか、周辺には、坂口安吾文学碑等の坂口安吾に関連する文化財も残る。また、中世に発見され、室町時代には越後守護上杉家の隠し湯であったといわれる松之山温泉には、「凌雲閣松之山ホテル本館【国登録有形文化財】」や小正月に行われる奇祭の「婿投げ【市指定無形民俗文化財】」「スミぬり【市指定無形民俗文化財】」等、松之山地域特有の歴史や伝統を伝える文化財が集積している。



写真 3-7: 旧村山家主屋 (大棟山美術博物館)【市指定有形文化財】

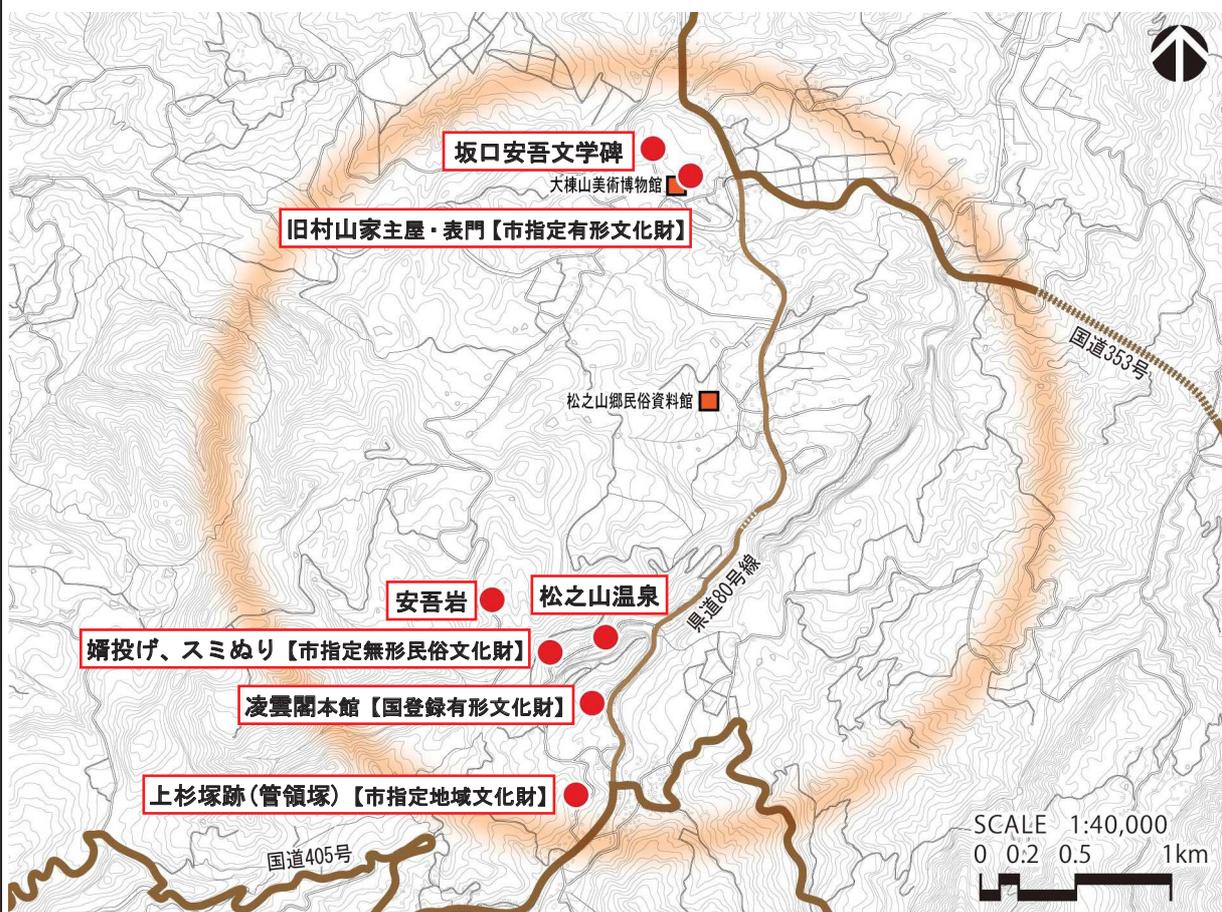


図 3-8: 旧村山家主屋・表門及び松之山温泉周辺区域

### (3) 歴史文化保存活用区域の保存・活用方針

歴史文化保存活用区域においては、以下の方針の下に地域の文化財等の保存・活用の拠点としての取組や整備を推進する。

#### ① 文化財等の保存と関係部局との連携による環境の向上

##### ア. 文化財等の修理・修復

- ・区域内に所在する指定文化財について、修理・修復の計画的な実施を目指す。

##### イ. 関係部局との連携による環境の向上

- ・都市計画、観光等の他部局が実施する事業と連携を図りながら、区域一帯の環境の保全や向上を図る。

#### ② 観光面を考慮した活用のための整備の推進

##### ア. 情報提供や案内、交通等に係るサービスの充実

- ・来訪者を目的地に案内・誘導し、文化財等について解説をするために必要な、案内・誘導・解説板等の各種施設、区域内を巡るコース設定やルート整備、駐車場・トイレの確保等、各種の情報提供や案内、交通、便益等に係るサービスの充実を推進する。

##### イ. 拠点施設の整備

- ・既存施設の活用や新たな施設整備により、区域内や周辺地域に分布する文化財等の案内・解説を行うガイダンス機能や文化財等の収蔵・展示機能、保存・活用に関わる活動、情報発信、市民と来訪者の交流機能等を有する拠点施設の充実を図る。

##### ウ. 十日町市博物館との連携システムの構築

- ・歴史文化保存活用区域を十日町市博物館（新十日町市博物館）と市域に点在する文化財等をつなぐ場として位置付け、十日町市を訪れた人々が、十日町市博物館から歴史文化保存活用区域に向かい、さらに市域を巡っていただくことで、十日町市の歴史文化に対する理解を深めることができるように、十日町市博物館と拠点施設の役割を明確にして連携システムを構築する。

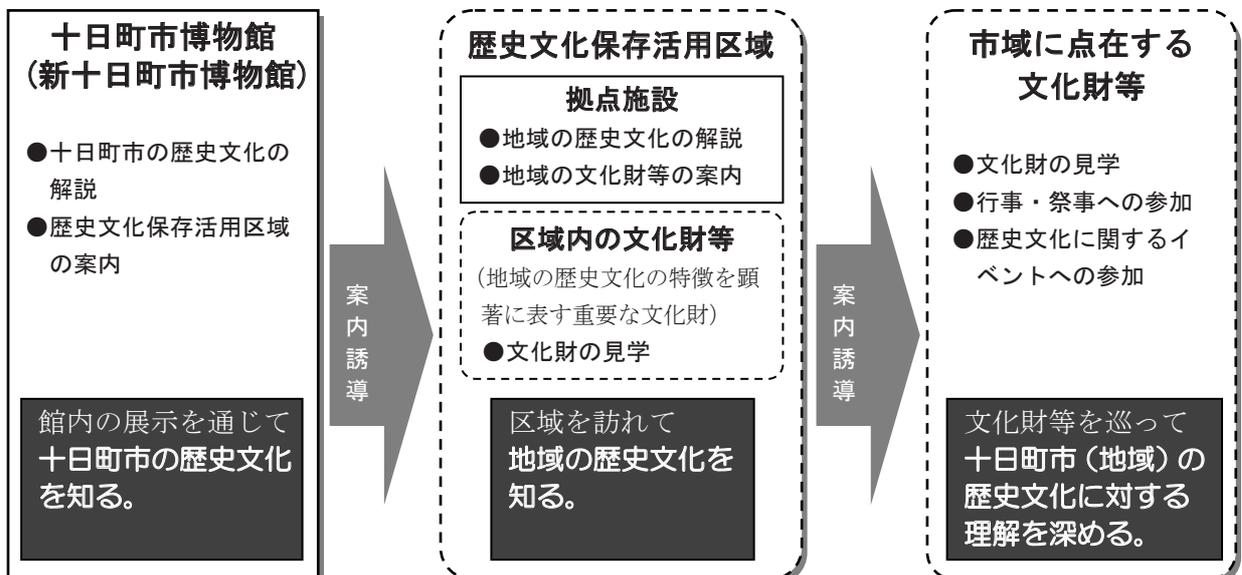


図 3-9 : 十日町市博物館との連携イメージ

### ③ 歴史文化保存活用区域の追加に向けた検討

#### ア. 調査・研究の推進

- ・市域内でさらに地域の文化財等の保存・活用の拠点整備を推進していくために、市域に存在する文化財等の調査・研究を進める。

#### イ. 区域追加に向けた検討

- ・構想策定後の調査・研究の進展や、地域のまちづくりの進行状況に合わせて区域の追加を検討していく。

## 5. 保存・活用の体制整備

### (1) 保存・活用の体制整備の考え方

十日町市に存在する文化財等は、これまで培われてきた歴史・文化や市民の生活に密接に関わっている。これまでも、文化財等の多くは所有者・管理者や地域の住民によって維持管理・保存修理され、継承されてきた。しかしながら、少子高齢化などの社会情勢の変化により、今後は文化財等の保存・活用を所有者・管理者や地域の住民のみによって担っていくことが困難になることも予想される。

文化財等の保存・活用にあたっては、文化財等の保存・活用の方針で示したように、市民自ら文化財等を保存・活用し、自分達の誇りとして後世に継承していくために、地域社会全体で取り組む体制づくりが必要である。また、地域社会で課題解決を図るだけでなく、地域外からの支援や協力を受け入れるための仕組みづくりも求められる。

これまでの文化財課が中心となった保存・管理体制を維持しながら、今後は、市民、市民団体、企業等や地域外の支援者と行政が連携・協働して保存・活用を進めていくための体制を構築していく。

### (2) 保存・活用の体制整備方針

保存・活用の体制について、以下の方針の下に、地域社会と行政の連携・協働に向けた体制づくりを推進する。

#### ① 行政内での相互連携体制の構築

##### ア. 文化財課の体制の充実

- ・これまでと同様に、文化財課が窓口となって、庁内の関連部局や、関係団体、市民、市民団体、企業等との連携を図りつつ、地域社会と連携して文化財等の確実な保存と積極的な活用を進めていくために、担当者の配置や人員確保等により文化財課の体制を充実させていく。

##### イ. 庁内連携体制の構築（庁内連絡会議の設置）

- ・人々の生活と密接に関わる十日町市の文化財等の保存・活用に向けて、まちづくり、産業、観光、地域振興等の各部局との連携を図っていくために、庁内との協議・調整の場となる庁内連絡会議を設置して情報共有を図る。

#### ② 地域社会の中で保存・活用していくための体制の構築

##### ア. 市民、市民団体、企業が参画する仕組みづくり

- ・文化財等の保存・活用を地域社会と協働で進めていくために、調査・研究や維持管理・保存継承、ボランティアガイド等の育成に向けて、観光協会や商工会議所、文化協会連合会等の関係団体と連携して、市民や市民団体、企業が参画するための仕組みづくりを行う。

##### イ. 地域外からの支援受け入れのための仕組みづくり

- ・ふるさと納税制度（文化財保護及び活用事業）への寄附や、文化財等の維持管理活動、祭りなどの行事への参加等を通じた、地域外からの支援を積極的に受け入れるための仕組みづくりを行う。

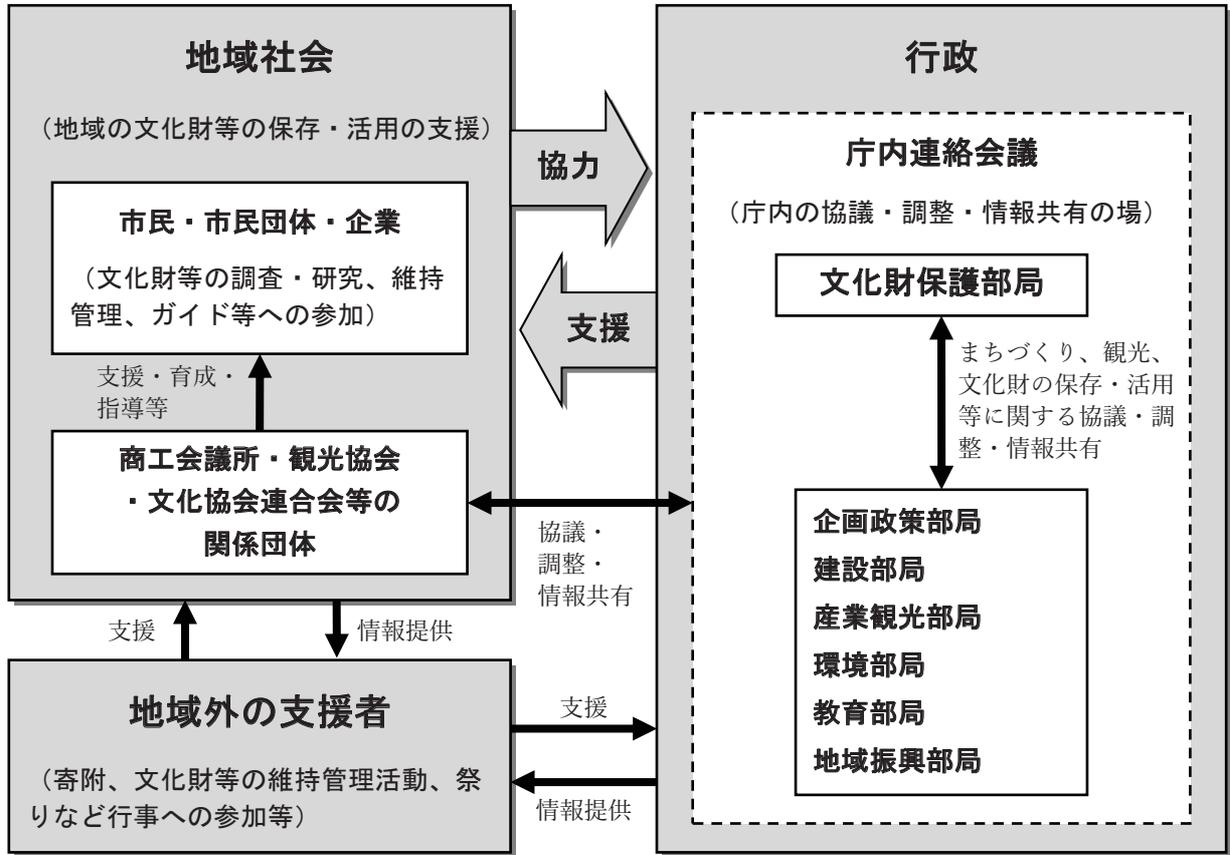


図 3-10：地域社会の中で保存・活用していくための体制イメージ

## 6. 保存活用（管理）計画について

文化財等及びその周辺環境の保存・活用を具現化していくためには、多岐にわたる関係者との協議の下、様々な取組を計画的に推進していくことが望まれる。

そのため、教育委員会事務局文化スポーツ部文化財課が主体となって都市計画、観光、地域振興等の庁内他部局や関係団体等と連携を図りながら、本構想策定後に、今後推進を図る保存活用の具体的な取組内容等を明確にした保存活用（管理）計画の策定に向けて検討を進める。

なお、本項で示す「保存活用（管理）計画」は、市内に所在する文化財等の保存・活用に関する総論として策定する計画であり、建造物や史跡・名勝・天然記念物等の個々の文化財を対象に策定する個別の保存管理計画・保存活用計画についても、別途策定の検討をしていく。

前項までで定めた保存・活用の方針等に基づき、保存活用（管理）計画には、以下に示す事項等を定めることを想定して検討する。

表 3-2：保存活用（管理）計画に定める事項（案）

定める事項（案）	概要
1) 市内の全ての文化財等に関する事項	本構想で示した文化財等の保存・活用に向けた方策に関する事項
2) 関連文化財群に関する事項	関連文化財群の保存活用計画として、本構想で示した関連文化財群の保存・活用方針に関する事項
3) 歴史文化保存活用区域に関する事項	歴史文化保存活用区域の保存活用計画として、本構想で示した区域の保存・活用方針に関する事項
4) 保存・活用の体制整備に関する事項	本構想で示した保存・活用の体制整備方針に関する事項

## 7. 今後の課題

本構想は、調査・分析等により明らかとなった十日町市の歴史文化の特徴を踏まえて、十日町市の文化財等の保存・活用や体制整備の方針を明らかにした。今後は、本構想で示した方針に基づき、市内に所在する文化財等の保存・活用の取組の具現化を図っていく必要がある。

本構想を、十日町市の文化財等の保存・活用に係るマスタープランとして今後も効果的に機能させていくための今後の課題を以下に整理する。

### (1) 歴史文化基本構想の市民への周知

本構想に基づき、十日町市の文化財等の保存・活用を市民と協働で進めていくためには、市民が自分達の生活する地域の文化財等の存在や価値を理解し、愛着と誇りを持つことが最も重要である。

そのため、文化財等を理解するための関連文化財群や、地域固有の歴史文化に関心を持つための歴史文化保存活用区域、保存・活用の方針等の歴史文化基本構想の内容についてパンフレットを作成し、学校教育や社会教育の場で活用する等の取組を進め、周知・理解に努めていく必要がある。

### (2) 継続的な調査・研究の実施と新たな文化財の抽出

本構想の策定にあたっては、文化財の総合的把握として、指定文化財から市民の生活の中で継承されている風習まで様々な分野を対象に調査を実施してきた。しかし、広大な市域を有する十日町市の中で、地域単位で継承されてきた生活文化に関わるもの等は、今回の調査では把握されていないものも多く残されている。また、十日町市の歴史文化の特徴である「豪雪とともに生きてきた人々の知恵」との関連性はあるものの、設置や成立時期が新しいため、現時点では文化財としての価値の判断ができなかったものがある。

そのため、今後も歴史文化に関する調査・研究を継続して、文化財としての評価を行い、十日町市の歴史文化を語る文化財として後世に継承していく必要があるものを抽出していく必要がある。

＜新たな文化財の抽出に向けて調査・研究や価値の評価を進めていくことが求められるものの例＞

- 地域の人々の生活の中で継承されてきた風習
- 大地の芸術祭や現代の冬の祭等の近年に開始された行事
- 近代和風建築の住宅や著名な建築家による建造物等
- 大地の芸術祭や石彫シンポジウムで設置されたアート作品

### (3) 関連文化財群の新たな物語の構築と歴史文化保存活用区域の追加

本構想においては、十日町市の歴史文化の特徴を「豪雪とともに生きてきた人々の知恵」として整理し、その特徴と文化財の価値を分かりやすく伝えていくための関連文化財群として5つの物語を設定した。今後はさらに物語を充実させていくだけでなく、新たな視点で地域の歴史文化の特徴を見出すことも視野に入れて調査・研究を進め、新たな特徴に基づく物語を構築して、地域の魅力を伝えていく必要がある。

また、歴史文化保存活用区域についても、地域の文化財等の保存・活用を推進していくために、調査・研究の進展やまちづくりの進行状況に合わせて区域の追加を検討していく。

#### **(4) 新潟県や他市町村等との連携**

本構想で抽出した関連文化財群を構成する文化財等は、十日町市域に分布するものを対象としている。しかし、十日町市の歴史文化の特徴のキーワードとなる「豪雪」は、魚沼地方の周辺市町村と共通する部分も多い。広域的な自治体間等の連携については、既に、信濃川火焰街道連携協議会や、雪文化三館の姉妹館提携等が実施されている。

そのため、今後も調査・研究等の保存に関わる事業や活用に関わる事業において、新潟県十日町地域振興局や周辺市町村と連携を図りながら、歴史や文化を生かして周辺も含めた地域の魅力を向上させていくために、文化財等の保存・活用を推進していく必要がある。

#### **(5) 構想の見直し・更新**

今後の調査・研究により、十日町市を象徴する新たな文化財等が明らかになった場合等は、それらに関連文化財群として位置付けることが求められる。また、時代の経過に伴い、社会的な価値観の変化や十日町市の都市構造の変化等により、現時点では文化財等として認識されなかったものが、将来的に文化財等として捉えられ、新たな関連文化財群の物語や歴史文化保存活用区域の設定が必要となる可能性もある。

このほか、文化財等を取りまく自然環境や、社会環境の変化、文化財等の保存・活用の取組の進捗などにより、構想の一部見直しが必要になることも予想される。

本構想については、調査・研究の進捗、社会環境の変化等を踏まえながら、一定の時間が経過し、市の総合計画の見直しなどに併せて、広く市民の意見を反映しつつ、内容の更新を図っていく。

## 1. 十日町市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱

十日町市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱

平成28年5月30日  
十日町市教育委員会告示第13号

(設置)

第1条 市に存在する文化財を幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための基本的な構想である「十日町市歴史文化基本構想」(以下「構想」という。)を策定するため、十日町市歴史文化基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、構想の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育委員会委員
- (3) 公共団体又は公共的団体等の役員又は職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から構想の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 構想の策定に関し、必要な調査検討を行うため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、調査の経過及び結果を委員会へ報告する。

3 専門委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(庁内ワーキンググループ)

第8条 構想の円滑な策定及び検証を行うための補助機関として、庁内ワーキンググループを置くことができる。

2 庁内ワーキンググループのメンバーは、市の職員のうちから教育長が任命する。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会並びに庁内ワーキンググループの庶務は、文化財課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、構想の策定の日はその効力を失う。

## 2. 十日町市文化財一覧（平成 30 年 1 月現在）

指定・登録	種別	名称	員数	指定・登録年月日
国指定 (8 件)	国宝 (1 件)	新潟県笹山遺跡出土深鉢形土器 57 点 (附 土器・土製品類、石器・石製品類、 ベンガラ塊 871 点)	928 点	H11.6.7
	重要文化財 (建造物) (2 件)	星名家住宅	7 棟	H3.5.31
		松苧神社本殿	1 棟	S53.5.31
	重要有形民俗文化財 (2 件)	越後縮の紡織用具及び関連資料	2,098 点	S61.3.31
		十日町の積雪期用具	3,868 点	H3.4.19
	名勝・天然記念物 (2 件)	田代の七ツ釜		S12.6.15
清津峡			S16.4.23	
	特別天然記念物(1 件)	カモンカ		S30.2.15
国登録 (9 件)	建造物 (9 件)	西永寺本堂	1 棟	H12.10.18
		西永寺経蔵	1 棟	H12.10.18
		西永寺鐘楼	1 棟	H12.10.18
		西永寺庫裏及び廊下	1 棟	H12.10.18
		六和亭 (旧永徳寺本堂)	1 棟	H12.10.18
		星名家住宅雪穴	1 棟	H14.6.25
		凌雲閣松之山ホテル本館	1 棟	H17.7.12
		第二藤巻医院本館	1 棟	H22.9.10
		第二藤巻医院石垣	1 棟	H22.9.10
県指定 (11 件)	建造物 (1 件)	神宮寺観音堂・山門	2 棟	H3.3.29
	絵画 (1 件)	山水図鈿雲泉筆六曲屏	1 双	S29.2.10
	彫刻 (2 件)	木造十一面千手観音立像	1 軀	S46.4.13
		木造四天王立像 (伝広目天・伝毘沙門天)	2 軀	S49.3.30
	考古資料 (2 件)	伊達八幡館跡出土品	281 点	H20.3.25
		久保寺南遺跡出土品	309 点	H22.3.23
	有形民俗 (1 件)	越後縮幡	74 旒	S49.3.30 追 50.3.29
	史跡 (1 件)	大井田城跡		S53.3.31
	天然記念物 (3 件)	赤谷十二社の大ケヤキ	1 本	S33.3.5
		小貫諏訪社の大スギ	1 本	S53.3.31
角間のねじり杉		1 本	S60.3.29	
県選定 (1 件)	新潟県選定保存技術	屋根葺 (茅葺)		H12.3.24
市指定 (113 件)	建造物 (5 件)	千手観音堂仁王門	1 棟	S54.6.23
		智泉寺山門	1 棟	H6.3.23
		観泉院山門	1 棟	H7.3.24
		旧室岡家住宅 (十日町市まつだい郷土資料館)	1 棟	H23.4.26
		旧村山家主屋・表門	2 棟	H28.3.28
	絵画 (3 件)	一遍上人絵詞伝	8 巻	S54.9.12
		板絵	1 対	H4.12.14
		群馬図屏風 雲谷等顔筆	6 曲 1 双	H23.4.26
	彫刻 (11 件)	木造狛犬	2 軀 1 対	S45.8.7
		木造馬頭観音坐像	1 軀	S45.8.7
		銅造阿弥陀如来立像	1 軀	H1.12.14
		木造聖観音坐像	1 軀	H4.12.14
		銅造十三仏像	1 軀	H4.12.14
		鉄造聖観音立像	1 軀	H3.2.1

指定・登録	種別	名称	員数	指定・登録年月日
市指定 (113件)	彫刻 (11件)	木造延命地藏菩薩立像	1 軀	H3. 2. 1
		銅造地藏菩薩立像	1 軀	H3. 2. 1
		木造聖観音立像	1 軀	H3. 2. 1
		木造阿弥陀如来立像	1 軀	H8. 3. 21
		木造聖観音立像	1 軀	H13. 3. 22
	工芸品 (8件)	短刀(備州兼光作)	1 口	S 45. 8. 7
		軍配	1 握	S 45. 8. 7
		雲板	1 面	S 45. 8. 7
		越後縮裂見本帳	2 冊	S 47. 11. 28
		神輿	1 基	S 56. 2. 26
		十日町織物歴代標本帳	47 冊	S 62. 2. 23 追H1. 2. 16
		雲板	1 面	H7. 8. 24
		宮本茂十郎手織の透綾(絹縮)裂地	3 点	H13. 3. 22
		古文書 (5件)	堀監物直政書状・松平忠輝家老衆定書	1 幅
	松苧神領苧平一村壳渡証文		1 通	H6. 12. 15
	松平忠輝宛行状		1 通	H7. 8. 24
	田沢村天和検地帳 附：宝暦検地帳 20 冊、 その他検地帳 11 冊		29 冊	H7. 8. 24
	太子堂村検地帳		4 冊	H12. 3. 21
	考古資料 (24件)	長徳寺板碑	1 基	S 51. 3. 3
		鶴吉釈迦堂の自然石板碑	6 基	S 51. 3. 3
		山田観音堂跡の自然石板碑	4 基	S 51. 3. 3
		坪山神社の自然石板碑	1 基	S 51. 3. 3
		月見ヶ原公園の自然石板碑	1 基	S 51. 3. 3
		友重行者堂の自然石板碑	1 基	S 51. 3. 3
		北田如意庵の自然石板碑	3 基	S 51. 3. 3
		三領の自然石板碑	4 基	S 51. 3. 3 S 60. 5. 28
		霜条の自然石板碑	2 基	S 51. 3. 3 S 51. 8. 25
		鶴吉の自然石板碑	1 基	S 51. 3. 3
		中屋敷の自然石板碑	1 基	S 51. 3. 3
		野口の自然石板碑	1 基	S 52. 2. 27
		元町の自然石板碑	2 基	S 60. 5. 28
		仁田の自然石板碑	3 基	S 60. 5. 28
		木落の自然石板碑	1 基	S 60. 5. 28
		桐山の自然石板碑	2 基	H1. 12. 14
		馬場上遺跡出土品	一括	H2. 2. 22
		笹山遺跡出土品(国指定分を除く)	一括	H2. 2. 22
		伊達八幡館跡出土品(県指定分を除く)	一括	H11. 3. 16
		幅上遺跡出土品	一括	H12. 3. 21
		干溝遺跡出土隆起線文土器	1 点	H24. 3. 22
		中島遺跡出土の縄文土器	78 点	H27. 3. 27
		樽沢開田遺跡出土品(考古資料)	98 点	H28. 3. 28
		野首遺跡出土品 1, 431 点	1, 431 点	H29. 3. 30
	歴史資料 (4件)	松苧神社の俳句献額	1 面	H1. 12. 14

指定・登録	種別	名称	員数	指定・登録年月日	
市指定 (113件)	歴史資料 (4件)	神宮寺観音堂の俳句献額	1面	H14.3.22	
		諏訪神社の俳句献額	1面	H14.3.22	
		縮問屋加賀屋蕪木家資料	一括	H22.3.18	
	無形民俗文化財(13件)	婿投げ			H3.2.1
		スミぬり			H3.2.1
		新水のドウラクジンとハネッケーシ			H7.3.24
		水沢の石場かち			H15.3.24
		赤倉神楽			S51.11.8
		室野神楽			S56.2.26
		苧島神楽			S56.2.26
		田代神楽			S57.4.1
		中条大の坂			S59.1.26
		新保広大寺節			S59.1.26
		上川手歌舞伎			H11.7.21
		千手露香			H12.7.19
		野口神楽			H13.3.16
		有形民俗文化財 (1件)	越後アンギン及び関係資料		一括
	史跡 (9件)	犬伏城跡			S45.8.7
		蒲生城跡			S45.8.7
		室野城跡			S45.8.7
		四日町神宮寺境内地及び山林			S47.11.28
		節黒城跡			S50.2.26
		大黒沢正平在銘梵字碑	1基		S51.1.10
		鉢の石仏			S53.1.28
		笹山遺跡			H4.12.3
		羽川城跡			H10.3.25
	名勝 (3件)	積翠荘			S55.4.11
		岩見堂			H3.2.1
		中手の黒滝			H29.3.30
	天然記念物 (27件)	元町諏訪神社の親子スギ		2本	S50.2.26
		海老の牛池			S56.2.26
		松代田沢十二社の大ケヤキ		1本	S56.2.26
		松代田沢十二社の大イチョウ		1本	S56.2.26
		長命寺の大イチョウ		1本	S56.2.26
		寺田の大カエデ		1本	S56.2.26
		姿箭放神社の大ケヤキ		1本	S63.7.20
		高籠神社社叢			H1.10.3
		ニッポンシロウリガイ化石		1塊	H1.12.14
		洞泉寺の大ケヤキ		1本	H1.12.14
		室野松苧神社の大スギ		1本	H4.12.14
		小谷の大ケヤキ		1本	H3.2.1
		大荒戸の庚申夫婦スギ		2本	H3.2.1
		天水山麓のブナ原生林			H3.2.1
安養寺松尾神社の大スギ			1本	H4.3.21	
安養寺円通庵の三本スギ			2本	H4.3.21	
枯木又竜王社の三本スギ			3本	H6.3.23	
枯木又竜王池			H6.3.23		

指定・登録	種別	名称	員数	指定・登録年月日
市指定 (113件)	天然記念物 (27件)	渋海川河床の甌穴群		H9. 3. 11
		藤沢熊野神社の二本スギ	2本	H9. 4. 28
		田戸十二社の二本スギ	2本	H9. 4. 28
		白倉のカスミザクラ	1本	H10. 4. 27
		程島 下の行者の大ケヤキ	1本	H22. 3. 18
		葎沢十二社の大スギ	1本	H22. 3. 18
		重地大池		H23. 4. 26
		太田島小牧社の大ケヤキ	1本	H24. 3. 22
		名ヶ山の鶴沼池		H26. 3. 14
十日町市 指定地域 文化財 (26件)	地域文化財 (26件)	松代城跡		S 45. 8. 7
		蓬平城跡		S 45. 8. 7
		千手観音堂仁王像	2軀	S 54. 6. 23
		鏡ヶ池		S 54. 7. 25
		標旗	1旒	S 55. 4. 11
		苧島の石地藏	1軀	S 56. 2. 26
		洞泉寺の子育て地藏	1軀	S 56. 2. 26
		道元禅師絵伝	双幅	S 56. 2. 26
		犬伏裸太鼓		S 56. 2. 26
		木造不動明王立像	1軀	H1. 12. 14
		神像 (伝善財童子)	3軀	H1. 12. 14
		釈迦涅槃図	1幅	H4. 12. 14
		木造狛犬 (黒倉十二神社)	2軀1対	H3. 2. 1
		西之前遺跡出土品	1括	H3. 2. 1
		木造十王像	10軀	H3. 2. 1
		木造狛犬 (天水越松苧神社)	2軀1対	H3. 2. 1
		上杉塚跡 (管領塚)		H3. 2. 1
		苧島三十三観音像	25軀1括	H7. 12. 5
		木造十王像	6軀	H7. 12. 5
		桔梗原新田用水路絵図	1通	H16. 10. 18
		奴奈川村道路元標	1基	H4. 12. 14
		枯木又のカスミザクラ	1本	H6. 3. 23
		石像道しるべ	3基	H7. 12. 5
		越後アンギン製作技術		H11. 3. 16
		筋平のお葉付イチョウ	1本	H4. 12. 14
		寺田の白フジ	1本	H4. 12. 14

### 3. 上位・関連計画の概要

#### ア. 第二次十日町市総合計画

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 28 年 3 月	対象期間	基本構想：平成 28～37 年度 前期基本計画：平成 28 年～32 年度 後期基本計画：平成 33 年～37 年度																			
目的等	<p>市政運営の基本方針として、市の各種個別計画の最上位に位置付けされる計画で、基本構想と基本計画から構成されている。基本構想は目指すまちの姿や政策の方針が示されており、基本計画は基本構想を具現化するための施策が示されている。</p>																							
全体方針	<p>＜目指すまちの姿＞</p> <p>「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」</p> <p>私たちは、これまで地域に脈々と受け継がれてきた自然、文化、知恵、絆などの財産の価値をさらに高め、また新たな価値や魅力を育てて、愛着と誇りをもって住んでいけるまちを未来に手渡していかなければなりません。</p> <p>そのためには、現在の市民のみならず、未来の市民や他のまちで暮らしている人からも十日町市が住みたいまちとして選ばれることが重要です。さらに、国内外の人たちが、十日町市を魅力的な観光地として選んだり、十日町市の産品を求めたりするなど、誰からも選ばれるまちを目指して、地域の魅力をよりいっそう磨き上げていきます。</p>																							
	<p>＜基本方針と政策＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本方針</th> <th>政策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本方針 1 人にやさしい まちづくり</td> <td>(1) 安心して子どもを産み育てられるまち</td> </tr> <tr> <td>(2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち</td> </tr> <tr> <td>(3) 地域で支え合う福祉のまち</td> </tr> <tr> <td>(4) すべての市民が尊重され活躍できるまち</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">基本方針 2 活力ある元気な まちづくり</td> <td>(1) 怒涛の人の流れで活気あふれるまち</td> </tr> <tr> <td>(2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち</td> </tr> <tr> <td>(3) 力強い産業と雇用を育むまち</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>誰もが自由楽しく学び多様な文化にふれあえるまち</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">基本方針 3 安全・安心な まちづくり</td> <td>(1) 災害に強く安心して暮らせるまち</td> </tr> <tr> <td>(2) 生涯元気で健やかに暮らせるまち</td> </tr> <tr> <td>(3) 環境にやさしく自然と調和するまち</td> </tr> <tr> <td>(4) 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち</td> </tr> <tr> <td>(5) 雪とともに生きるまち</td> </tr> </tbody> </table>					基本方針	政策	基本方針 1 人にやさしい まちづくり	(1) 安心して子どもを産み育てられるまち	(2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち	(3) 地域で支え合う福祉のまち	(4) すべての市民が尊重され活躍できるまち	基本方針 2 活力ある元気な まちづくり	(1) 怒涛の人の流れで活気あふれるまち	(2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち	(3) 力強い産業と雇用を育むまち	(4) <u>誰もが自由楽しく学び多様な文化にふれあえるまち</u>	(5) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち	基本方針 3 安全・安心な まちづくり	(1) 災害に強く安心して暮らせるまち	(2) 生涯元気で健やかに暮らせるまち	(3) 環境にやさしく自然と調和するまち	(4) 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち	(5) 雪とともに生きるまち
	基本方針	政策																						
	基本方針 1 人にやさしい まちづくり	(1) 安心して子どもを産み育てられるまち																						
(2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち																								
(3) 地域で支え合う福祉のまち																								
(4) すべての市民が尊重され活躍できるまち																								
基本方針 2 活力ある元気な まちづくり	(1) 怒涛の人の流れで活気あふれるまち																							
	(2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち																							
	(3) 力強い産業と雇用を育むまち																							
	(4) <u>誰もが自由楽しく学び多様な文化にふれあえるまち</u>																							
	(5) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち																							
基本方針 3 安全・安心な まちづくり	(1) 災害に強く安心して暮らせるまち																							
	(2) 生涯元気で健やかに暮らせるまち																							
	(3) 環境にやさしく自然と調和するまち																							
	(4) 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち																							
	(5) 雪とともに生きるまち																							
<p>＜基本構想＞</p> <p>基本方針 2「活力ある元気なまちづくり」の政策「(4)誰もが自由楽しく学び多様な文化にふれあえるまち」の中に、歴史文化基本構想の策定を含む歴史文化に関連する基本方針が示されている。</p> <p>■誰もが自由楽しく学び多様な文化にふれあえるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の学びに対するニーズを踏まえ、誰もが楽しく充実した時間を過ごせるような学びの場を提供し、学びを通じた人づくりや活力ある地域づくりを推進します。</li> <li>●市民文化ホールの建設等により、音楽・舞台芸術・美術展などの鑑賞や学習成果発表の機会を拡大するなど、文化芸術活動の充実を図ります。</li> <li>●十日町市固有の歴史・文化を保護しながら活用するため、歴史文化基本構想を策定し、日本遺産の認定も視野に入れながら地域文化を発信するとともに、文化発信拠点である新博物館を建設します。</li> <li>●市民の健康増進や体力づくりはもとより、スポーツ交流やスポーツイベントの誘致を図るため、スポーツ施設の整備や気軽に参加できる環境づくりに努めます。</li> </ul>																								
「歴史文化」に関連する内容（1/2）																								

<前期基本計画>

政策「(4)誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち」の施策「③文化財の保護と活用」の中に、歴史文化に関連する施策の方針や展開が示されている。

■施策の方針

十日町市固有の歴史・文化を保護しながら活用するために、歴史文化基本構想を策定し、日本遺産の認定も視野に入れながら地域文化の発信に努めます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に新しい博物館を建設し、国宝・火焰型土器をはじめとする縄文文化や、織物・民俗資料など雪により育まれた地域文化を世界に向けて発信します。

■施策の展開

1. 文化財の保護と活用

①有形・無形の各種文化財の保護と活用を図るため歴史文化基本構想を策定し、地域の誇りや資源として保護・活用するとともに、日本遺産認定を視野に入れ、内外に広く情報発信して誰もが多様な文化にふれあえるまちづくりを目指します。

②縄文時代の国宝を保有する自治体と連携を図り、国宝・火焰型土器をはじめ縄文文化の素晴らしさを広く内外に発信します。

【主要事業】歴史文化基本構想策定事業、縄文文化発信事業

2. 文化財の調査と研究

①考古資料、歴史資料、民俗資料などの資料の収集、整理分析、研究を行い、調査報告書を順次刊行するなど、その成果を広く一般に公開し、活用を図ります。

②歴史的建造物、神楽やまつりなどの伝統芸能や風習についても文化財指定を含め、保存と活用が同時にできる仕組みづくりについて研究していきます。

【主要事業】文化財保護調査事業

3. 文化財施設の整備

①2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される前年までに、縄文文化や地域の生業である織物文化、その文化を育んだ雪文化を中心とした新博物館を建設し、地域活性化を図るとともに、世界に向けて日本文化の魅力を発信します。

②国宝出土地である市指定史跡の笹山遺跡を中核に据えた火焰の都計画を推進し、縄文時代を体験・体感できる施設として計画的に活用していきます。

【主要事業】博物館リニューアル事業、火焰の都整備事業

イ. 十日町市都市計画マスタープラン

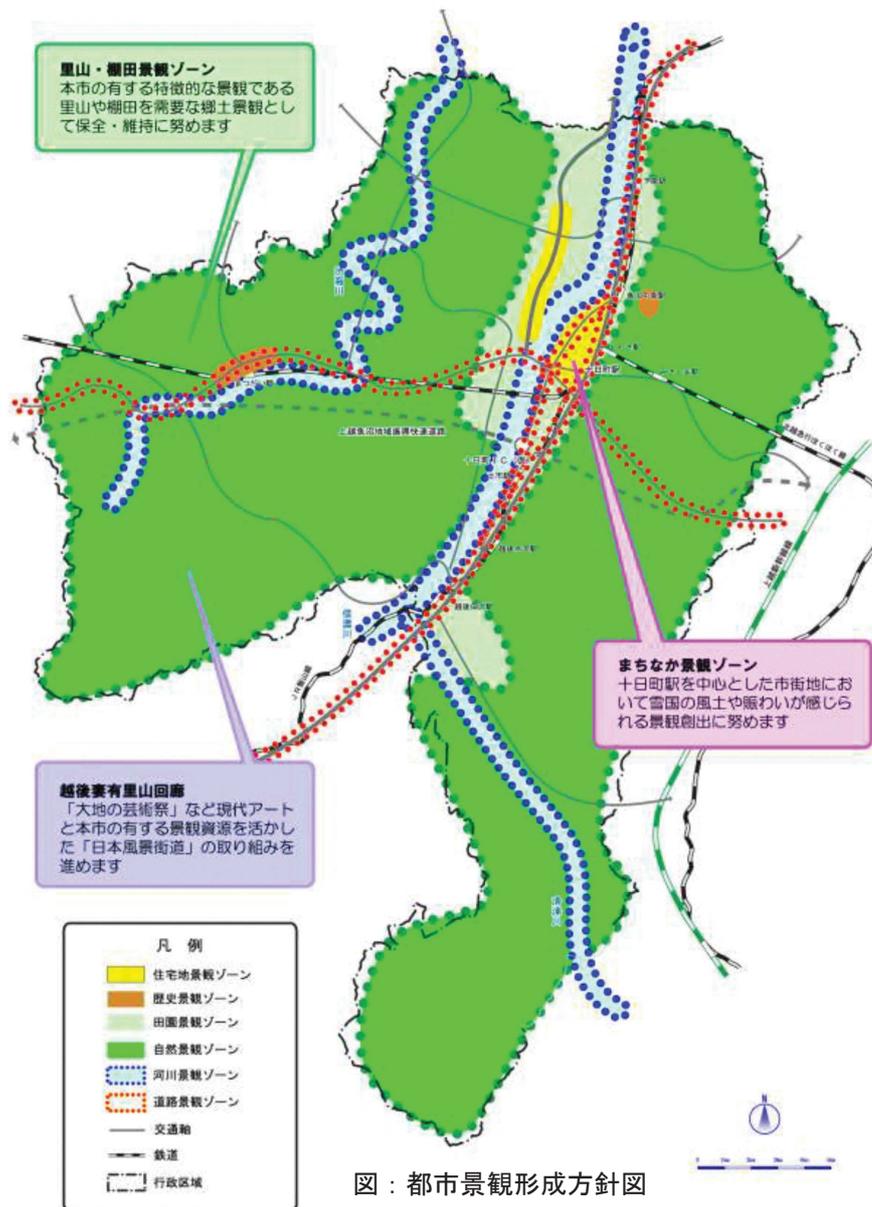
策定者	十日町市	策定・改正年	平成 20 年 3 月	対象期間	平成 20～37 年度
目的等	<p>都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもの。</p> <p>市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標と個別具体の都市計画の方針を定めることにより、十日町市におけるまちづくりの総合的な指針としての役割を果たすもの。</p>				
全体方針	<p>&lt;将来都市像&gt;</p> <p>「人と自然、産業が調和し、住みよさと活気にあふれ 未来へ躍動するまち」</p> <p>&lt;都市づくりの目標&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ふるさとの自然を守り、育て、環境に配慮した都市づくり</li> <li>2) 市民が誇れる新しい雪国文化を創造する都市づくり</li> <li>3) 誰もが安心して暮らせる安全な都市づくり</li> <li>4) まちが生き生きと活気に満ち、快適に暮らせる居住環境づくり</li> <li>5) 夢と希望にあふれた活力ある産業が育つ都市づくり</li> </ol> </div>				
「歴史文化」に関連する内容（1/4）	<p>&lt;都市づくりの方針&gt;</p> <p>都市づくりの方針の中で「都市景観形成・文化財保全の方針」として文化財保全に関連する基本的な考え方や、整備方針が示されている。</p> <p><b>■都市景観形成・文化財保全の方針</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>本市は、雪ときもの文化の歴史を伝える街並みや松之山古道、棚田、里山の現代アートなど、個性豊かな資源を有しており、本市固有の景観が形成されています。これらの景観の保全を目指します。</p> <p>&lt;整備方針&gt;</p> <p>○自然景観の保全（自然景観ゾーン・河川景観ゾーン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信濃川や清津川、渋海川等の良好な河川景観や峡谷、市域を取り巻く山地・丘陵地の森林景観の保全に努めます。</li> </ul> <p>○里山の棚田や農村景観の保全（里山・棚田景観ゾーン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四季折々に美しい風景の棚田景観や里山の集落景観について、大切な郷土景観として保全・維持に努めます。</li> </ul> <p>○田園集落景観の保全（田園景観ゾーン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まとまりのある農地と農村集落が一体となって形成されている田園集落景観については、ふるさとの風景を伝える貴重な景観として保全するとともに、良好な景観を損なうことのないよう、適切な管理・誘導に努めます。</li> </ul> <p>○中心市街地等における風土や賑わいを感じる景観の形成（まちなか景観ゾーン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地において、雪国の文化や風土等が感じられる地域に根ざした景観形成や、多くの人々が集まり、憩うといった賑わいを感じる景観の創出を図ります。</li> </ul> <p>○旧街道沿いや文化財周辺の歴史的景観の保全、育成（歴史景観ゾーン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松之山街道や文化財周辺の歴史的な景観の保全に努めるとともに、市内に点在する歴史的建造物等について、貴重な歴史文化的な景観資源として保全に努めます。</li> </ul> <p>○幹線道路沿道の秩序ある景観形成（道路景観ゾーン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道117号や253号、都市計画道路高山太子堂線等の沿道において、建築物や屋外広告物の適切な規制誘導等により、周辺の田園景観等に調和し、秩序ある街なみ景観の形成を促進します。また、都市景観に大きな影響を及ぼす架空線についても地中化を促進します。</li> </ul> <p>○個性やうるおいを感じる住宅地景観の形成（住宅地景観ゾーン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低層戸建を中心に形成されている住宅地については、地域の歴史や水と緑の環境等と調和した個性やうるおいを感じる住宅地の景観形成を図ります。</li> <li>・まちなかの和の雰囲気を残している住宅地については、街並みと調和した建物の意匠や色彩等の適切な誘導を図ります。</li> </ul> <p>○景観条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十日町市が有する良好な景観を保全、育成するとともに、地域住民が主体となった景観形成に向けた取り組みを支援するために、景観条例の制定に向けた検討を進めます。</li> </ul> </div>				

○新たな景観の育成

- ・「大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレ」において創出される様々な現代アートについて、自然と調和した優れた作品は、本市の新たな景観資源として育成し、地域内外に広く発信していきます。
- ・日本風景街道（シーニックバイウェイ・ジャパン）に認定された越後妻有里山回廊について、地域住民との協働により国道県道沿道の整備と景観の保全を推進します。

○文化財の保護

- ・本市の有する有形、無形の各種文化財の保護と活用を図るため、情報の蓄積と整備、人材育成に努めます。
- ・市内に点在する文化財施設の機能拡充に努めるとともに、積極的な活用に向けた施策検討を進めます。



また、「地域コミュニティ活性化の方針」の中にも歴史文化に関連する方針が示されている。

■地域コミュニティ活性化の方針（歴史文化に関連する方針のみ抜粋）

○街なかコミュニティの活性化（抜粋）

- ・地域の祭りや防災訓練等の活動を通じて地域のつながりを強化し、コミュニティの活性化を図ります。

○中山間集落コミュニティの維持・活性化（抜粋）

- ・中山間集落の伝統行事や郷土芸能を市の内外に広く紹介し、継承のための環境づくりや人材育成を進めるほか、住民が地区の文化に誇りと愛着を持てるよう、その伝統行事を支援していきます。

＜地域別構想＞

地域別構想の中で各地域の「都市景観形成・文化財保全の方針」が示されている。



図：地域区分図

■ 下条地域

- 慶地の棚田景観や伝統的な里山の農村風景の保全に努めます。
- 地域内に広がる緑豊かな田園風景について、良好な郷土景観として維持・保全に努めます。
- 新保大寺節をはじめとする多くの地域の宝や歴史、文化の保全に努めます。

■ 中条地域

- 大井田城跡や中世の砦群等の歴史資源を保全するとともに、先人の営みを今に伝える優れた歴史的景観の保全に努めます。
- 伝統的な里山の農村風景や緑豊かな田園景観の保全に努めます。
- 笹山遺跡、神宮寺観音堂・山門等の地域を代表する文化財の保全と良好な管理を行います。

■ 十日町地域

- JR十日町駅周辺において、人々が集散する拠点にふさわしく、また、地域の顔となる景観形成を図ります。
- 中心商店街において、まちの魅力を高め、賑わいが感じられる景観形成を図ります。
- 寺町通り（西寺町地内）については、回遊性を備え、自動車と共存した歩行空間整備を行い、賑わいと風情ある景観創出に努めます。
- 雪国文化の継承・発展に努めるとともに、雪国文化の雰囲気を感じられる景観形成を図ります。
- 雪に似合う景観づくりや、きものが似合う情緒ある街並み形成を図ります。

■ 十日町西地域

- JR十日町駅西口において、地域の顔となる景観形成を図ります。
- 信濃川、中沢川について、親水性ある水辺空間として整備を推進し、親しみある河川景観の形成を図ります。
- 都市計画道路高山太子堂線の沿道において、建築物や屋外広告物の適切な規制誘導等により、周辺環境に調和した秩序ある沿道景観の形成を図ります。
- 博物館・情報館・総合体育館を生かしたうるおいのある文教空間の形成に努めます。

■ 十日町南地域

- 国道117号や253号、上越魚沼地域振興快速道路沿道において、周辺環境と調和した秩序ある沿道景観の形成を図ります。
- 伝統的な里山の農村風景の保全に努めます。
- 地域内に広がる緑豊かな田園風景について、良好な郷土景観として維持・保全に努めます。
- 川治地区内に残る旧善光寺街道も貴重な文化資源として保全に努めます。

### ■吉田地域

- 河岸段丘上の田園景観の保全・育成を図ります。
- 信濃川や市街地の夜景、魚沼丘陵を望む眺望点を選定し、眺望空間の整備を図ります。
- 河岸段丘上に位置する小泉地区において、自然環境に囲まれたうまい豊かな住宅地景観の形成を図ります。

### ■水沢地域

- 信濃川とその河岸段丘、西部及び東部の山並みを背景とした田園景観を保全するとともに、市街地周辺において、都市的な景観との調和に努めます。
- 豊かな自然に包まれた里山の農村風景の保全に努めます。
- 当間高原リゾートについて、魅力あるリゾート地にふさわしい良好な景観形成を図ります。
- 国道117号沿道において、リゾート施設への玄関口にふさわしい、良好な街並み景観の形成を図ります。

### ■川西地域

- 信濃川沿いの斜面緑地の景観保全に努めるとともに、西部の山並みを背景とした市街地周辺部に広がる田園景観は、信濃川の河岸段丘と調和した特徴ある良好な景観を形成していることから、将来にわたり保全していきます。
- 市街地内及び周辺に分布する既存の緑地空間は、都市生活にうまいを与える貴重な景観資源でもあり、保全と良好な景観形成を推進します。
- 茅葺き屋根の家と棚田が点在する小白倉集落など、伝統的な集落景観の保全に努めます。
- 節黒城跡、国指定重要文化財星名家住宅、千手観音、西永寺、赤谷十二社の大ケヤキ等の地域の文化財の保全と管理の徹底に努めます。

### ■中里地域

- 景観条例等の検討により、清津峡等の本地域の優れた自然環境及び景観の保全を図ります。
- 信濃川とその河岸段丘、西部及び東部の山並みを背景とした集落周辺に広がる田園によって形成される景観は、地域を特徴付ける景観であり、将来にわたり保全していきます。
- 角間の棚田景観をはじめ、自然豊かな里山の農村風景、緑豊かな田園景観の保全に努めます。
- 国道117号沿いにおいて、秩序ある沿道景観の形成を図ります。
- 河岸段丘上に点在する壬・田沢・中林等の縄文草創期遺跡群は、全国レベルで学術的価値が高く、将来に向けた保全に努めます。

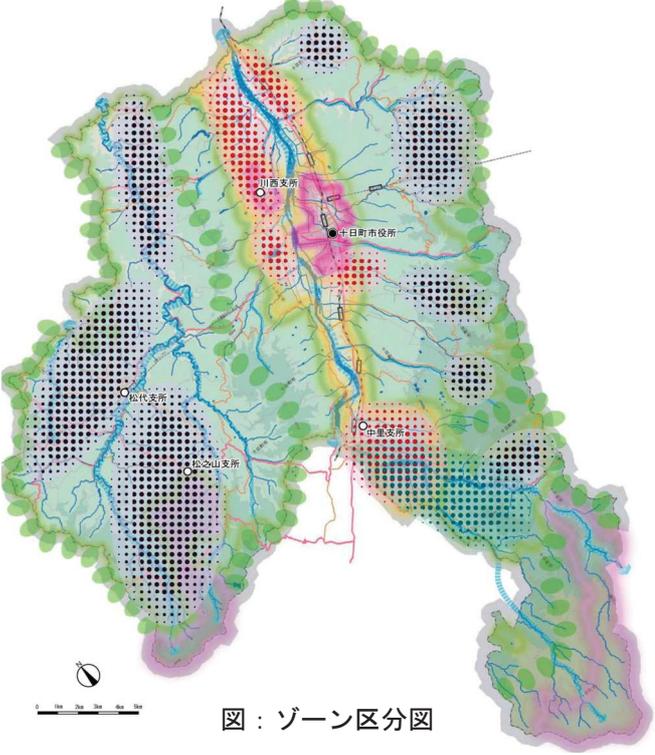
### ■松代地域

- 「歴史の道百選」に選定されている松之山街道を保全していくとともに、歴史的な雰囲気をも引き立てる景観形成を推進します。
- 星峠の棚田、蒲生の棚田、儀明の棚田など、地域内に点在する棚田群について、耕作放棄地の防止に努め、良好な棚田景観を保全・育成します。
- 松茸神社、室野城跡、郷土資料館（旧室岡邸）等の地域の文化財の保全と管理徹底に努めます。
- 「大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレ」において創出される様々な現代アートについては、景観形成に配慮しながら観光や交流プログラム等に活用します。

### ■松之山地域

- 日本の棚田百選に認定されている狐塚の棚田など、地域内に点在する棚田について、耕作放棄の防止に努め、良好な棚田景観を保全育成します。
- 紅葉した山々や棚田の風景等が眺望できる宝溪谷の眺望スポットと眺望景観の保全に努めます。
- 周辺の美しい自然環境等と調和した松之山温泉の情緒ある温泉地景観の形成を図ります。
- 大棟山美術博物館、鏡が池、管領塚地域の由緒ある史跡の保全と管理徹底に努めます。

ウ. 十日町市農村環境計画

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 22 年 3 月	対象期間	平成 22 年度～										
目的等	農村地域において環境配慮や環境保全が適切に行われるための目標や方針等を示すことを目的として策定するものであり、環境配慮・環境保全の「マスタープラン」となる計画。														
全体方針	<p>&lt;環境保全の基本方針&gt;</p> <p>環境保全の総合目標を「雪国に広がる自然と共生した美しい里 とおかまち」とし、環境配慮や環境保全を適切に行うため、3つの環境保全の基本方針が設定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>環境保全の基本方針 1（自然環境）</b> 人と野生生物とが適正に共生できる環境づくりと多面的機能の発揮により豊かな自然を守る</p> <p><b>環境保全の基本方針 2（社会環境）</b> 農村の魅力を高めて、地域社会の協働を進め、都市との交流を通じて環境を大切にする社会を構築する</p> <p><b>環境保全の基本方針 3（生産環境）</b> 環境にやさしい農法による安全でおいしい農産物の供給体制と持続可能な農業を確立する</p> </div>														
「歴史文化」に関連する内容	<p>本計画では、資源（文化財や観光施設等の地域資源）が集中している、地域がまとまって活動している等の特徴の際立っている箇所をゾーンに設定し、ゾーン毎に農業環境や自然環境、景観に関する取組みを定めている。</p>		 <p>図：ゾーン区分図</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ゾーン区分</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全型農業推進ゾーン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化的景観保全ゾーン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊かな溪流環境創造ゾーン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ゾーン区分		名称	凡例	環境保全型農業推進ゾーン		文化的景観保全ゾーン		豊かな溪流環境創造ゾーン				
ゾーン区分															
名称	凡例														
環境保全型農業推進ゾーン															
文化的景観保全ゾーン															
豊かな溪流環境創造ゾーン															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ゾーン</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全型農業推進ゾーン</td> <td>農地・水・環境保全向上対策の取り組みにより、地域ぐるみで、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する米作りを実施している地域。 このような取り組みの周辺地域への波及を図るとともに、農業環境の指標ともいえる、田園の緑地や水辺の生き物にも配慮した農業の展開も図っていく。</td> </tr> <tr> <td>文化的景観保全ゾーン</td> <td>棚田や、「瀬替え」がまとまって点在している地域。地域内には水源のかん養機能を持ち、多様な植生のみられる、自然豊かな「ブナ林」も多く残されている。 自然との共生の中で育んできた「ふるさとの風景」の保全・配慮に努め、文化的景観の形成を図っていく。</td> </tr> <tr> <td>豊かな溪流環境創造ゾーン</td> <td>清津川の流域地域は清津峡、七ツ釜、小松原湿原などの豊かな自然環境に恵まれ、住民や各種団体の協力による河川環境保全に先進的に取り組んでいる地域。 清津川水系の豊かな自然環境を保全するとともに、自然の恵み(河川景観・親水・川魚漁等)を多くの人々が享受できるような河川環境の創出を図っていく。</td> </tr> </tbody> </table>		ゾーン	概要	環境保全型農業推進ゾーン	農地・水・環境保全向上対策の取り組みにより、地域ぐるみで、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する米作りを実施している地域。 このような取り組みの周辺地域への波及を図るとともに、農業環境の指標ともいえる、田園の緑地や水辺の生き物にも配慮した農業の展開も図っていく。	文化的景観保全ゾーン	棚田や、「瀬替え」がまとまって点在している地域。地域内には水源のかん養機能を持ち、多様な植生のみられる、自然豊かな「ブナ林」も多く残されている。 自然との共生の中で育んできた「ふるさとの風景」の保全・配慮に努め、文化的景観の形成を図っていく。	豊かな溪流環境創造ゾーン	清津川の流域地域は清津峡、七ツ釜、小松原湿原などの豊かな自然環境に恵まれ、住民や各種団体の協力による河川環境保全に先進的に取り組んでいる地域。 清津川水系の豊かな自然環境を保全するとともに、自然の恵み(河川景観・親水・川魚漁等)を多くの人々が享受できるような河川環境の創出を図っていく。					
ゾーン	概要														
環境保全型農業推進ゾーン	農地・水・環境保全向上対策の取り組みにより、地域ぐるみで、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する米作りを実施している地域。 このような取り組みの周辺地域への波及を図るとともに、農業環境の指標ともいえる、田園の緑地や水辺の生き物にも配慮した農業の展開も図っていく。														
文化的景観保全ゾーン	棚田や、「瀬替え」がまとまって点在している地域。地域内には水源のかん養機能を持ち、多様な植生のみられる、自然豊かな「ブナ林」も多く残されている。 自然との共生の中で育んできた「ふるさとの風景」の保全・配慮に努め、文化的景観の形成を図っていく。														
豊かな溪流環境創造ゾーン	清津川の流域地域は清津峡、七ツ釜、小松原湿原などの豊かな自然環境に恵まれ、住民や各種団体の協力による河川環境保全に先進的に取り組んでいる地域。 清津川水系の豊かな自然環境を保全するとともに、自然の恵み(河川景観・親水・川魚漁等)を多くの人々が享受できるような河川環境の創出を図っていく。														

## エ. 十日町市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 27 年 10 月	対象期間	平成 27～31 年度																						
目的等	<p>まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「十日町市人口ビジョン」に示された十日町市の人口動向の現状や課題、目指すべき将来の方向性、人口の将来展望を踏まえ、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示すもの。</p>																										
全体方針	<p>&lt;基本目標と基本的方向&gt; 人口減少の克服と地域活力の向上に向けて、4 つの基本目標と基本的方向が設定されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本目標</th> <th>基本的方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">I</td> <td rowspan="3">安定した就業の場を増やす</td> <td>①農業の競争力強化</td> </tr> <tr> <td>②地場産業の活性化</td> </tr> <tr> <td>③新規創業の支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">II</td> <td rowspan="3">結婚・出産・子育ての希望をかなえる</td> <td>①男女の出会いや結婚の支援</td> </tr> <tr> <td>②出産・子育て環境の整備・充実</td> </tr> <tr> <td>③仕事と家庭の両立の実現</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">III</td> <td rowspan="3">地域の魅力を更に磨き、選ばれるまちを目指す</td> <td>①都市部からの移住促進</td> </tr> <tr> <td>②地域の魅力を活かした交流の促進</td> </tr> <tr> <td>③郷土愛の育成・十日町ファンの拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">IV</td> <td rowspan="2">安心して暮らせる時代に合った地域をつくる</td> <td>①時代に合った地域づくり</td> </tr> <tr> <td>②安心して暮らせる地域づくり</td> </tr> </tbody> </table>					基本目標		基本的方向	I	安定した就業の場を増やす	①農業の競争力強化	②地場産業の活性化	③新規創業の支援	II	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	①男女の出会いや結婚の支援	②出産・子育て環境の整備・充実	③仕事と家庭の両立の実現	III	地域の魅力を更に磨き、選ばれるまちを目指す	①都市部からの移住促進	②地域の魅力を活かした交流の促進	③郷土愛の育成・十日町ファンの拡大	IV	安心して暮らせる時代に合った地域をつくる	①時代に合った地域づくり	②安心して暮らせる地域づくり
	基本目標		基本的方向																								
	I	安定した就業の場を増やす	①農業の競争力強化																								
			②地場産業の活性化																								
			③新規創業の支援																								
II	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	①男女の出会いや結婚の支援																									
		②出産・子育て環境の整備・充実																									
		③仕事と家庭の両立の実現																									
III	地域の魅力を更に磨き、選ばれるまちを目指す	①都市部からの移住促進																									
		②地域の魅力を活かした交流の促進																									
		③郷土愛の育成・十日町ファンの拡大																									
IV	安心して暮らせる時代に合った地域をつくる	①時代に合った地域づくり																									
		②安心して暮らせる地域づくり																									
「歴史文化」に関連する内容	<p>基本目標Ⅲの基本的方向「②地域の魅力を活かした交流の促進」「③郷土愛の育成・十日町ファンの拡大」の中で、歴史文化に関連する具体的な施策が示されている。</p> <p>■基本的方向「②地域の魅力を活かした交流の促進」の概要・目的と具体的な施策</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>&lt;概要・目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十日町市の魅力を活かし、友好都市や都市部との交流を図ります。<u>地域の特性を活かした体験プログラムづくりや雪国観光圏など広域的な観光事業</u>、スポーツを通じた交流活動を支援します。</li> <li>大地の芸術祭は、現代アートを活用した地域づくりモデルとして国内外から高い評価を受けています。地域活性化や「協働のまちづくり」の観点から多くの市民の参加を促すとともに、「大地の芸術祭の里ブランド」の構築や外国人誘客を推進するため、観光情報の発信、受入れ態勢を強化します。</li> </ul> <p>&lt;具体的な施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外国人観光客の誘客促進</li> <li>都市部との交流促進</li> <li>体験型観光や広域観光の推進</li> <li>スポーツ交流の促進</li> <li>大地の芸術祭の推進</li> </ol> </td> </tr> </table>					<p>&lt;概要・目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十日町市の魅力を活かし、友好都市や都市部との交流を図ります。<u>地域の特性を活かした体験プログラムづくりや雪国観光圏など広域的な観光事業</u>、スポーツを通じた交流活動を支援します。</li> <li>大地の芸術祭は、現代アートを活用した地域づくりモデルとして国内外から高い評価を受けています。地域活性化や「協働のまちづくり」の観点から多くの市民の参加を促すとともに、「大地の芸術祭の里ブランド」の構築や外国人誘客を推進するため、観光情報の発信、受入れ態勢を強化します。</li> </ul> <p>&lt;具体的な施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外国人観光客の誘客促進</li> <li>都市部との交流促進</li> <li>体験型観光や広域観光の推進</li> <li>スポーツ交流の促進</li> <li>大地の芸術祭の推進</li> </ol>																					
	<p>&lt;概要・目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十日町市の魅力を活かし、友好都市や都市部との交流を図ります。<u>地域の特性を活かした体験プログラムづくりや雪国観光圏など広域的な観光事業</u>、スポーツを通じた交流活動を支援します。</li> <li>大地の芸術祭は、現代アートを活用した地域づくりモデルとして国内外から高い評価を受けています。地域活性化や「協働のまちづくり」の観点から多くの市民の参加を促すとともに、「大地の芸術祭の里ブランド」の構築や外国人誘客を推進するため、観光情報の発信、受入れ態勢を強化します。</li> </ul> <p>&lt;具体的な施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外国人観光客の誘客促進</li> <li>都市部との交流促進</li> <li>体験型観光や広域観光の推進</li> <li>スポーツ交流の促進</li> <li>大地の芸術祭の推進</li> </ol>																										
<p>■基本的方向「③郷土愛の育成・十日町ファンの拡大」の概要・目的と具体的な施策</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>&lt;概要・目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさとを愛する心を育むため、<u>地域資源の活用に加え、新たな教材の導入・活用や、親子で学ぶキャリア教育の更なる充実</u>を図ります。</li> <li>十日町市に魅力を感じ、大切に考えて応援してくれる人々との絆を深めるため、出身者団体や友好都市などの交流ネットワークの推進を図ります。</li> <li>大地の芸術祭の運営をサポートする地元サポーターの拡大・育成やオフィシャルサポーターの各種活動のバックアップを行います。</li> </ul> <p>&lt;具体的な施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ふるさとを愛する地域教育の充実</li> <li>郷人会との連携促進</li> <li>大地の芸術祭サポーターの活動促進</li> </ol> </td> </tr> </table>					<p>&lt;概要・目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさとを愛する心を育むため、<u>地域資源の活用に加え、新たな教材の導入・活用や、親子で学ぶキャリア教育の更なる充実</u>を図ります。</li> <li>十日町市に魅力を感じ、大切に考えて応援してくれる人々との絆を深めるため、出身者団体や友好都市などの交流ネットワークの推進を図ります。</li> <li>大地の芸術祭の運営をサポートする地元サポーターの拡大・育成やオフィシャルサポーターの各種活動のバックアップを行います。</li> </ul> <p>&lt;具体的な施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ふるさとを愛する地域教育の充実</li> <li>郷人会との連携促進</li> <li>大地の芸術祭サポーターの活動促進</li> </ol>																						
<p>&lt;概要・目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさとを愛する心を育むため、<u>地域資源の活用に加え、新たな教材の導入・活用や、親子で学ぶキャリア教育の更なる充実</u>を図ります。</li> <li>十日町市に魅力を感じ、大切に考えて応援してくれる人々との絆を深めるため、出身者団体や友好都市などの交流ネットワークの推進を図ります。</li> <li>大地の芸術祭の運営をサポートする地元サポーターの拡大・育成やオフィシャルサポーターの各種活動のバックアップを行います。</li> </ul> <p>&lt;具体的な施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ふるさとを愛する地域教育の充実</li> <li>郷人会との連携促進</li> <li>大地の芸術祭サポーターの活動促進</li> </ol>																											

オ. 第3次十日町市生涯学習推進基本計画

策定者	十日町市教育委員会	策定・改正年	平成28年10月	対象期間	平成28～32年度												
目的等	平成24年に策定された第2次十日町市生涯学習推進基本計画の成果を踏まえ、これからの学び、地域づくり、人づくりのための基本方向を示すために策定するもので、教育機関、地域団体、民間企業などと連携を図りながら市民の生涯学習を効果的に推進するための指針とするもの。																
全体方針	<p>&lt;基本目標と施策の柱&gt;</p> <p>基本理念「はぐくみ 支えあい 学びあう 元気なまちづくり」の実現ため、3つ基本目標と施策の柱が設定されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>施策の柱</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本目標Ⅰ いつでも、どこでも、誰でも学びあい</td> <td>施策の柱1 生涯にわたる学習 機会の充実</td> <td>①家庭教育の充実 ②学校教育の充実 ③社会教育の充実</td> </tr> <tr> <td>基本目標Ⅱ 気づき、学び、行動する地域づくり</td> <td>施策の柱2 多様な学習活動の 充実</td> <td>①生涯スポーツ・健康づくりの推進 ②文化・芸術活動の推進 ③現代的な課題への取組</td> </tr> <tr> <td>基本目標Ⅲ みんなが学びあう環境づくり</td> <td>施策の柱3 生涯学習推進体制 の整備</td> <td>①学習成果活用のための環境整備・生涯学習推進のための人材育成 ②学習情報提供・学習相談体制の充実 ③生涯学習関係施設の整備 ④地域社会全体で学ぶ環境づくり</td> </tr> </tbody> </table>					基本目標	施策の柱	施策の方向	基本目標Ⅰ いつでも、どこでも、誰でも学びあい	施策の柱1 生涯にわたる学習 機会の充実	①家庭教育の充実 ②学校教育の充実 ③社会教育の充実	基本目標Ⅱ 気づき、学び、行動する地域づくり	施策の柱2 多様な学習活動の 充実	①生涯スポーツ・健康づくりの推進 ②文化・芸術活動の推進 ③現代的な課題への取組	基本目標Ⅲ みんなが学びあう環境づくり	施策の柱3 生涯学習推進体制 の整備	①学習成果活用のための環境整備・生涯学習推進のための人材育成 ②学習情報提供・学習相談体制の充実 ③生涯学習関係施設の整備 ④地域社会全体で学ぶ環境づくり
	基本目標	施策の柱	施策の方向														
	基本目標Ⅰ いつでも、どこでも、誰でも学びあい	施策の柱1 生涯にわたる学習 機会の充実	①家庭教育の充実 ②学校教育の充実 ③社会教育の充実														
	基本目標Ⅱ 気づき、学び、行動する地域づくり	施策の柱2 多様な学習活動の 充実	①生涯スポーツ・健康づくりの推進 ②文化・芸術活動の推進 ③現代的な課題への取組														
基本目標Ⅲ みんなが学びあう環境づくり	施策の柱3 生涯学習推進体制 の整備	①学習成果活用のための環境整備・生涯学習推進のための人材育成 ②学習情報提供・学習相談体制の充実 ③生涯学習関係施設の整備 ④地域社会全体で学ぶ環境づくり															
<p>施策の柱2の「②文化・芸術活動の推進」の中で、歴史文化基本構想の策定を含めた歴史文化に関連する施策の方向が示されている。</p> <p>■「②文化・芸術活動の推進」の施策の方向</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>◆文化財の保存・活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護の基本的な構想として、平成29年末までに十日町市歴史文化基本構想を策定し、地域型での日本遺産認定を目指します。</li> <li>国宝・火焰型土器をはじめ、縄文文化の素晴らしさを広く内外に発信します。</li> <li>新博物館を建設し、文化財の保存・活用を推進します。</li> <li>地域の歴史や文化財を中心に、地域課題の掘り起こしを行う学習機会を提供します。</li> <li>博物館友の会「研究グループ」、「十日町市古文書整理ボランティア」、「笹山遺跡ボランティア」の活動を支援するとともに、市民ボランティアを活用し、博物館・情報館資料を協働して整理し、有効活用を図ります。</li> </ul> <p>◆市民の芸術文化活動の推進</p> <p>○芸術文化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アートのかおるまちづくり事業を継続し、市民の芸術活動を推進します。また、インターネット等を通じて石彫作品を積極的にPRします。</li> <li>優れた音楽や美術作品などの鑑賞の機会を創出し、県展の誘致、市美術展の開催、市民音楽祭、市民演劇祭などの開催支援を行い、芸術文化意識の醸成を図ります。</li> </ul> <p>○（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館建設の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年秋の完成を目指して（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館を建設し、学習・発表・交流の機能を生かしながら、市民交流センター・市民活動センター等の関連施設と連携して市民の芸術文化活動を推進するとともに、市民の利用増進を図るためより良い管理運営に努めます。</li> </ul> <p>◆伝統文化の保存・継承と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が伝統文化に触れる機会を増やして、保存継承のための理解を促します。</li> <li>伝統文化の伝承者（団体）による、保存芸能に関する学習機会を小中学校や公民館などで開催し、次世代の継承者を育成していきます。</li> <li>文化協会連合会等と連携しながら、市内の伝統文化保存団体への活動支援を行います。</li> </ul> </td> </tr> </table>						<p>◆文化財の保存・活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護の基本的な構想として、平成29年末までに十日町市歴史文化基本構想を策定し、地域型での日本遺産認定を目指します。</li> <li>国宝・火焰型土器をはじめ、縄文文化の素晴らしさを広く内外に発信します。</li> <li>新博物館を建設し、文化財の保存・活用を推進します。</li> <li>地域の歴史や文化財を中心に、地域課題の掘り起こしを行う学習機会を提供します。</li> <li>博物館友の会「研究グループ」、「十日町市古文書整理ボランティア」、「笹山遺跡ボランティア」の活動を支援するとともに、市民ボランティアを活用し、博物館・情報館資料を協働して整理し、有効活用を図ります。</li> </ul> <p>◆市民の芸術文化活動の推進</p> <p>○芸術文化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アートのかおるまちづくり事業を継続し、市民の芸術活動を推進します。また、インターネット等を通じて石彫作品を積極的にPRします。</li> <li>優れた音楽や美術作品などの鑑賞の機会を創出し、県展の誘致、市美術展の開催、市民音楽祭、市民演劇祭などの開催支援を行い、芸術文化意識の醸成を図ります。</li> </ul> <p>○（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館建設の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年秋の完成を目指して（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館を建設し、学習・発表・交流の機能を生かしながら、市民交流センター・市民活動センター等の関連施設と連携して市民の芸術文化活動を推進するとともに、市民の利用増進を図るためより良い管理運営に努めます。</li> </ul> <p>◆伝統文化の保存・継承と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が伝統文化に触れる機会を増やして、保存継承のための理解を促します。</li> <li>伝統文化の伝承者（団体）による、保存芸能に関する学習機会を小中学校や公民館などで開催し、次世代の継承者を育成していきます。</li> <li>文化協会連合会等と連携しながら、市内の伝統文化保存団体への活動支援を行います。</li> </ul>											
<p>◆文化財の保存・活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護の基本的な構想として、平成29年末までに十日町市歴史文化基本構想を策定し、地域型での日本遺産認定を目指します。</li> <li>国宝・火焰型土器をはじめ、縄文文化の素晴らしさを広く内外に発信します。</li> <li>新博物館を建設し、文化財の保存・活用を推進します。</li> <li>地域の歴史や文化財を中心に、地域課題の掘り起こしを行う学習機会を提供します。</li> <li>博物館友の会「研究グループ」、「十日町市古文書整理ボランティア」、「笹山遺跡ボランティア」の活動を支援するとともに、市民ボランティアを活用し、博物館・情報館資料を協働して整理し、有効活用を図ります。</li> </ul> <p>◆市民の芸術文化活動の推進</p> <p>○芸術文化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アートのかおるまちづくり事業を継続し、市民の芸術活動を推進します。また、インターネット等を通じて石彫作品を積極的にPRします。</li> <li>優れた音楽や美術作品などの鑑賞の機会を創出し、県展の誘致、市美術展の開催、市民音楽祭、市民演劇祭などの開催支援を行い、芸術文化意識の醸成を図ります。</li> </ul> <p>○（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館建設の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年秋の完成を目指して（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館を建設し、学習・発表・交流の機能を生かしながら、市民交流センター・市民活動センター等の関連施設と連携して市民の芸術文化活動を推進するとともに、市民の利用増進を図るためより良い管理運営に努めます。</li> </ul> <p>◆伝統文化の保存・継承と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が伝統文化に触れる機会を増やして、保存継承のための理解を促します。</li> <li>伝統文化の伝承者（団体）による、保存芸能に関する学習機会を小中学校や公民館などで開催し、次世代の継承者を育成していきます。</li> <li>文化協会連合会等と連携しながら、市内の伝統文化保存団体への活動支援を行います。</li> </ul>																	
「歴史文化」に関連する内容																	

カ. 第二次十日町市環境基本計画

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 29 年 3 月	対象期間	平成 28～37 年度
目的等	<p>「十日町市住みよい環境づくり条例」に定める環境の保全に関する基本理念の実現に向け、十日町市が実施する環境施策の具体的な展開内容と市民及び事業者の環境配慮指針を定めるために策定するもの。</p>				
全体方針	<p>&lt;環境目標と方針&gt;</p> <p>十日町市が目指す環境像である「緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち」の実現に向けて、5つの環境目標が設定され、それぞれの方針が示されている。</p>				
	環境目標		方針		
	環境目標 1 人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり	方針 1	すべての生命を育む大地の保全		
		方針 2	生物多様性保全と持続的な利用		
		方針 3	命が繋がりあう棚田・里山の継承		
	環境目標 2 安心して暮らせる生活環境づくり	方針 1	公害のないまちづくりの推進		
		方針 2	災害に強く安心して暮らせるまちづくりの促進		
	方針 3	美しい環境を守り、育てる活動の促進			
環境目標 3 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり	方針 1	身近に自然と親しめる緑地・水辺環境の整備			
	方針 2	克雪・利雪対策の充実			
	方針 3	地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成			
環境目標 4 環境負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり	方針 1	再生可能エネルギーの最大限の創出			
	方針 2	省エネルギー・省資源化の促進			
	方針 3	ごみ減量化・リサイクルの推進			
	方針 4	地球温暖化対策の推進			
環境目標 5 一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり	方針 1	環境保全に対する意識啓発			
	方針 2	環境保全に対する市民・事業者・行政の協働			
	方針 3	環境に対する地域コミュニティの醸成			
	方針 4	環境に関する情報発信			
「歴史文化」に関連する内容	<p>環境目標 3「心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり」の方針 3「地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成」の中で、歴史文化基本構想の策定を含めた歴史文化に関連する方針・施策が示されている。</p>				
	<p>■方針 3「地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成」の施策</p>				
	施策		施策概要		
	施策 1 街並み景観の整備	<p>●十日町市中心市街地活性化計画に基づく各種事業や街並み景観再生事業を活用し、<u>地域の歴史・文化などを反映した街並みの形成を促進</u>します。</p>			
施策 2 農村景観の保全・形成	<p>●中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等の活用により、<u>農村景観の保全・形成を推進</u>します。</p>				
施策 3 歴史・文化遺産の保存と活用	<p>●<u>有形・無形の各種文化財の保護と活用を図るため歴史文化基本構想を策定し、地域の誇りや資源として保護・活用</u>するとともに、日本遺産認定を視野に入れ、内外に広く情報発信して誰もが多様な文化にふれあえるまちづくりを目指します。</p> <p>●<u>国宝出土地である市指定史跡の笹山遺跡を中核に据えた火焰の都計画を推進し、縄文時代を体験・体感できる施設として計画的に活用</u>していきます。</p> <p>●<u>歴史的建造物、神楽やまつりなどの伝統芸能や風習についても文化財指定を含め、保存と活用が同時にできる仕組みづくりについて研究</u>していきます。</p>				

キ. 十日町市中心市街地活性化基本計画

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 29 年 3 月 (変更)	対象期間	平成 25～29 年度
目的等	<p>中心市街地に活力を取り戻し、まちなかにぎわいを、十日町市の元気へつなげていくことで「選ばれて住み継がれる十日町市」を創り出すために、市民・事業者・関係団体・行政などが今後概ね5年間の間に取り組む事業を計画としてまとめたもの。</p>				
全体方針	<p>&lt;基本理念と基本方針&gt;</p> <p>活性化の基本理念を『「新たなにぎわい」に満ちた「魅力あるまち」の創造～“安心・快適・ときめき”のまちづくり～』とし、その実現に向けた基本方針と目標が示されている</p>				
	基本方針		目標		
	基本方針① 雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち	目標 1 暮らす人を増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安心して快適に暮らす</li> <li>◆安全で快適に移動する</li> </ul>		
	基本方針② 歩いて楽しいまち	目標 2 訪れる人を増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆憩いの場をつくる</li> <li>◆楽しく歩く環境をつくる</li> <li>◆まちなかにアクセスしやすくする</li> </ul>		
基本方針③ いきいきとまちづくり活動ができるまち	目標 3 活動する人を増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民活動の拠点をつくる</li> <li>◆市民活動を支援する</li> </ul>			
「歴史文化」に関連する内容	<p>本計画では、各基本方針の目標達成のために展開する事業が示されており、事業の中には、産業・文化発信や市民活動の拠点整備等、歴史文化に関わる事業もあげられている。</p> <p><b>■目標達成のために展開する事業</b></p>				
	<p>目標 1 暮らす人を増やす</p> <p><b>目標達成のための主要事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆安心して快適に暮らす</li> <li>23. サービス付き高齢者住宅・ファミリー向け都市型住宅の整備事業</li> <li>24. まちなか居住共同住宅供給事業</li> <li>25. 克雪すまいづくり支援事業</li> <li>26. まちなか住み替え促進事業・まちなか居住重点地区の居住促進(土地区画整理事業完了地区)</li> <li>◆安全で快適に移動する</li> <li>4. 道路消雪施設整備事業</li> <li>5. 歩道照明設置事業</li> <li>6. 細街路整備事業</li> </ul>	<p>目標 2 訪れる人を増やす</p> <p><b>目標達成のための主要事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆憩いの場をつくる</li> <li>11. 老人デイサービス施設整備・子育て支援施設整備事業</li> <li>12. 市民交流センター整備事業</li> <li>19. ラポート周辺地域活性化整備事業</li> <li>65. (仮称)障がい者支援センター整備事業</li> <li>◆楽しく歩く環境をつくる</li> <li>3. キナーレ南側進入路整備事業</li> <li>16. 石彫プロムナード活用事業</li> <li>18. まちなか「花の情報マップ」作成事業</li> <li>27. (仮称)産業・文化発信館整備事業</li> <li>28. 中心市街地にぎわい力アップ事業</li> <li>33. 中心市街地まちと個店の魅力掘り起し事業</li> <li>34. 中心市街地情報板設置事業</li> <li>57. 「とおかまちナビ」サービス事業</li> <li>◆まちなかにアクセスしやすくする</li> <li>1. 中心市街地駐車場整備事業・大型公益施設に付帯する駐車場整備事業</li> <li>66. 中心市街地巡回バス実証実験事業</li> </ul>	<p>目標 3 活動する人を増やす</p> <p><b>目標達成のための主要事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民活動の拠点をつくる</li> <li>10. (仮称)十日町市民文化ホール・中央公民館整備事業</li> <li>13. 市民活動センター・まちなか公民館整備事業</li> <li>◆市民活動を支援する</li> <li>2. コミュニティガーデン整備</li> <li>15. 市民の健康づくり推進事業</li> <li>54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業</li> </ul>		

## 十日町市歴史文化基本構想

- 発行 平成 30 年 3 月 新潟県十日町市
- 編集 十日町市教育委員会事務局文化スポーツ部文化財課  
〒948-0072 新潟県十日町市西本町 1 丁目 382 番地 1  
TEL 025-757-5531 FAX 025-757-6998
- 印刷 株式会社 滝沢印刷

表紙と本文中の写真の一部は、(一社)十日町市観光協会及び大関義男氏からの提供を受けた。本書に掲載した写真を許可なく転載することを禁ずる。